

初度適用ガイド

2021年9月（2021年6月版の改訂版）

国際品質マネジメント基準第1号 財務諸表の監査若しくはレビュー又はその 他の保証若しくは関連サービス業務を行う 事務所の品質マネジメント

IAASB

International Auditing
and Assurance
Standards Board

初度適用ガイド:
国際品質マネジメント基準 1 (ISQM 1)
財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは
関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント

目次

はじめに	3
SOQM に対する責任	14
監査事務所のリスク評価プロセス	17
ガバナンスとリーダーシップ	33
職業倫理に関する規定	36
顧客関係及び特定の業務契約の新規の締結及び更新	39
業務の実施	41
リソース	43
情報とコミュニケーション	55
特定の対応	60
監視及び改善プロセス	63
ネットワークの要求事項又はネットワークのサービス	82
SOQM の評価	87
文書化	95

本書は、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board, IAASB）のスタッフにより作成された。この『初度適用ガイド』は、ISQM 1 の理解と適用の支援を目的としている。本書は IAASB の規範性のある公表物ではなく、また ISQM 1 を修正又は ISQM 1 に優先するものではない。ISQM 1 の文言のみが規範性を有する。また、本書は必要事項を全て網羅することを意図してはおらず、いかなる設例も例示目的のみで提供されている。本書を読むことは、ISQM 1 を読むことに代わるものではない。

はじめに

ISQM 1 とは



ISQM 1 第 16 項(x)

監査事務所は、IAASB の業務基準のもと、以下に挙げるようなさまざまな種類の業務を行うことができる。

- ISA¹及びISRE²に従って遂行される財務諸表の監査又はレビュー
- ISAE³に従って遂行される過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務（例：拡張された外部報告の保証、受託会社での統制に対する保証）
- ISRS⁴に従って遂行される関連サービス業務（すなわち、合意された手続及びコンピレーション業務）

IAASB の業務基準は、業務執行責任者及び業務チームの責任を含め、上記のような業務の遂行を扱っている。これらの基準は、監査事務所が ISQM 1 及び ISQM 2⁵と同程度又はそれ以上に厳格な各国の要求事項に従うことを前提としている。

ISQM 1 は、監査事務所の品質マネジメントシステム（SOQM）を有する責任について扱っている。SOQM は、業務チームによる高品質な業務の遂行を可能にし、これを支援するための環境を醸成する仕組みである。これは、監査事務所による業務品質の管理方法に着目することにより、一貫した業務品質の達成を支援する。

ISQM 1 は、既存の基準書である国際品質管理基準第 1 号（ISQC 1）「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に代わるものである。



本書では、ISQM 1 への参照を表すために、このアイコンを使用する。



本書では、ISQM 1 に記載された設例を表すために、この枠とアイコンを使用する。

ISQC 1 からの主な変更点

ISQM 1 の目的は、監査事務所における SOQM の強固さの強化である。そのためには、監査事務所は、その性質及び状況、並びに遂行する業務に基づいて SOQM の整備、適用及び運用をカスタマイズする必要がある。また、現行の ISQC 1 の要求に応じた独立した要素に対処する方針及び手続から、システム全体を考えた統合的な品質マネジメントアプローチへの移行も必要である。

主な変更は以下のとおりである。

- 品質目標に対するリスクの識別及び当該リスクへの対応を通じて目標を達成することに重点を置いた、品質マネジメントのためのより主体的で個別の状況に応じたアプローチを採用



本書では、別の構成単位又は要求事項と相互に関連している ISQM 1 の側面を表すために、このアイコンを使用する。

¹ 国際監査基準（International Standards on Auditing）

² 国際レビュー業務基準（International Standards on Review Engagements）

³ 国際保証業務基準（International Standards on Assurance Engagements）

⁴ 国際関連サービス基準（International Standards on Related Services）

⁵ 国際品質マネジメント基準（International Standards on Quality Management）第 2 号「審査（Engagement Quality Review）」

- 増大する指導的責任を含め、監査事務所のガバナンスとリーダーシップに取り組むための要求事項を強化
- 基準を最新化し、監査事務所環境に影響を与える要素を反映するために要求事項を拡大。これには、テクノロジー、ネットワーク、外部のサービス・プロバイダーの活用に関する要求事項も含まれる。
- 外部の者とのコミュニケーションを含め、情報とコミュニケーションに関する要求事項を新たに追加
- SOQM 全体のより主体的な監視を促進するため、監視活動及び改善における要求事項を強化し、不備をタイムリーかつ効果的に改善。



ISQM 1 第 5 項、第 19 項
及び A30 項

ISQM 1 の適用可能性（監査事務所内における適用の程度を含む）

ISQM 1 は、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う**全ての**監査事務所に適用される。監査事務所がこれらの業務の**いずれか**を行っている場合に ISQM 1 が適用される。

監査事務所が、IAASB の業務基準のもとで行われる業務ではない種類の業務（例えば税務、コンサルティング等）を遂行している場合には、ISQM 1 は、そのような業務にまで SOQM を拡張することは要求しない。

とはいえ、ISQM 1 は、監査事務所の間接部門（IT、人事等）、IAASB の業務基準にしたがって遂行されないその他の業務、又は IAASB 業務基準にしたがって行われる業務の遂行に関与しない職員にも影響を及ぼす可能性がある。これは、ISQM 1 が品質マネジメントを監査事務所の独立した機能とは捉えていないからである。ISQM 1 では、品質マネジメントの有効性を高めるに当たって、品質マネジメントを監査事務所の文化、戦略、運営活動及び業務プロセスに統合することを奨励している。さらに、法令や職業倫理に関する規定を全うするために、監査事務所の SOQM は、事務所の他の領域にも対処しなければならない場合がある。

監査事務所の SOQM が他の領域に影響を与える例

- ISQM 1 は、「当事務所は、事務所全体に浸透した文化を通じて、品質へのコミットメントを実証する」といった品質目標の設定を監査事務所に要求する。さらに ISQM 1 は、「監査事務所の財務上及び業務上の優先事項を含む、監査事務所の戦略的意思決定及び行動における品質の重要性」を認識し、これを強化する文化の必要性にも対処している。したがって、監査事務所の戦略、意思決定、目標及びリソースマネジメントには、品質へのコミットメントを反映させる必要がある。
- ISQM 1 は、人的資源とテクノロジー資源に対処する。その結果、監査事務所の IT 機能と人事機能は、SOQM の影響を受ける可能性がある。
- ISQM 1 は、リソースの入手、配分、又は付与を含むリソースのニーズと計画に対処する。これは、財務的資源を含むリソースを監査事務所全体で活用する方法に影響を与える。
- ISQM 1 は、職業倫理に関する規定の履行に対処する。職業倫理に関する規定の条項の文脈において、監査事務所は、以下のような方針又は手続の整備と実施を必要とする可能性がある。
 - 監査事務所が財務諸表の監査又はレビューを行っている公開企業である顧客に対して一定の非保証業務を提供することを禁止する。

- 財務諸表の監査又はレビュー、若しくはその他の保証業務を遂行する職員、並びに監査事務所内で特定されたその他の個人が、当該業務の遂行対象である企業に対して一定の財務上の利害関係を持つことを禁止する。

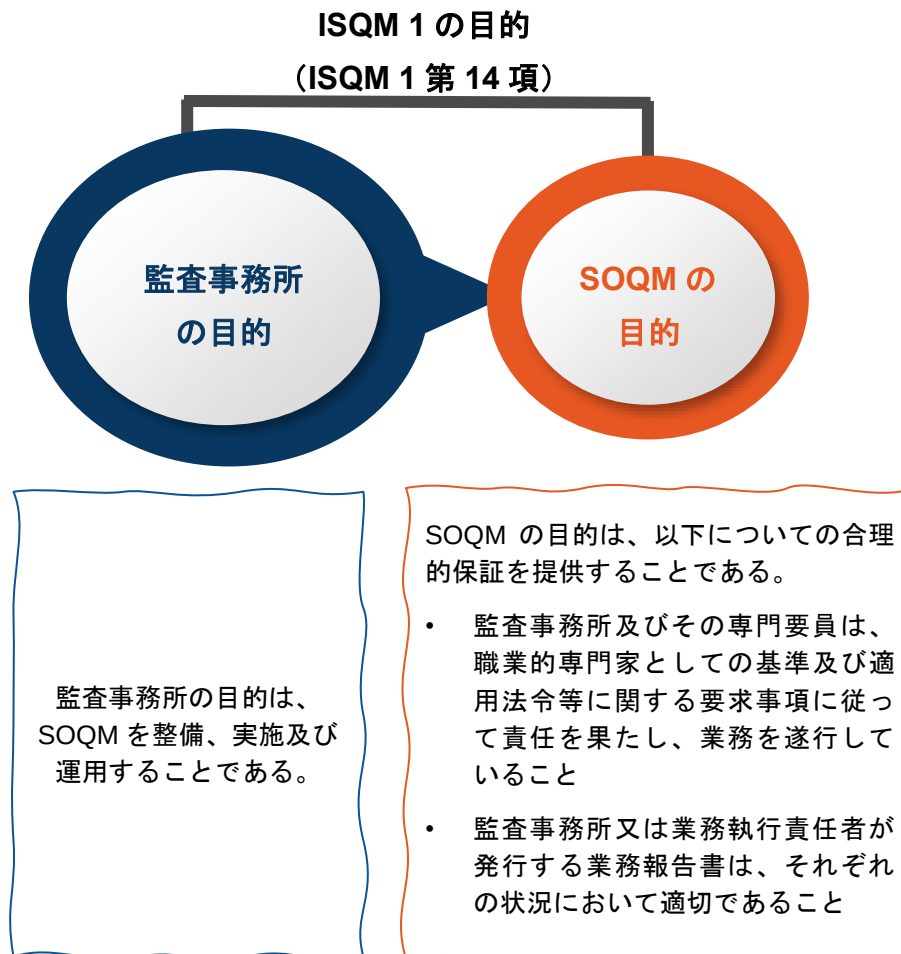
その他のサービスを行っている（すなわち、監査又はレビュー、若しくはその他の保証業務に関与していない）事業単位、及び当該事業単位で作業する個人が、このような方針や手続の影響を受ける可能性もある。

ISQM 1 の目的



ISQM 1 第 14 項から第 15 項、
第 16 項(s)及び A5 項

ISQM 1 第 14 項には、品質マネジメント、すなわち SOQM の整備、実施、及び適用に当たっての監査事務所の目的が含まれている。内部統制システムと同様、SOQM にも目的がなければならない。SOQM を整備し、SOQM が効果的であるかどうか（すなわち、目的を達成したかどうか）を判断するには、この目的が重要である。したがって、ISQM 1 第 14 項には、監査事務所の目的と SOQM の目的の両方が含まれている。





SOQM の目的は、ISQM 1 の要求事項において次のような局面で明示的に活用されている。

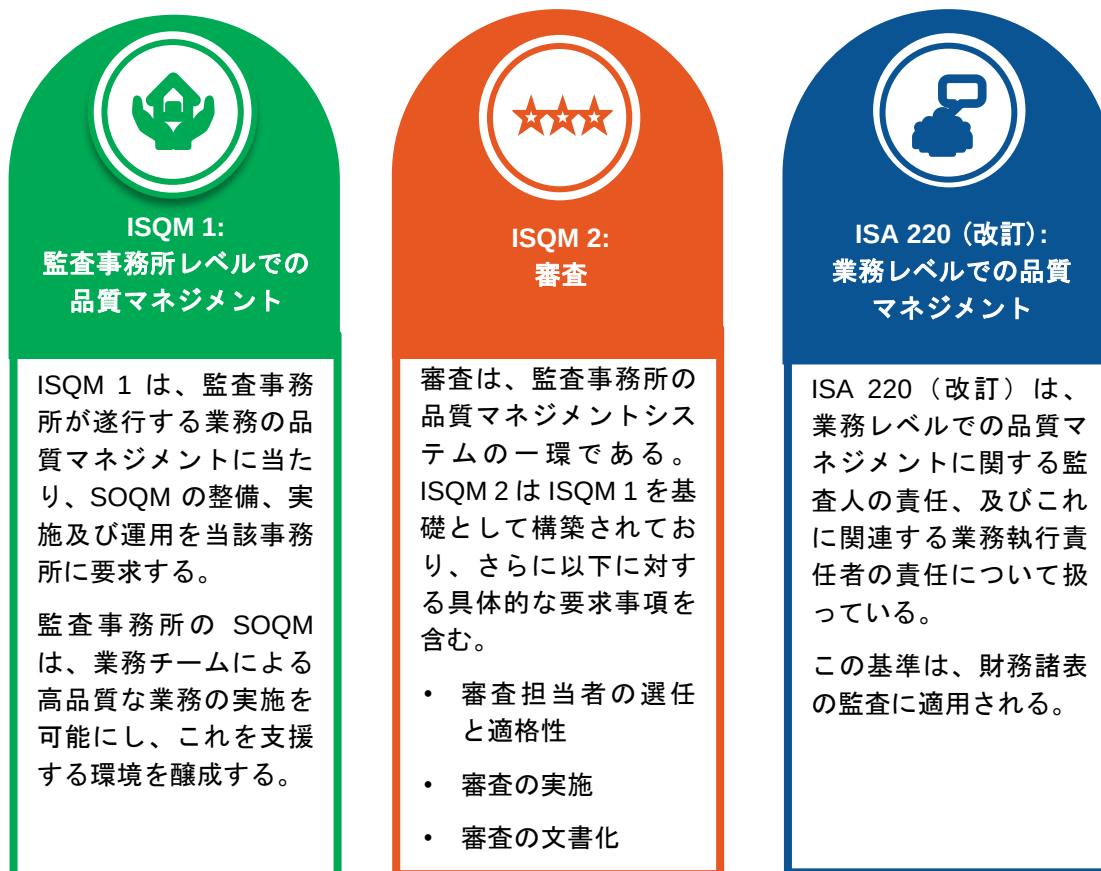
- 監査事務所が、追加の品質目標を設定する必要があるかどうかを判断するに当たって（ISQM 1 第 24 項）。
- SOQM の目的が達成されたという合理的保証を、SOQM が監査事務所に提供しているかどうかを結論付けるに当たって（ISQM 1 第 54 項）。

ISQM 1 は、SOQM には固有の限界があるため、合理的な保証は絶対的な保証水準ではないと説明している。そのような限界には、意思決定における人間の判断に誤りが生じうること、また例えば人為的なミスや人の行動又は IT アプリケーションの障害により監査事務所の SOQM が立ち行かなくなる可能性があるという事実が含まれる。



ISQM 1 第 2 項から第 3 項、A1 項

ISQM 1 と ISQM 2 及び ISA 220（改訂）⁶の関係



⁶ ISA 220（改訂）「財務諸表監査における品質マネジメント」

監査事務所は、SOQMを整備、実施及び運用する責任を負う。業務レベルでは、SOQMの複数の側面が適用され、運用される可能性があるが、監査事務所は引き続き SOQM の責任を負う。SOQM の側面が、業務レベルでどの程度、適用及び運用されるかは、監査事務所の性質と状況、及び当該事務所が遂行する業務によって異なる。

i ISQM1 A50 項には、監査事務所及び業務レベルで運用される対応の例が記載されている。



監査事務所はその規模にかかわらず、ISQM 1 及び該当する場合は ISQM 2 への準拠を要求される。財務諸表の監査を実施する業務チームは、ISA 220（改訂）に準拠しなければならない。小規模の監査事務所は、SOQM の一部の側面については事務所全体における対応を確立する必要はないと判断することが容認されているが、そのような場合、業務レベルの品質マネジメントと並行して運用する対応を整備及び実施すればよい。

適用開始日



ISQM 1 第 13 項

監査事務所は、2022 年 12 月 15 日までに、ISQM 1 に従って、SOQM を整備及び適用することが求められる。ISQM 1 第 53 項及び第 54 項で要求される SOQM の評価は、2022 年 12 月 15 日から 1 年以内に実施しなければならない。

すなわち、2022 年 12 月 15 日までに、監査事務所は、以下を行うことが期待される。

- (a) 品質目標の設定、品質リスクの識別と評価及び対応の整備と実施
- (b) 監視活動の整備と実施

対応と監視活動の運用開始は、2022 年 12 月 15 日以降から要求される。

ISQM 1 の早期適用は認められるが、その場合、監査事務所は三つの品質マネジメント基準の全てを同時に採用しなければならない。



IAASB は、適用の準備段階で監査事務所が想定するであろう事項に対する実務的な観点について説明した動画をリリースしている。（動画リンクは[こちら](#)）



監査事務所が市場への新規参入者で、ISQM 1 の適用開始日以降に業務を開始した場合に、監査事務所は業務開始までに IAASB の業務基準に従って、自身の SOQM を整備及び適用しておく必要がある。対応と監視活動の運用は、業務開始日以降に開始する。

監査事務所による ISQM 1 の実務上の適用方法の例

- 監査事務所は、適用開始日に向けて、段階的に適用を進めるアプローチをとることができる。たとえば、これにより、適用開始日前のさまざまな段階で、特定の構成単位に対する方針又は手続の整備と実施、及びこのような方針の運用が開始されることがある。このような場合、監査事務所は、方針又は手続それぞれについて、独自に適用開始日を定めることになる。
 - このアプローチにより、多数の変更を一度に行うことによる影響を緩和することができる。
 - 監査事務所は適用開始日前に方針又は手続をすでに適用したとしても、新たな SOQM の一部しか適用されていないことから、ISQM 1 を「早期適用」したとはみなされない。
- 監査事務所は、適用開始日に新規及び改訂後の方針又は手続全ての運用を開始できる。

- 監査事務所は、適用開始日以前に新規 SOQM を試験的施行又は検証することができる。試験的施行又は検証は、SOQM の特定領域に対して、又は業務チームの選択により実施される。
 - 監査事務所が新たな SOQM を完全な形で正式に適用し、運用を開始しない限り、SOQM が運用されているとはみなされない。



監査事務所が、現在、ISQC 1に適合している場合、その事務所では、すでに方針及び手続が整っているだろう。この方針及び手続が、監査事務所の新たなSOQMに対して依然として目的適合性があり適切な場合もあれば、新たなSOQMに合わせた改訂又は改善が必要な場合もあろう。既存の方針及び手続が、目的適合性があり適切であり続ける可能性があるものの、監査事務所は、ISQM 1に準拠したSOQMを設定する必要があるだろう。

ISQM 1 の構造と構成単位



ISQM 1 第 6 項及び A3 項

ISQM 1 は、以下により構成されている。

- SOQM の重要な側面を取り扱う八つの相互に関連した構成単位
- 特定のトピックに対応するその他の要求事項により構成されている。

監査事務所は、構成単位の要求事項を含む ISQM 1 内のあらゆる要求事項を満たす必要がある。

監査事務所は、八つの構成単位に従って、SOQM を組織化する必要はなく、異なる用語法やフレームワークを使って SOQM の構成単位を記述してもよい。



現行の ISQC 1 には、方針及び手続の整備が必要な構成要素が六つ含まれている。

ISQM 1 には、構成単位が八つある。ISQM 1 の構成単位は、現行の ISQC 1 の構成要素と整合しつつ、次の二つの新たな構成単位を含む。

- 監査事務所のリスク評価プロセス
- 情報とコミュニケーション

ISQM 1 における八つの構成単位の概要

監査事務所のリスク評価プロセス	SOQM の一部として、監査事務所により設定されたプロセス	- 品質マネジメントに対するリスク・アプローチの実施において、監査事務所が従わなければならないプロセス - 品質目標の設定、その品質目標達成に対する品質リスクの識別と評価、及びその品質リスクへの対応の整備と実施で構成される。
ガバナンスとリーダーシップ	SOQM の運用環境の設定	監査事務所の文化、リーダーシップの責任及び説明責任、監査事務所の組織構造、役割及び責任の付与、並びにリソース計画と配分等を扱っている。
職業倫理に関する規定	業務の実施における基本トピック	- 監査事務所及びその専門要員による職業倫理に関する規定の履行を扱っている。 - また、監査事務所の外部者に適用される範囲内でも、職業倫理に関する規定を扱っている。
顧客関係と特定の業務契約の新規の締結及び更新	業務の実施における基本トピック	顧客関係又は特定の業務の新規の締結又は更新を行うかどうかについての監査事務所による判断を扱っている。
業務の実施	業務の実施において基本となる個別トピック	- 指示、監督と査閲、コンサルテーション及び判断の相違を含め、高品質な業務の一貫した実施を推進及び支援する監査事務所の活動を扱っている。 - 業務チームが職業的専門家としての判断及び職業的専門家としての猜疑心を（必要であれば、業務の性質と状況に対し）働かせる際の監査事務所による支援の方法を含む。
リソース	業務の実施において基本となる個別トピック	- SOQM の整備、適用及び運用を可能にするためにリソースを適時入手、開発、利用、維持、配分及び付与することについて扱っている。 - テクノロジー資源、知的資源、及び人的資源を含む。また、サービス・プロバイダーに対処する。

情報とコミュニケーション	他の構成単位の運用を可能にする	SOQM に関する情報の入手、生成、又は使用、及び SOQM の整備、適用、及び運用を可能にするための監査事務所内外とのタイムリーな情報のやり取りについて扱っている。
監視及び改善プロセス	SOQM の一部として、監査事務所により設定されたプロセス	- 具体的には、以下のようなプロセスを指す。 - 監査事務所に、SOQM の整備、適用及び運用に関して目的適合性があり信頼でき、かつ適時の情報を提供するプロセス - 不備が適時に改善されるように、不備に対応する適切な措置を講じるプロセス

前述のように、監査事務所のリスク評価プロセス、並びに監視及び改善プロセスは、監査事務所が従うべき**特定のプロセス**を提示する。残りの構成単位は、監査事務所が設定すべき品質目標から成るが、これは品質リスクを識別及び評価し、対応を整備及び実施するための基盤を形成する。

これらの八つの構成単位に加え、特定のトピックに対処する ISQM 1 のその他の要求事項では、以下を扱う。

- SOQM に関連する責任の分担
- 監査事務所が整備及び実施しなければならない特定の対応
- 監査事務所があるネットワークに属し、その SOQM においてネットワークの要求事項又はネットワークのサービスを使用している場合の状況
- リーダーシップによる SOQM の年次評価、及びリーダーシップの業績評価
- 文書化



ISQM 1 第 7 項及び A4 項

SOQM はどのように継続的かつ反復的に運用されるか

ISQM 1 の主な変更の一つに、「SOQM は、継続的かつ反復的に運用され、監査事務所及び業務の性質及び状況の変化に対応すべく意図されたものである」とされた点が挙げられる。更に言えば、ISQM 1 は「直線的」に記述されているのに対して、SOQM の運用は「直線的」には行われない。つまり、

- ISQM 1 のさまざまな構成単位や要求事項は、互いの文脈の中で考慮されることが意図されており、
- 各構成単位又は要求事項は、他の構成単位又は要求事項に影響を与える可能性がある。

構成単位がどのように相互に関連しており、他の構成単位に影響を与えるかは、構成単位によって異なる。これはそれぞれの性質の違いによるものである。



本書では、別の構成単位又は要求事項と相互に関連している ISQM 1 の側面をこのアイコンで表す。



ISQM 1 第 64 項及び A111 項には、構成単位が相互に関連している例が記載されている。

構成単位又は要求事項が ISQM 1 全般にわたってどのように相互に関連しているかを示す例

リスク評価プロセスと監視及び改善プロセスは SOQM へ広範囲に適用される。

監査事務所リスク評価プロセスとは、品質目標を設定し、品質リスクを識別及び評価したうえで、対応を整備及び実施するために使用されるプロセスである。これは（監視及び改善を除く。）他の構成単位にも適用される。

監視及び改善プロセスは、SOQM 全体を監視する。したがって、監視活動は、（リスク評価プロセスを含む。）SOQM の全ての構成単位に対して行われる。

ガバナンスとリーダーシップが SOQM を支援する環境を醸成する。

例えば、リーダーシップが品質を強化・改善する行動の推進や支援を行わないとしたら、SOQM における（監視又はコンサルテーション等の）機能を担う専門要員に対して品質向上に努めて職務を行うよう説得又は強制したり、業務チームに対して高品質な作業を行うよう説得又は強制するのは難しいだろう。

SOQM の運用を可能にするにはリソース及び情報とコミュニケーションが必要である。

他の構成単位を支援するためにはリソースが必要である。例えば、

- IT アプリケーションとしてのテクノロジー資源は、監査事務所内の適切なレベルにおける顧客関係や特定業務の承認を円滑化するために必要であろう。
- 職業倫理に関する規定の条項が記載されたマニュアルやガイド（知的資源）は、職業倫理に関する規定の理解を支援するために必要とされるだろう。

情報やコミュニケーションは、その他の構成単位の支援に必要である。例えば、

- 業務に適切な専門要員を選任するには、情報が必要である。
- 顧客関係と特定の業務契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の判断を裏付けるには情報が必要である。
- 専門要員に職業倫理に関する規定に関する責任を確実に自覚させるには、職業倫理に関する特定のコミュニケーションが必要である。

構成単位には品質の重複が存在する。

例えば、職業倫理に関する規定には、顧客関係及び特定の業務契約の新規の締結及び更新に関連する条項が含まれることがある。

例えば、ガバナンスとリーダーシップが、リソースのニーズ、リソース計画と入手、リソースの配分又は付与に、監査事務所の品質に対するコミットメントと整合の取れたやり方で対処する。

ある構成単位での対応が、別の構成単位で品質リスクを引き起こすことがある

例えば、監査事務所は、監査や会計についての業務チームにコンサルテーションを提供するためにサービス・プロバイダーを関与させることがある（すなわち、これは、SOQM の運用を可能にするため、適切な専門要員を獲得する必要性に応えるリソースにおける対応である）。サービス・プロバイダーは、監査事務所に、コンサルテーション料金を時間単価ベースで請求する。コンサルテーションにサービス・プロバイダーを起用することで、業務の実施の品質リスクが上がる可能性がある。これは、監査事務所に対するコストの発生を回避するため、業務チームがコンサルテーションを受けずに問題を解決しようとする可能性があるためである。

一つの対応で、複数の構成単位にわたる品質リスクに対処できることがある

例えば、不服と疑義の申立てに対処するために監査事務所により整備及び実施された対応は、（i）リソース（例えば、専門要員の品質へのコミットメント）、（ii）職業倫理に関する規定、及び（iii）ガバナンスとリーダーシップにおける品質目標に関連する品質リスクに対処できる。

ISQM 1 はどのように適用の柔軟性に対応しているか



ISQM 1 第 10 項、第 16 項(o)、
第 19 項及び A31 項

ISQM 1 は、監査事務所に対し、その性質及び状況、並びに遂行する業務に基づいて SOQM の整備、適用及び運用の調整を要求する。したがって、ISQM 1 第 19 項は、監査事務所に対して SOQM の整備、適用及び運用において職業的専門家としての判断を行うことを要求している。

監査事務所が職業的専門家としての判断を行う例

完了した業務の検査に対する方針又は手続を整備する際、監査事務所は以下を決定する際に職業的専門家としての判断を行う。

- 検査対象となる業務として選択されやすい業務の特徴とは何か。
- 検査対象となる業務執行責任者として選択されやすい業務執行責任者の特徴とは何か。
- 業務執行責任者の選任に当たっての周期

発見事項が不備であるかどうかを評価する場合、監査事務所が、発見事項と関連する品質リスク、発見事項の性質とその影響が及ぶ範囲の広さ、監視活動がどのように整備及び実施されていたか等の要因を考慮し、職業的専門家として判断する。

適用の柔軟性、及び SOQM の調整は、以下のように多数の方法で、ISQM 1 の要求事項に組み込まれている。

- 品質目標は成果に基づいて決定される。品質目標をどのように達成するかは監査事務所が決定する。
- 品質リスクは、監査事務所に合わせて調整される。品質リスクの識別と評価において監査事務所は、監査事務所及びその業務の内容及び状況に関連する状況、事象、環境又は行動の有無の理解に重点を置く。
- 必須である特定の対応はわずかしかない。監査事務所は、品質リスクへの独自の対応を整備及び実施することを期待されている。
- 監視及び改善プロセスに対する要求事項は、監視及び改善への対処のため、監査事務所が整備を期待されている事項を定めている。監査事務所による当該プロセスの実施方法は、監査事務所の状況に合わせて調整される。

本書では、監査事務所とその特徴を表すため、次のアイコンを使用している。



小規模又は複雑でない
監査事務所



ネットワークに属する
監査事務所



公的部門の監査事務所

本書には、この他にもあらゆる監査事務所に当てはまるさまざまな例が記載されている。

ISQM 1 の適用指針には、複雑でない監査事務所及びより複雑な監査事務所に当該基準のさまざまな側面を適用する方法を示す例が用意されている。また、本書には、ISQM 1 の適用方法は、監査事務所によって異なることを示す例も記載されている。



ISQM 1 で特に適用の柔軟性に対処している例：

- A35項：役割と責任の付与
- A39項及びA52項：監査事務所のリスク評価プロセス
- A99項：リソース
- A111項：情報とコミュニケーション
- A144項、A156項及びA166項：監視及び改善プロセス
- A189項及びA199項：SOQMの評価及び業績の評価
- A203 項：文書化



ISQM 1 第 17 項は、監査事務所及びその業務の性質及び状況により、場合によっては ISQM 1 のある要求事項が、当該監査事務所には関連のない可能性があることを認めている。この場合、当該監査事務所は、当該要求事項に従うことは期待されていない。このような状況の例は、ISQM 1 A29 項に記載されている。

SOQM に対する責任



ISQM 1 第 17 項から第 22 項,
A29 項から A38 項

責任の付与

ISQM 1 第 19 項は、監査事務所は、SOQM の整備、適用及び運用を要求されていることを示している。これにより、SOQM の最終的な責任は監査事務所が負う。とはいえ、監査事務所は行動を起こすことのできる個人ではなく組織である。よって ISQM 1 は、監査事務所に、SOQM 及び SOQM のその他の側面についての責任者を選任し、付与された役割に対して責任を負わせることを要求している。

ISQM 1 で、責任の付与に対応する要求事項は以下のとおりである。

監査事務所が個人に付与しなければならない役割と責任

責任を付与される者は、適切な経験、知識、時間、影響力及び権限を有していなければならない。

第 28 項(b)及び(c)には、リーダーシップは、品質に関する責任及び説明責任を負い、行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示すという品質目標が記載されている。

SOQM に対する最終的な責任及び説明責任

- 最高経営責任者（若しくはそれに相当する職位）、理事（若しくはそれに相当する職位）又は該当する場合、理事会（若しくはそれに相当する組織）のいずれかに付与する。
- ISQM 1 について理解していることが期待される（第 18 項）。
- ISQM 1 の目的を達成する監査事務所に対する最終的な責任及び説明責任を持つ。
- SOQM が SOQM の目的を達成しようとしているかどうかを評価し、判断する責任を持つ。SOQM に対する直接の責任及び説明責任を負わせるにはこれが重要である（第 53 項及び第 54 項）。

SOQM に対する運用責任

- ISQM 1 について理解していることが期待される（第 18 項）。
- SOQM の整備、適用及び運用に対する責任及び説明責任を持つ。

SOQM の特定の側面に対する運用責任

- 独立性に関する要求事項への準拠
 - 独立性に関連するあらゆる事項を監督する責任を持つ（A36 項）。
- 監視及び改善プロセス
 - 監視及び改善を監督する責任を持つ。
 - 当該個人は、不備の改善に関連する措置を講じ、監視及び改善に関連する事項を伝達する必要がある（第 43 項、第 44 項及び第 46 項）。
- その他、監査事務所により定められた具体的な側面。

ISQM 1 は、監査事務所がどのように事務所内の役割、責任及び権限を付与するかは一定ではなく、リーダーシップと経営構造又はその付与された責任に関連する法令等により課せられた要求事項に影響を受ける可能性があることを説明している。

ISQM 1 は、監査事務所に対し、責任の付与を要求しているが、その責任を付与された者自身が、当該責任を果たすために必要なあらゆる手続、タスク又は措置を実施することは期待されていない。このような個人が、自身に付与された責任、及び責任に対する説明義務を負う限り、手続、タスク又は措置を委託することができる。

i ISQM 1 A35 項には、役割と責任の付与がどのように行われるかを示した例が記載されているが、複雑でない監査事務所とより複雑な監査事務所とは異なる可能性がある。

i ISQM 1 A33 項は、監査事務所がどのように SOQM に対する評価及び結論の責任を負うか、その例を示している。さらに、SOQM に対する最終的な責任及び説明責任を持つ者に評価及び結論付けを割り当てる。



ガバナンスとリーダーシップの構成単位には、監査事務所が、SOQM の整備、適用及び運用を可能にするに当たって適切な組織構造を有し、かつそのような役割、責任及び権限の付与を行っている、という品質目標が含まれる。

ISQM 1 第 56 項は、監査事務所、SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者及び SOQM の運用責任を付与された者について定期的な業績評価を実施することを要求している。定期的な業績評価の実施は、リーダーシップによる説明責任の履行を促す。

SOQM 又はそれに関連する側面の責任を付与される可能性のある者

ISQM 1 は、SOQM 又はそれに関連する側面の責任を付与された者は、通常、監査事務所のパートナーであると説明している。しかし、ISQM 1 は、場合によっては、監査事務所自体のパートナーではないこともあると認識している。例えば、当該者がネットワークの地域統括法人のパートナーで、監査事務所がこの地域の一地区を構成する場合がこれに該当することがある。

監査事務所は、リーダーシップの責任をサービス・プロバイダーに業務委託することはできない。これは、監査事務所の SOQM に対する責任は監査事務所自体が負い、個人は監査事務所内で適切な影響力と権限を持つことを要求されるからである。

ISQM 1 は、SOQM 又はそれに関連する側面の責任を付与された者が、付与された責任を果たすための適切な経験及び知識を持つことも要求している。場合によっては、監査事務所が、IAASB の業務基準にしたがって遂行する業務に関与しない、独立した事業単位又はサービスライン（コンサルティングサービス等）を持っていることもある。ISQM 1 は、SOQM 又はそれに関連する側面の責任を付与された者が、監査事務所が実施する特定の業務に関連する豊富な知見（監査業務に関連する経験や知識等）を有していることを要求していない。とはいえ、当該者の責任を考えると、監査事務所内で実施される業務を含め、監査事務所の戦略的意思決定、施策及び事業運営に関連する知見が必要となる可能性はある。

リーダーシップについて、ISQM 1 は現行の基準からどのように変化したか



- ISQM 1 を理解する必要がある者の明確化
- SOQM に対するリーダーシップの説明責任をさらに強調
- SOQM に関連する具体的な責任を付与するための要求事項の拡大
 - SOQM に対する運用責任
 - 独立性に関する要求事項への準拠に対する運用責任
 - 監視及び改善プロセスに対する運用責任
- 責任を付与された者の資格に対処する要求事項の強化
 - SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者を含める。
 - 付与された責任を遂行するための適切な経験、知識、監査事務所内での影響力及び権限、並びに十分な時間を有する必要がある。
- 以下の者との間で直接連絡する手段を求める新たな要求事項
 - SOQM、独立性に関する要求事項への準拠、並びに監視及び改善のプロセスに対する運用責任を付与された者
 - SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者

監査事務所のリスク評価プロセス



ISQM 1 第 16 項(q)、第 16 項(r)、第 16 項(u)、
第 23 項から第 27 項、A25 項から A27 項及び
A39 項から A54 項

監査事務所は品質マネジメントに対してリスクに基づくアプローチをとる必要がある。これは ISQM 1 の基礎であり、現行の ISQC 1 からの主要な変更点の一つでもある。

これにより、監査事務所は、

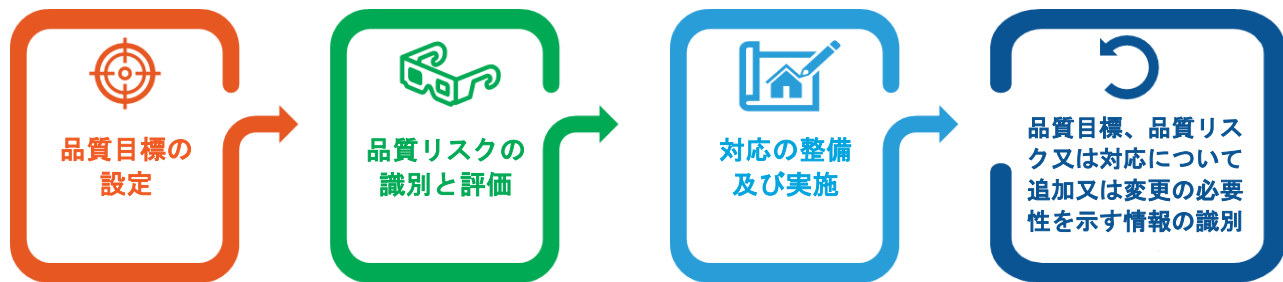


監査事務所のリスク評価プロセスは、ISQM 1 に新たに加えられた事項である。

- 監査事務所の性質及び状況、当該事務所が遂行する業務を踏まえ、発生のあるリスクを重視し、
- かかるリスクに適切に対処するための対応の実施に注力することになる。

リスクに基づくアプローチは、監査事務所が、その状況及び当該事務所が遂行する業務の状況に合わせて SOQM を調整するのに役立つ。また、監査事務所の性質及び状況、並びに遂行する業務を踏まえて最重要事項に集中することを通じて、監査事務所が効果的に品質をマネジメントするのにも役立つ。

ISQM 1 は、監査事務所に対してリスク評価プロセスの設定を要求する。その目的は、品質目標を設定し、品質リスクを識別・評価し、その品質リスクへの対応を整備し実施することである。ISQM 1 は、このプロセスの適用方法に対する要求事項を次のように示している。



監査事務所のリスク評価プロセスの整備



ISQM 1 第 23 項、
A39 項から A41 項

監査事務所が、品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、及び対応の整備と実施にどのように取り組むかは、事務所によって異なる。これは、監査事務所がどのような体制及び組織であるかを含め、監査事務所の性質及び状況による影響を受ける。

品質を管理するために、主体的かつ継続的なアプローチをとることを前提に、監査事務所が品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、並びに対応の整備及び実施に使用する情報には、以下のように、監査事務所の SOQM 自体から得られるものもある。

- 情報とコミュニケーション経路で生成された情報。その起点は内部又は外部の可能性はある。
- 監査事務所の監視及び改善のプロセスの結果

i ISQM1 A39 項には、監査事務所のリスク評価プロセスの整備が、複雑でない監査事務所とより複雑な監査事務所ではどのように異なる可能性があるかを示した例が記載されている。

i ISQM1 A41 項には、監査事務所がリスク評価プロセスで使用する内部又は外部の情報源の例が記載されている。

品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、対応の整備と実施のプロセスは、反復的かつ発展的である。ISQM 1 は、以下を説明している。

- ・ 事務所は、品質リスクを識別し評価する際に、追加の品質目標を設定する必要があると判断することがある。
- ・ 事務所は、対応を整備し実施する際に、ある品質リスクが識別及び評価されていないと判断することがある。
- ・ 監査事務所の対応により、更なる品質リスクをもたらす状況、事象、環境又は行動の有無が生じることがある。

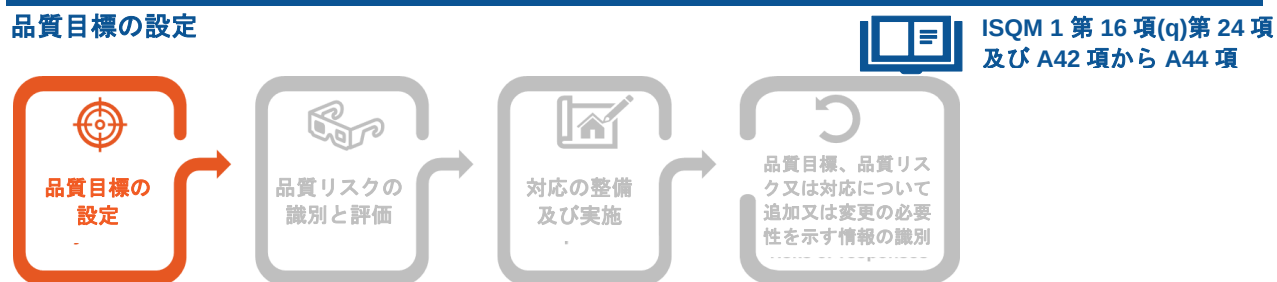
品質リスクの識別と評価において、品質目標の設定が必要であると判断される場合の例

法令、職業的専門家としての基準、及び監査事務所が事業活動を行う環境の理解において、監査事務所は、国又は地域に、追加的な品質目標の設定を求める監査事務所のガバナンスコードがあると判断した。

品質リスクを引き起こす対応の例

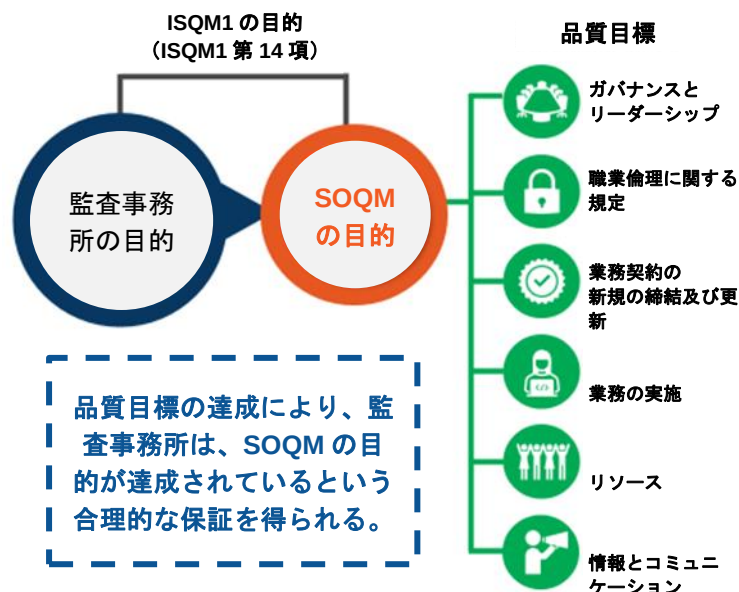
監査事務所が、監査事務所の IT 環境に関するあらゆる側面の管理をサービス・プロバイダーに委託した。これにより、サービス・プロバイダーが顧客の機密情報にアクセスできるようになるため、職業倫理に関する規定において、新たな品質リスクが生まれる。

品質目標の設定



ある SOQM は、その SOQM の目的（ISQM 1 第 14 項にある目的）を達成したときに有効といえる。ISQM 1 第 14 項にある SOQM の目的（本書前半を参照）は俯瞰的なものである。つまり、ISQM 1 は、SOQM のさまざまな構成単位に対するより具体的な品質目標が含まれているため、品質マネジメントに効果的な SOQM にするには、監査事務所がどのような成果を上げるべきであるかは明らかである。

各構成単位の品質目標は、監査事務所による厳密な品質リスクの識別と評価を支援する。これは、品質目標により、監査事務所は、その目標を達成するに当たって具体的に何を達成する必要があるか及びどんな問題が生じる可能性があるかに集中できるようになるからである。



監査事務所が設定する必要がある品質目標とは

ISQM 1 には、次の構成単位の品質目標が記載されている。

- ガバナンスとリーダーシップ
- 職業倫理に関する規定
- 顧客関係と特定の業務契約の新規の締結及び更新
- 業務の実施
- リソース
- 情報とコミュニケーション

 監査事務所のリスク評価プロセス、並びに監視及び改善プロセスに対する品質目標はない。それは ISQM 1 では、このようなプロセスの適用方法について、具体的な要求事項が設定されているためである。

監査事務所は、これらの構成単位に対する品質目標を設定する必要がある。ただし、監査事務所及びその業務の性質及び状況によっては、品質目標又はそれに関連する側面が監査事務所には関連性のない状況もあるだろう。

品質目標に関連性のない可能性がある場合の例

ISQM 1 第 31 項(b)の品質目標は、指示、監督及び査閲に対処しているため、監査事務所が個人の業務実施者である場合、関連性のない可能性がある。

当該基準で設定された品質目標は包括的なものである。ISQM 1 において、異なる用語や略称を使って品質目標を記述すると、品質目標の意味が期せずして変わってしまったり、その重要な側面が失われたりすることがあるため、注意が必要である。部分的にしか設定されていない品質目標は、SOQM の不備につながりかねない。

部分的にしか設定されていない品質目標の例

ある監査事務所は、次のとおり品質目標を設定している。

「監査調書は、業務報告書の提出日後、適時に整理される。」

ところがこの監査事務所は、以下に示す ISQM1 第 31 項(f)に従って追加すべき次のような目的の設定を完了していない。

「監査調書は、監査事務所のニーズを満たし、法令、職業倫理に関する規定及び職業的専門家としての基準を遵守するために適切に維持及び保存される。」

監査事務所が異なる記述をしたため、主要な側面が失われた品質目標の例

ある監査事務所は、次のとおり品質目標を設定している。

「監査調書は 60 日以内に保管処理され、保存期間は業務報告書の日付、又はグループ財務諸表に関する監査報告書の日付がそれ以降であればその日付から 5 年間とされている。」

この品質目標からは、ISQM 1 第 31 項(f)にある品質目標の重要な側面が不用意にも失われている。すなわち、

- 文書保持の必要性について言及していない。
- 監査事務所のニーズ、法令、職業倫理に関する規定、又は職業的専門家としての基準の変化に伴い、保存期間も変更が必要になる可能性があることを考慮していない。

監査事務所は、品質リスクの識別と評価及び対応の整備と実施を補強する下位目標を設定する必要はないが、設定を選択することができる。

監査事務所が下位目標を設定する場合の例

ある監査事務所は、監査、税務、及び会計サービスの三つの部門で構成されている。税務部門は合意された手続業務を実施することがある。また、会計サービス部門は財務諸表のコンピレーションを行う。この監査事務所は、これらの業務部門が実施するサービスや業務の性質により深く関連し、適切なものになるよう具体的に調整された下位目標を設定する。例えば、ISQM 1 第 32 項(a)(i)の品質目標に関連して、監査事務所は次のような下位目標を設定する。

ISQM 1 第 32 項(a)(i)の品質目標

「専門要員は、採用後、能力開発され組織への定着が図られるが、監査事務所が実施する業務に関連する知識や経験を有することを含め、一貫して高品質な業務を行う適性と能力を有している。」

監査事務所が設定した下位目標

- 監査部門：「専門要員は、採用後、能力開発され、組織への定着が図られるが、監査事務所が実施する監査及びその対象となる業界に関連する知識や経験を有することを含め、一貫して高品質な監査を行う適性と能力を有している。」
- 税務部門：「専門要員は、採用後、能力開発され、組織への定着が図られるが、合意された手続業務に関連する知識や経験を有することを含め、一貫して高品質な合意された手続業務を行う適性と能力を有している。」
- 会計サービス部門：「専門要員は、採用後、能力開発され、組織への定着が図られるが、財務諸表のコンピレーションに関連する知識や経験を有することを含め、一貫して高品質な財務諸表のコンピレーションを行う適性と能力を有している。」

品質目標の追加設定

監査事務所によって状況は大きく異なるため、SOQM の品質目標を達成するには、ISQM 1 で設定された目標に加えて、監査事務所が設定し、達成する必要のある目標が存在する可能性がある。これに基づいて、ISQM 1 は、SOQM の目標達成には追加的な品質目標の設定が必要であると判断される場合には目標を追加するよう、監査事務所に要求している。ただし、監査事務所による追加的な品質目標の設定が必要になる状況が一般的であるとまでは考えられず、全ての監査事務所で追加的な品質目標が必要となるわけではない。

i ISQM 1 A42 項には、どのような場合に監査事務所は品質目標の追加が適切であると考えられるかの例が記載されている。

品質目標間の関連性

品質目標は、もし達成された場合、SOQM の目標を総合的に達成する。つまり、さまざまな構成単位の品質目標は、相互に関連及び依存しているのである。例えば、ある構成単位の目的が、別の構成単位の品質目標と重複又は関連することがある。また、別の構成単位を支援していることもあれば、支援されていることもある。

別の品質目標を支援する品質目標の例

情報とコミュニケーションの品質目標は、監査事務所全体及び業務チームとの間の情報システム、コミュニケーション及び情報のやり取りに対処する。このような品質目標は、職業倫理に関する規定の構成単位の品質目標を支援するために不可欠である。これは、職業倫理に関する規定を適切に履行するには、適切な情報をタイムリーに伝えることが不可欠だからである。

品質目標の設定



ISQM 1 第 16 項(r)、第 25 項、A45 項から A48 項



品質リスクの識別と評価に当たっては、品質目標を達成する際にどのような問題が発生する可能性があるかに着目する。これにより、品質リスクへの対処に効果的な対応の整備と実施において監査事務所を支援する。また、品質への対応と向上において、監査事務所がより効果的かつ効率的にリソースを使用できるように支援する。

品質リスクとは

品質目標の達成に悪い影響を与える可能性のあるリスクは多数存在するだろう。しかし、ISQM 1 では、全てのリスクが品質リスクであるとは考えていない。これは、監査事務所にとって、考えられるあらゆるリスクを識別、評価し、あらゆるリスクへの対応を整備、実施するのは合理的ではなく、実務上可能でもないからである。ISQM 1 の狙いは、品質目標の達成に最も大きな影響をもたらすリスクに監査事務所の注意を集中させ、このようなリスクが適切に対処されるようにすることである。

ISQM 1 での品質リスクの定義には、どのようなリスクが品質リスクと見なされるかを判断するための閾値が含まれている。次の両方の規準を満たした場合、リスクは品質リスクとみなされる。

合理的な発生の可能性を持つ。

個別に又は他のリスクとともに発生する可能性を持ち、一つ又は複数の品質目標の達成に悪影響を与える。

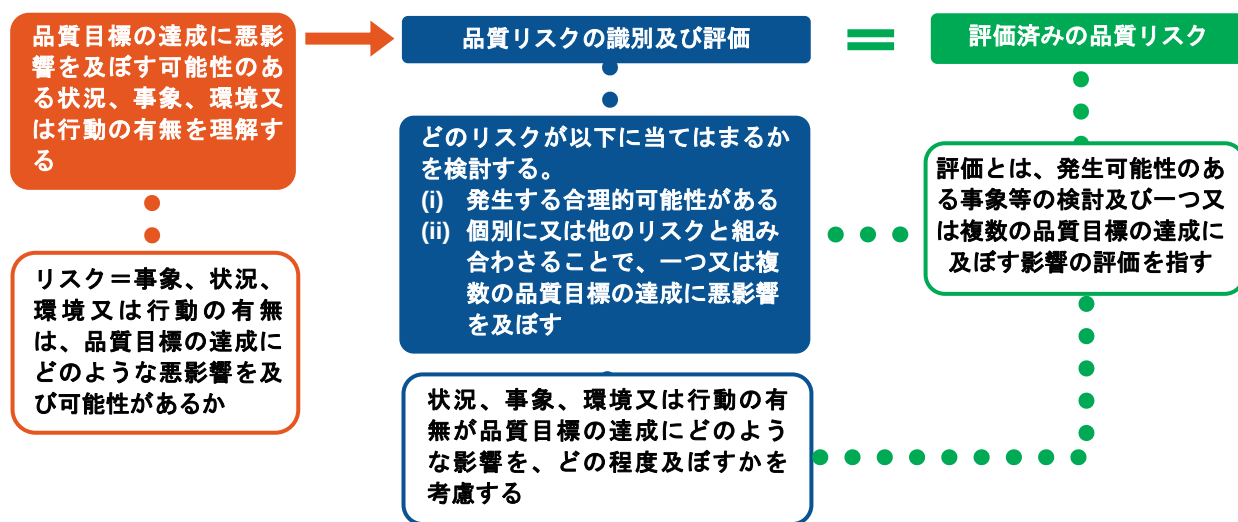
監査事務所は、あるリスクが品質リスクの定義で設定された閾値を満たすかどうかの見極めにおいて、職業的専門家としての判断を行う。



監査事務所が下位目標を設定しているかどうかにかかわらず、品質リスクの識別のための閾値は ISQM 1 の品質目標のレベルである。リスクが下位目標の達成に悪影響を与えることは合理的にあり得るが、品質目標の達成に悪影響を与えることは合理的にあり得ないという状況も考えられるが、このような場合、当該リスクは品質リスクとはみなされない。

監査事務所はどのように品質リスクを識別し、評価するか

ISQM 1では、品質リスクの識別と評価において、監査事務所がとるべきプロセスが示されているが、これを図で表すと次のようになる。



このプロセスではまず、監査事務所及びその業務に関連し、品質目標の達成に悪影響をもたらす恐れのあるさまざまな状況、事象、環境又は行動の有無の理解に重点を置いて取り組む。さらに、監査事務所は品質目標の達成に悪い影響を与える可能性があるものは何かを理解しなければならない。

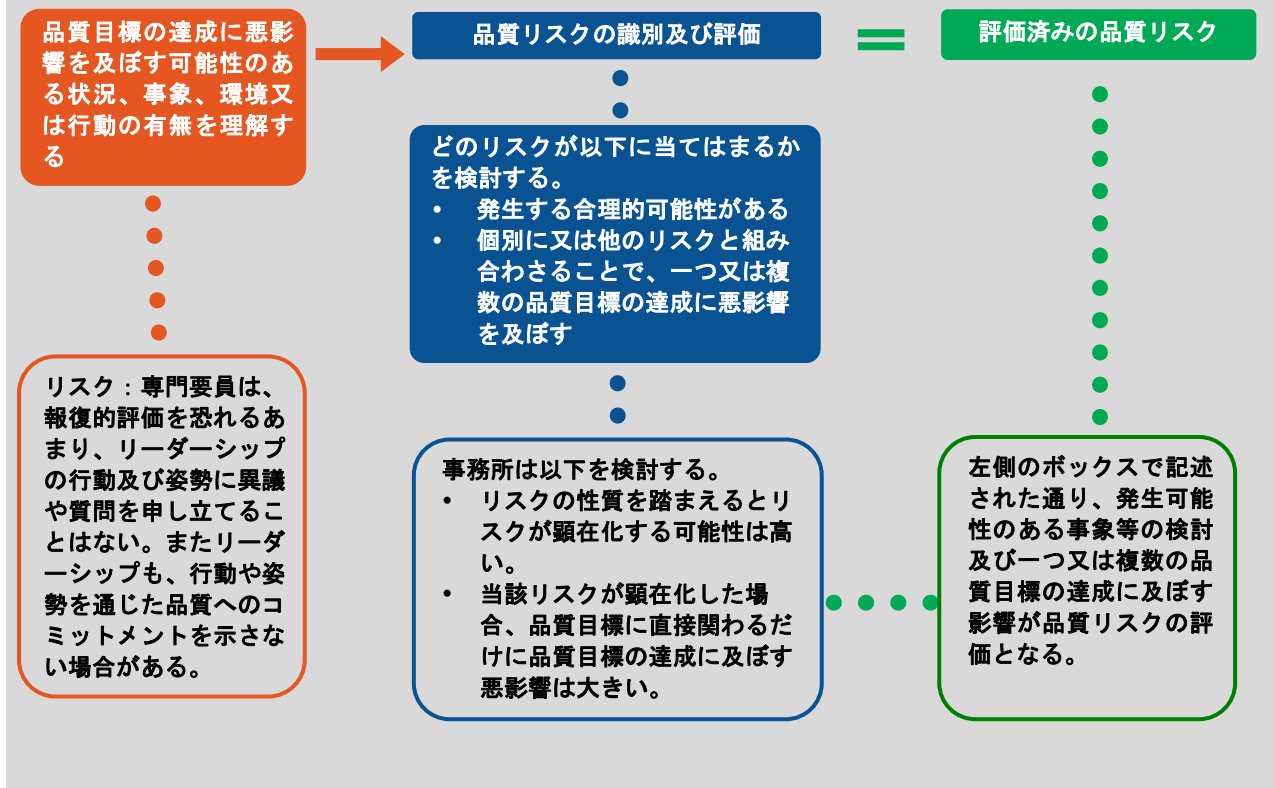
品質リスクを識別するに当たって、監査事務所は以下の点を考慮する。

- 状況、事象、環境又は行動の有無が品質目標の達成にどのような影響を、どの程度及ぼすか。
- 品質リスク発生の可能性。これは、リスクが品質リスクの閾値を満たすかどうかを判断するために必要である。

i ISQM 1 A48 項は、リスクが品質目標の達成に与える悪影響の程度に影響を与える可能性のある要因の例（発生頻度や悪影響が続く期間等）を示している。

品質リスクの**評価**は、状況、事象、環境又は行動の有無が品質目標にどのような影響をどの程度及ぼすか及びその発生確率にも影響する。このため、品質リスクの識別と評価が、同時に行われることがある。監査事務所は、品質リスクの識別と評価を二つの別個のステップとして扱うこともできるが、これは必須ではないし、期待もされていない。

品質リスクの識別と評価のためのプロセスを適用した例



品質目標の達成に悪影響を与える可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無

監査事務所全体でリスクの識別と評価のプロセスを促進するために、ISQM 1には、監査事務所が理解すべき状況、事象、環境又は行動の有無が記載されているが、これらは監査事務所及びその業務の性質及び状況に重点を置いている。ISQM 1 第 25 項(a)では、監査事務所が状況、事象、環境又は行動の有無について以下を行うことが期待されている。

- 理解すること
- これらが品質目標の達成にどのような悪影響を与える可能性があるかを考慮すること
- 品質リスクと言えるリスクが存在するかどうかを識別すること



ISQM 1 A46 項には、品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある事象、状況、環境又は行動の有無に関する監査事務所の理解及び発生の可能性のある品質リスクの例が記載されている。

ISQM 1 第 25 項(a)において、監査事務所が理解する必要のある状況、事象、環境又は行動の有無

監査事務所の複雑さ及び業務の特徴

監査事務所の規模や地理的な分散、体制、プロセスや活動の集約又は一元化の程度（サービスデリバリーセンターの利用等）、監査事務所のリソースの特徴や利用可能性等の事項を理解し、考慮する。

監査事務所の戦略的及び業務上の意思決定及び行動、業務プロセス、並びにビジネスモデル	事務所の戦略目標を含む財務上及び業務上の意思決定、財務的なリソースの管理方法、事務所の市場シェアの拡大、業界における専門性、又は新サービスの提供等の事項を理解し、考慮する。
リーダーシップの特徴及び経営スタイル	監査事務所のリーダーシップ及びその在任期間、リーダーシップ間で権限はどのように割り振られているか、リーダーシップは、どのように専門要員を動機づけ、士気を向上させているか等の事項を理解し、考慮する。
サービス・プロバイダーから提供されたリソースを含む、監査事務所のリソース	監査事務所の専門要員の一般的背景やスタッフ全体のプロフィールと体制、テクノロジーの利用とその入手、開発及び保守の方法、財務的資源の利用可能性と配分等の事項を理解し、考慮する。サービス・プロバイダーに関しては、サービス・プロバイダーにより提供されるリソースの性質、このリソースは監査事務所によりどのように、どれくらい使用されるか、監査事務所が使用するサービス・プロバイダーの一般的な特徴等。
法令及び職業的専門家としての基準並びに監査事務所が事業活動を行う環境	監査事務所に直接関係する規制、監査事務所が実施する業務に影響する職業的専門家としての基準、その他の基準又は規制（国又は地域で一般的に使用されている財務報告のための汎用フレームワーク等）、経済的安定、社会的要因、専門的な会計事務所に対する一般大衆の認識（繰り返される監査の失敗に起因する信頼の失墜等）等の事項を理解し、考慮する。
ネットワークに関する要求事項及びネットワークのサービスの性質及び程度	ネットワークの性質、ネットワークの構造、提供されるネットワークに関する要求事項又はネットワークのサービスの一般的な品質レベル等の事項を理解し、考慮する。
監査事務所が行う業務の種類及び発行する報告書	監査事務所が実施する次のような業務その他の事項を理解し、考慮する。 - 財務諸表の監査やレビュー、及び監査事務所が要約財務諸表についての報告や期中財務諸表のレビューといった業務を遂行するかどうか。 - その他の保証又は関連するサービス業務、及びこのような業務の実施対象である主題の種類（温室効果ガスに関する報告書、サービス組織における統制等）。 また監査事務所は、発行する報告書がユーザーにどのように使用される可能性があるかを理解し、考慮する。

業務の実施対象となる企業の種類

企業が活動する業界とその事業の性質、企業の規模と複雑さ、企業の株式所有の性質（オーナー経営、上場等）企業の利害関係者の規模又は内容等について理解し、考慮する。

ただし、ISQM 1 第 25 項(a)にある状況、事象、環境又は行動の有無のリストには全てが網羅されているわけではない。品質目標の達成に悪影響を与える可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無が他にも存在する可能性がある。監査事務所はこれらを理解し、品質リスクが存在するかどうかをさらに考慮する必要がある。

加えて、状況、事象、環境又は行動の有無の全てが、あらゆる品質目標に関連するわけではない。

品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無、及び発生の可能性がある品質リスクの例

品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無	発生の可能性のある品質リスク
監査事務所の複雑さ及び事業の特徴: 監査事務所は大規模で、複数の拠点を持つ。拠点には、それぞれリーダーがいて、業務品質、並びに管理及び運用に関連する事項への責任を持つ。	これがガバナンスとリーダーシップという文脈において、いかに事務所全体に一貫した文化を浸透させるかという点で品質リスクを引き起こす可能性がある。これは監査事務所及びリーダーシップの責任が分散しているためである。
監査事務所の戦略的及び業務上の意思決定及び行動、業務プロセス、並びにビジネスモデル 監査事務所には、税務サービスを拡大し、より広範囲にわたってタックス・プランニングに関するアドバイスや支援を提供するという戦略的目標がある。	これが職業倫理に関する規定という文脈において、監査以外のサービスに関連する独立性についての要求事項を侵害するという品質リスクを引き起こす。
リーダーシップの特徴及び経営スタイル 監査事務所が小規模であれば、リーダーシップは日常的に専門要員とやり取りのある 1 人の人物に集中する。	これが業務の実施という文脈において、専門要員が、リーダーシップの関与した判断の相違を、監査事務所に知らせないという品質リスクを引き起こす。
サービス・プロバイダーから提供されたリソースを含む、監査事務所のリソース 監査事務所は、別の国又は地域にサービスデリバリーセンターを持ち、このセンターが、監査事務所の監査業務の一部を実施する。	これが業務の実施という文脈において、専門要員が適切な指揮及び監督を受けられず、その成果が適切に査閲されないという品質リスクを引き起こす。

品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無	発生の可能性がある品質リスク
法令及び職業的専門家としての基準並びに監査事務所が事業活動を行う環境 監査事務所は、国又は地域の監査事務所ガバナンスコードの対象である。	これがガバナンスとリーダーシップという文脈において、監査事務所ガバナンスコードの要求事項を履行しないという品質リスクを引き起こす。これは、要求事項が、監査事務所の組織構造、並びに役割、責任及び権限の付与に関連するためである。
法令及び職業的専門家としての基準並びに監査事務所が事業活動を行う環境 世界的規模のパンデミックのため、業務チームはリモート勤務を余儀なくされている。	これが情報とコミュニケーションという文脈において、業務チームが、業務の実施に当たって、自分たちの責任を理解し、遂行できるようにするための情報が、リモート勤務のため正しい形式又は方法で伝わらないという品質リスクを引き起こす。
法令及び職業的専門家としての基準並びに監査事務所が事業活動を行う環境 10年ごとに監査事務所の交代を義務付けるという新たな法令が導入され、監査事務所が業務の多くを立て続けに失い、多数の専門要員の稼働率が低下する結果となる。	これが業務契約の新規の締結及び更新という文脈において、監査事務所が余剰人員を抱えているということを踏まえ、監査事務所が顧客関係又は特定の業務を不適切に受嘱するという品質リスクを引き起こす。
ネットワークに関する要求事項及びネットワークのサービスの性質及び程度 ネットワークは、独立性確保のため、そのネットワーク内の全ての監査事務所に、ネットワークが開発したITソフトウェアを使用するように要求する。専門要員は、経済的な利害関係をソフトウェアに記録するよう要求される。また、顧客に提供されたサービスも全て、このソフトウェアに記録される。このソフトウェアは、情報を追跡し、独立性が侵害された場合には、自動的に監査事務所アラートが発せられる。	これが職業倫理に関する規定という文脈において、ネットワークがソフトウェアを開発する際、独立性に対する国又は地域の要求事項を適切に考慮しなかったり、また独立性が侵害されたときに、監査事務所にアラートが発せられないという品質リスクを引き起こす。
監査事務所が行う業務の種類及び発行する報告書 監査事務所が、温室効果ガスに関する報告書の保証業務を遂行する。	これがリソースという文脈において、監査事務所が、このような業務の支援に適した知的資源を有していない、また業務チームが、排出量に関連して、国又は地域の法令等を反映していない知的資源を使用するという品質リスクを引き起こす。

品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無	発生の可能性がある品質リスク
業務の実施対象となる企業の種類 監査事務所は、昨今の会計基準の改訂により、複雑な財務諸表の開示が義務づけられた業界に属する企業の財務諸表のコンピレーションを行う。一般には、監査事務所が実施するコンピレーション業務は複雑ではない。	これが業務の実施という文脈において、これまで複雑な財務諸表の開示についてコンサルテーションを必要としてこなかったことを踏まえ、コンピレーションを行う業務チームが適切なコンサルテーションに取り組まないという品質リスクを引き起こす。
業務の実施対象となる企業の種類 監査事務所が、農業に関与する企業の監査を実施する。	これがリソースという文脈において、専門要員に、農業に適用される関連する会計基準に関する適切な知識又は経験がないという品質リスクを引き起こす。



監査事務所は、品質リスクを生じさせる可能性のある全ての状況、事象、環境又は行動の有無の検討内容を文書化することは要求されていない。品質リスクの文書化には、品質リスクに対する評価の理由、すなわち発生可能性及び品質目標の達成に及ぼす影響が含まれることがある。

状況によっては、品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、及びこのようなリスクへの対応の整備のためのプロセスと分析を文書化し、SOQMに関する監査事務所の意思決定の根拠の履歴を提供することが、監査事務所にとって適切であることがある。

文書化に関する詳しい考慮事項については、「文書化」のセクションを参照のこと。

対応の整備及び実施



ISQM 1 第 16 項(u)、第 26 項、A25 項から A27 項及び A49 項から A51 項

品質リスクへの対処のため適切に整備及び実施された対応は、品質リスクが発生する可能性を引き下げ、監査事務所の品質目標達成を支援する。

監査事務所はどのように対応を整備及び実施するか

ISQM 1 は、監査事務所に対し、品質リスクへ適切に対処する対応の整備及び実施を要求している。品質リスクへ適切に対処するには、次の表に示すように、監査事務所は、品質リスクに対する評価の理由を考える必要がある。

評価の理由	評価の理由は対応の整備にどのような影響を与えるか
状況、事象、環境又は行動の有無が品質目標にどのような影響を、どの程度及ぼすか	例： - リーダーシップが関与した判断の相違を、専門要員が監査事務所に知らせないという品質リスクは、同じリーダーシップが判断の相違プロセスに関わった方針では適切に対応できない。 - 世界的規模のパンデミックのあいだ、業務チームが適切な指揮及び監督を受けられず、その成果が適切に査閲されないという品質リスクは、品質目標の達成に多大な影響を及ぼす可能性がある。これは、監査事務所全体に品質リスクが広がっているためである。したがって、より断固とした対応が必要になるだろう。
品質リスク発生の可能性	例： 専門要員の経済的な利害関係に起因する独立性の侵害があるかもしれないという品質リスクは、監査事務所が多数の専門要員を抱えている場合に、発生の可能性が高くなる。したがって、より断固とした対応が必要になるだろう。

対応の整備において、監査事務所は、特に対応の性質、時期及び範囲に関連して、多数の要因を検討する可能性がある。

性質	時期	範囲
監査事務所が検討する可能性のある要因 - 品質リスクへの対応には、防制的活動、発見的活動又はこの2つの組み合わせのどれがよい。 - 品質リスクへの対処手段として、テクノロジーが関係する対応はより効果的かどうか。 - 対応を支援するにはどのようなリソース（知識、専門性等）が必要か。また、どのような情報が必要か。 - 対応を実施するのは誰か。たとえば、業務レベルで実施する必要があるかどうか。	監査事務所が検討する可能性のある要因 - 品質リスクには、定期的な活動と継続的な活動のどちらで対応するのがよい。 - 定期的な対応の場合、品質リスクに効果的に対応するには、どのくらいの頻度が必要か。	監査事務所が検討する可能性のある要因 対応を、関連する事象全てに適用するか、又は一部の事象に限定するか（全ての監査業務か一定の監査業務のみか）。

さらに、監査事務所は、品質リスクに対処するには、対応だけで十分であるかどうか、又は対応を組み合わせる必要があるかどうかの検討が必要な場合がある。また、監査事務所が、複数の品質リスクへの対応を整備及び実施することもある。ただし、この対応は、関連する品質リスクそれぞれに効果的に対応できる十分な精度を持っていなければならない。

対応の関連性

対応は、以下を含め、さまざまな形で関連していることがある。

- 一つの対応で、さまざまな構成単位にわたる複数の品質リスクに対処できることがある。
- ある対応が、別の構成単位にある別の対応を支援することがある。これは特に、リソース及び情報とコミュニケーションに関連する対応に見られるが、それは、このような構成要素が、他の対応の運用の支援に必要とされることが多いためである。

別の対応を支援する対応の例

顧客関係又は特定の業務を新規に締結又は更新するかどうかに関する監査事務所の判断を支持する場合、知的資源に対処するリソースの構成単位での対応が重要となることがある。これは、監査事務所が、業務及び顧客の誠実性と倫理的価値に関する情報の入手をこのような知的資源に依存していることがあるからである。

ISQM 1 で定められた対応



ISQM 1 第 34 項、
A116 項から A137 項

ISQM1 第 34 項には、監査事務所が整備及び実施しなければならない特定の対応の一部が記載されている。ISQM 1 で規定された品質目標とは異なり、この特定の対応は、網羅的ではなく、全ての品質リスクに完全に対処しているわけではない。したがって、ISQM 1 第 26 項の要求事項に完全に準拠するには、監査事務所は、当該基準で定められた対応に加えて、さらなる対応を整備及び実施することが期待されている。

ISQM 1 第 34 項において対応が定められているものの性質、時期及び範囲は、監査事務所の性質及び状況によって変わるだろう。

例：監査事務所は、特定の対応の性質、時期及び範囲についてどのように考えるか

ISQM 1 第 34 項(c)は、監査事務所に次の対応を要求している。

「監査事務所は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の要求事項に従って業務を実施しなかったこと、又は本 ISQM に従って設定された監査事務所の方針若しくは手続の不遵守に関する不服と疑義の申し立てを受理し、調査し、解決するための方針又は手続を定める。」

この対応を整備及び実施する際、監査事務所は次のような事項を検討してもよい。

- 誰が不服と疑義の申し立てを受理、調査、及び解決するか。同時に、サービス・プロバイダーに外注すべきかどうか、このプロセスの担当者を 1 人にするか、複数にするか等も検討する。
- 法令又は職業倫理に関する規定は、不服又は疑義の申し立てについて、監査事務所又はその専門要員の責任を定めているか。例えば、監査事務所又はその専門要員が、監査事務所外の関係当局に当該事項について報告する義務を定めているか（例えば、IESBA 倫理規定⁷の 260 項と 360 項は、法令等の不遵守又はその疑いに対して、監査事務所又はその専門要員がとるべきアプローチについて述べている）。

⁷ 国際会計士倫理基準審議会、職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（IESBA 倫理規定）

- 不服と疑義の申し立てをどのように行うべきか。
- 不服と疑義の申し立てについての機密保持はどのように行えばよいか。
- リーダーシップへの報告や法律顧問を関与させるべきタイミングを含め、不服と疑義の申し立てをどのように扱うべきか。

監査事務所又は監査事務所の業務の性質及び状況により、特定の対応又はそれに関連する側面が当該監査事務所にとって関連性がないという場合も考えられるが、そのような場合には、ISQM-1 第 17 項が適用される（すなわち関連性がなければ、当該監査事務所は、当該要求事項の遵守を期待されない）。

i ISQM1 A29 項には、特定の対応が関連性のない場合の例が記載されている。

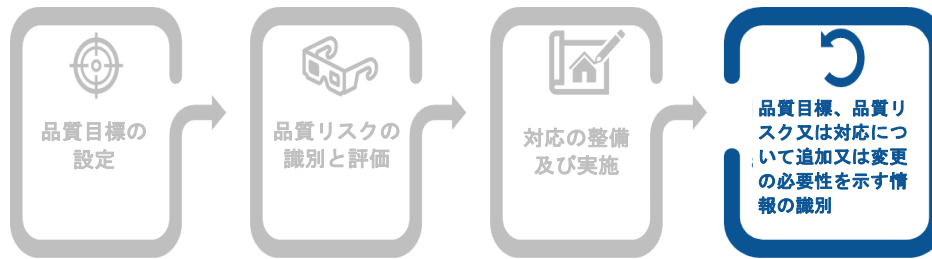
対応の適用の柔軟性

対応の性質、時期及び範囲、品質リスクに左右される。また品質リスクは、監査事務所及びその業務の性質及び状況の影響を受ける。小規模で複雑でない監査事務所と、大規模でより複雑な監査事務所では、品質リスクは異なることが多いため、異なる対応が必要になる。規模や複雑さに関わらず、全ての監査事務所に共通する品質リスクについても、監査事務所の状況によっては、対応の性質、時期及び範囲が異なる可能性がある。

例：潜在的な品質リスクにより、小規模で複雑でない監査事務所と、大規模でより複雑な監査事務所では、どのように対応が異なる可能性があるか

品質リスク	対応
この監査事務所は小規模で、拠点は一つだけである。リーダーシップは 1 人に集中している。このことによりこれが、リーダーシップの日々の行動や姿勢が、監査事務所の文化に大きな影響を与えるという品質リスクを引き起こす。	対応には、監査事務所のリーダーシップの個別コーチングが含まれる。たとえば、監査事務所のあらゆる階層から定期的に匿名のフィードバックを募り、リーダーシップの行動や姿勢が監査事務所にどのような影響を与えているか、またどのように改善すれば、望ましい文化を形成できるかを明確に理解できるようにする。
監査事務所が、複数の拠点で活動する大規模な監査事務所、リーダーシップ構造内に複数の階層がある。これが、監査事務所全体に一貫した文化が浸透しないという品質リスクを引き起こす。	対応には、行動規範で監査事務所の価値観をはっきりさせる、監査事務所全体で品質の重要性を公式に伝達する、文化の評価を定期的かつ公式に実施する、重要なメッセージ、決定事項、行動について話し合うリーダーシップミーティングを定期的を開催する等がある。

品質目標、品質リスク又は対応への追加又は変更の必要性を示す情報の識別

ISQM 1 第 27 項、
A52 項から A54 項

品質目標の設定、品質リスク又は対応は、監査事務所が一度だけ実施すればよいというものではない。品質目標、品質リスク又は対応は、以下の結果として、変更が必要になることがある。

- 監査事務所又はその業務の内容及び状況の変化
- 監査事務所の SOQM の不備に対処するための改善措置

品質目標、品質リスク又は対応への追加又は変更

監査事務所は、監査事務所又はその業務の性質及び状況の変化により、追加の品質目標、又は追加の若しくは修正された品質リスクや対応が必要であることを示す情報を発見する可能性がある。次のような追加又は変更が必要になる可能性がある。

品質目標	• 新たな品質目標の追加が必要になる可能性がある。 • 監査事務所により設定された追加的な品質目標は必要なくなるか、又は変更が必要になる可能性がある。 • 監査事務所により設定された下位目標は必要なくなるか、又は変更が必要になる可能性がある。 しかし、ISQM 1 第 17 項に該当しない限り（すなわち、品質目標が事務所に関連しなくならない限り）、当該基準の要求する品質目標を変更又は削除することはできない。
品質リスク	• 新たな品質リスクが識別される可能性がある。 • 既存の品質リスクが、品質リスクと認められなくなる可能性がある。 • 既存の品質リスクの変更が必要な可能性がある。 • 既存の品質リスクの再評価が必要な可能性がある。
対応	• 新たな対応が整備及び実施される可能性がある。 • 既存の対応が打ち切られる可能性がある。 • 既存の対応の変更が必要な可能性がある。 監査事務所は、当該基準により要求される特定の対応を整備及び実施する必要がある。ただし、監査事務所がこれらの対応を整備及び実施する方法を変更するのが適切であると判断する場合もある。ISQM 1 第 17 項（品質目標の撤回）が該当するに至らない限り、特定の対応が打ち切られる可能性はない。

監査事務所は、どのように品質目標、品質リスク又は対応への追加又は変更の必要性を示す情報を識別するか

ISQM 1 は、監査事務所がどのくらいの頻度で品質目標、品質リスク、及び対応を再評価すべきかを規定していない。これは、SOQM に影響を与える変更が発生したときや不備が識別されたときに、主体的に変更すべきだからである。

ISQM 1 には、監査事務所が、品質目標、品質リスク又は対応の追加又は変更の必要性を示す情報を識別するための二つの仕組みがある。

i ISQM 1 A52 項には、監査事務所及びその業務の性質及び状況の変化に関する情報を識別するための監査事務所の方針又は手続が、複雑でない監査事務所と、より複雑な監査事務所とではどのくらい異なるかを示した例が記載されている。

監査事務所は、監査事務所の性質及び状況の変化に関連して、品質目標、品質リスク、又は対応に変更を加える必要性を示す情報を識別するための方針又は手続を持っているが、これらは監査事務所のリスク評価プロセスの一部である

例：

世界的規模のパンデミックが発生し、リモートによる監査の実施が促進されている。これにより、多くの追加的な品質リスクや品質リスクの評価変更が引き起こされる可能性がある。例えば、業務の実施という文脈においては、不適切な指示、監督及び査閲に関連する品質リスクの評価が増加する可能性がある。

監査事務所の監視及び改善のプロセスが、品質目標、品質リスク、又は対応に関連する不備についての情報を提供する

例：

停電により、デジタル形式の監査調書が監査事務所のサーバ上のアプリケーションに適切にアップロードされなかったことが判明した。これにより、監査調書の喪失を招いた。監査事務所は、停電時に監査事務所のサーバの継続的な機能を支援するためにバックアップ発電機を設置することにより、その対応を行う。

ガバナンスとリーダーシップ

ISQM 1 第 28 項、
A55 項から A61 項

監査事務所及び業務レベルでの品質マネジメントにとって最も重要なのがガバナンスとリーダーシップである。その理由は、これが監査事務所がその文化と倫理を根付かせ、自己規制する方法であり、監査事務所が意思決定を行う方法についてのフレームワークの役割を果たすからである。監査事務所のガバナンスは、監査事務所に対する一般社会の認識にも影響する。効果的なガバナンスのない監査事務所は、公共の利益のために活動していないものとみなされることがある。

以下に、ガバナンスとリーダーシップに関して、ISQM 1 が現行の基準からどのように変更されたかを要約する。



- 監査事務所の文化を通じた品質へのコミットメントに関連する新たな要求事項及び要求事項の強化。監査事務所の文化の一環として、要求事項では以下に対処することになった。
 - 公共の利益に対する監査事務所の役割
 - 職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢の重要性
 - 業務の実施及びSOQMにおける活動に関する品質に対する全ての専門要員の責任並びに期待される行動
 - 監査事務所の財務上及び業務上の優先事項を含む、監査事務所の戦略的意思決定及び行動という文脈における品質
- 品質に対するリーダーシップの行動とコミットメント、及びその説明責任に対処する新たな要求事項。
- 監査事務所の組織構造、並びに監査事務所による役割、責任及び権限の付与に対処する新たな要求事項
- リソースのニーズ及び財務的資源を含むリソースの計画、配分及び付与に対処する新たな要求事項

監査事務所はどのように、その文化を通じて品質へのコミットメントを示すか

品質へのコミットメントは、例えば次のような多数の仕組みや行動を通じて、監査事務所全体に根付かせることができるだろう。

トップの姿勢

ISQM 1 は、ISQM 1 全体で、リーダーシップに対処するさまざまな要求事項を通じて、トップの姿勢を論じている。

- 付与が必要な責任、及びその付与先を具体的に表した要求事項
- ISQM 1 の理解に対するリーダーシップの責任
- 品質に対するリーダーシップの責任及び説明責任
- SOQM の有効性評価及び結論付けに対するリーダーシップの責任
- リーダーシップの業績評価

	前述の要求事項への対処に加えて、リーダーシップがとる可能性のある措置の例 - 一貫性があり、オープンで、定期的に行われるコミュニケーションを通じた信頼の確立 - 品質に対処するための行動、及びその行動の有効性に関する監査事務所内での透明性を提供
専門要員全員による品質へのコミットメント	ISQM 1 は、次の品質目標を通じて、専門要員の行動と姿勢、及びその品質へのコミットメントについて扱っている。 - 業務の実施及び SOQM における活動に関連した品質に対する全ての専門要員の責任並びに期待される行動の強化 - リソースの一部として、専門要員は、その行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすための適性を開発及び維持し、また適時の評価、報酬、昇進及び他のインセンティブを通じて説明責任を問われ、評価される。 専門要員の品質へのコミットメントに対処するため監査事務所がとる可能性のあるその他の行動の例 - 行動規範を確立する。 - 品質の測定方法を定義し、品質関連の指標を専門要員の評価に採用し、報酬及び昇進にも影響を与えるようにする。 - 専門要員のために、品質を強化するような発展的な機会を設ける。
監査事務所の財務上及び業務上の優先事項を含む、監査事務所の戦略的意思決定及び行動へ品質を組み込む	品質マネジメントは、監査事務所の独立した機能ではない。効果を上げるには、品質へのコミットメントを示す文化を、監査事務所の戦略、業務活動及び業務プロセスに統合する必要がある。 ISQM 1 には、品質に対する認識を必要とする監査事務所の戦略的意思決定及び行動（財務上及び業務上の優先事項を含む）に対処する品質目標が含まれている。 戦略的意思決定及び措置には、監査事務所の事業戦略、財務的な目標、リソースの管理方法、監査事務所の市場シェアの拡大、業界における専門性又は新サービスの提供等が含まれる。 監査事務所の戦略的意思決定及び行動に品質を組み込む方法の例 監査事務所の目的や価値の定義及びこれらが品質を認識していることの確保

監査事務所の文化が持つ広範な性質を踏まえ、SOQM のその他のさまざまな側面が、監査事務所の品質へのコミットメントを強化する。

SOQM のその他の側面が品質へのコミットメントを強化する方法の例

- コンサルテーションに対処する監査事務所の方針又は手続（難しい問題や継続的な問題に対するコンサルテーションを奨励し、コンサルテーションの重要性とメリットを強調）が、品質の重要性を際立たせるために役立つ。
- 顧客関係と特定の業務契約の新規の締結及び更新に関する意思決定を支援するための強固なシステムを適用することが、品質に関する監査事務所の姿勢に貢献する可能性がある。



小規模な監査事務所は、他の専門要員を交えて、監査事務所のリーダーシップと直接対話することにより、監査事務所に望ましい文化を確立できる可能性があるが、これは大規模な監査事務所では、必ずしも可能ではない。



監査事務所がネットワークに属している状況では、監査事務所の文化が、例えば、以下を通じて、このネットワークの影響を受け、これに支えられている可能性もある。

- ネットワークレベルでのリーダーシップの姿勢及び品質の重要さに置かれた重点
- 品質に対する責任を負う監査事務所のリーダーシップを持つネットワーク
- ネットワークの要求事項、及びネットワークの要求事項を監査事務所が遵守しているかどうかをネットワークが監視
- ネットワークは、全てのネットワーク・ファームで品質関連の事項をどのように管理し、対応するか（対応の適時性、品質関連の事項の伝達、ネットワークの要求事項に準拠しないネットワーク・ファームに対する措置等）



公的部門では、監査事務所の戦略的意思決定及び行動が、収益性や戦略的重点分野等の事項にあまり影響されない可能性があるとはいえ、例えば財務的資源の配分等、財務上及び業務上の優先事項に影響される。

職業倫理に関する規定



ISQM 1 第 16 項(t)、第 29 項、A22 項から A24 項及び A62 項から A66 項

職業倫理に関する規定について、ISQM 1 が現行の基準からどのように変更されたかを以下に要約する。



- 独立性に関する規定を含む職業倫理に関する規定に従った責任の履行に対する品質目標を設定するため、原則主義に基づく要求事項に応じて調整された。
- 独立性のみならず、全ての職業倫理に関する規定を重視する姿勢が強化された。
- SOQM が対処を必要とする、監査事務所の外部者（すなわち、ネットワーク、ネットワーク・ファーム、ネットワーク若しくはネットワーク・ファームに属する個人、又はサービス・プロバイダー）に適用される職業倫理に関する規定の範囲がより明確化された。
- SOQM という文脈における職業倫理に関する規定の範囲がより明確化された。

現行の ISQC 1 にある以下の要求事項は、ISQM 1 では次のように捉えられている。

- ISQC 1 には、独立性に関連する情報及びコミュニケーションについての具体的な要求事項（例えば、独立性に関する要求事項のコミュニケーションを扱った方針及び手続、関連情報を提供する業務執行責任者、又は独立性への脅威若しくは侵害を監査事務所へ知らせる専門要員についての要求事項）が記載されていた。それでも、監査事務所の SOQM は、独立性に関する情報とコミュニケーションに取り組む必要があるが、これは ISQM 1 の情報とコミュニケーションを通じて対処される。
- ISQC 1 には、専門要員の長期にわたる関与についての具体的な方針と手続が存在することという要求事項が含まれていた。この要求事項は ISQM 1 には残らなかった。ただし、ISQM 1 の品質目標は、職業倫理に関する規定の履行に対処しているので、監査事務所の SOQM は、職業倫理に関する規定の条項を考慮して、専門要員の長期にわたる関与に対処する必要があるだろう。



ISQM 1 第 34 項(a)及び(b)には、職業倫理に関する規定に関連した特定の対応が記載されているが、これは現行の ISQC 1 での要求事項に基づくものである。

その他の者（すなわち、ネットワーク、ネットワーク・ファーム、ネットワーク若しくはネットワーク・ファームに属する個人、又はサービス・プロバイダー）に適用される職業倫理に関する規定の範囲についての監査事務所の責任

監査事務所の外部の者が、ISQM での業務やさまざまな活動の遂行に関与する可能性があることも踏まえれば、監査事務所は、外部者に適用される職業倫理に関する規定に対処する責任を負う。例えば、監査事務所は、事務所に ISQM 2 の適格性に関する要求事項を満たす専門要員がいない場合、業務品質の審査担当者としてサービス・プロバイダーを利用する必要があるだろう。

i ISQM 1 A65 項には、監査事務所の外部者に適用できる職業倫理に関する規定の例が記載されている。

ただし、監査事務所が負うのは、職業倫理に関する規定のうち、監査事務所及びその業務という文脈において外部者に適用されるものについてのみである。外部者は、監査事務所に関連しない、その他の職業倫理規定の対象となることがある。

外部者の職業倫理規定の履行に対する責任を監査事務所が負う場合と負わない場合の例

状況	監査事務所の責任ではないもの	監査事務所の責任であるもの
国又は地域 A の倫理規定の対象となる監査事務所がある。この監査事務所は、監査の専門家（外部の専門家）を起用して、財務諸表の監査に必要な資産の評価サービスを提供する。この専門家は、評価の専門家の団体に所属し、同団体の職業倫理規定の対象である。この専門家は、顧客の機密情報にアクセスする権限を持つ。	この監査事務所には、監査の専門家に評価の専門家団体の倫理上の要求事項を遵守させる責任はない。	この監査事務所には、監査の専門家が国又は地域 A の倫理規定を理解していること、及び管理人の専門家が顧客の情報を機密として扱うことを確保する責任がある。

状況	監査事務所の責任ではないもの	監査事務所の責任であるもの
国又は地域 A の倫理規定の対象となる監査事務所がある。この監査事務所は、グループ財務諸表の監査を遂行する。また、別の国又は地域にあるネットワーク・ファームに構成単位の監査人として参加し、構成単位で監査手続を実施する。このネットワーク・ファームは、国又は地域 B の倫理規定の対象である。	この監査事務所には、ネットワーク・ファームに、国又は地域 B の倫理規定を遵守させる責任はない。	監査事務所は以下に対する責任を負う。 - 国又は地域 A の倫理規定における業務チームの定義の観点からは業務チームのメンバーとして認められるため、国又は地域 A の倫理規定の条項を履行する構成単位に割り当てられたネットワーク・ファームの個人 - 監査事務所のネットワーク内にある全てのネットワークに適用される国又は地域 A の倫理規定の条項（独立性に関する要求事項等）を履行するネットワーク・ファーム



- 監査事務所にとってのベストプラクティスは、誰が監査事務所の業務に関与し、SOQMに対する活動を遂行するか、これらの人物は、職業倫理に関する規定によりどのような影響を受けるかを考慮することである。
- 外部者による職業倫理に関する規定の履行に対処するために監査事務所が整備及び実施する対応が、専門要員による職業倫理に関する規定の履行に対処するために監査事務所が整備及び実施する対応とは異なることがあり得る。例えば、職業倫理に関する規定の理解に関連して、
 - 監査事務所の専門要員は、職業倫理に関する規定についての定期研修の対象となることがある。
 - サービス・プロバイダーについては、監査事務所が、契約の条項に具体的な職業倫理に関する規定（守秘義務に関する要求事項等）を入れる可能性がある。
 - （ネットワーク内、又はネットワーク外の）構成単位の監査人が関与する場合、職業倫理に関する規定は、グループ監査の指示に含まれる可能性がある。また、状況によっては、グループ監査人が、構成単位の監査人に追加の研修を提供することが適切であると判断することもある。

顧客関係及び特定の業務契約の新規の締結及び更新

ISQM 1 第 30 項、
A67 項から A74 項

以下に、顧客関係及び特定の業務の新規の締結及び更新について、ISQM 1 が現行の基準からどのように変更されたかを要約する。



- 顧客関係及び特定の業務契約の新規の締結及び更新に対処する品質目標を設定するため、原則主義に基づく要求事項に応じて調整された。
- 顧客関係及び特定の業務契約の新規の締結及び更新をするかどうかの監査事務所の判断に重点を置く。
- 業務の性質及び状況に関する情報、並びに顧客（経営者及び適切な場合、統治責任者を含む）の誠実性及び倫理的価値に関する情報を、監査事務所に入手させるための要求事項を強化した。
- 業務契約の新規の締結及び更新をするかどうか判断するという文脈で、監査事務所の財務上及び業務上の優先事項に対処する新たな要求事項

現行の ISQC 1 にある以下の要求事項は、ISQM 1 では次のように捉えられている。

- ISQC 1 には、職業倫理に関する規定及び利益相反規定への準拠に対する監査事務所の能力に関する特定の要求事項が記載されている。監査事務所の SOQM は、職業倫理に関する規定を扱う品質目標を通じて、利益相反を含む職業倫理規定の履行に対処する必要があるだろう。
- ISQC 1 には、監査事務所により問題が識別されたときに、この問題をどのように解決したかを文書化するための、監査事務所に対する特別な要求事項が記載されている。ISQM 1 には、SOQM 関連の事項の文書化について、新たな原則主義に基づく要求事項が含まれる。

業務契約の新規の締結及び更新への対処に関する監査事務所の方針又は手続

業務契約の新規の締結及び更新への対処に関する監査事務所の方針又は手続は、

- 業務の性質及び状況に関する情報、並びに顧客（経営者及び適切な場合には統治責任者を含む）の誠実性及び倫理的価値について入手が必要とされる情報を指定する。場合によっては、方針又は手続が、情報源とすべき場所を提示又は指定することもある。
- 監査事務所が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の要求事項に従って業務を遂行できるかどうかを判断するために考慮すべき要因を設定する。

i ISQM 1 A67 項から A69 項及び A72 項にある適用指針には、顧客関係又は特定の業務の新規の締結又は更新を行うかどうか、入手した情報に影響する可能性のある要因及び情報源の判断に当たり監査事務所が入手する情報の例が用意されている。

- 監査事務所が従事できる（又は従事できない）業務の種類を指定する。また、特定の種類の企業に対する業務の遂行を禁じることができる。例えば、
 - 監査事務所が、ある一定の主題に対する業務の遂行に必要な専門知識を有していない場合、当該主題に対する保証業務の遂行を禁じることがある。
 - 監査事務所は、ある特定の業界（不安定で、取引に一貫性のない新興業界等）で事業を営む企業に対する財務諸表の監査等の保証業務の遂行を禁止することがある。

監査事務所は、顧客関係又は特定の業務の新規の締結又は更新を行うかどうかについての判断を行う。ISA 220（改訂）に従って、業務執行責任者は、監査事務所の方針又は手続が遵守されているか、監査事務所の到達した結論が適切であるかどうかを判断する。

i ISQM 1 A122 項及び A123 項には、業務契約の新規の締結及び更新に関連する監査事務所の方針又は手続で対処されるであろう事項の例が記載されている。

... ISA 220（改訂）では、業務執行責任者に対し、以下も要求している。

- 監査業務の計画及び実施、並びに ISA の遵守において、業務契約の新規の締結及び更新プロセスの一環として、監査事務所が入手した情報を考慮すること
- 決定の時点で、監査事務所が知り得ていた監査業務を辞退していたであろう情報を監査事務所に伝達すること



ISQM 1 第 34 項(d)には、業務契約の新規の締結及び更新における監査事務所の方針又は手続で対処が必要な事項に関する特定の対応が記載されている。この特定の対応は、現行の ISQC 1 の要求事項に基づく。



監査事務所の誠実性に対する脅威は、誤っている又は誤解を招く恐れのある業務の主題に関連する結果として生じる可能性がある。業務の主題が誤っている、又は誤解を招く恐れがある場合、職業倫理に関する規定に、この状況に対する監査事務所の対処法を述べた要求事項を記載することができる。さらに、ISQM 1 第 34 項(d)は、監査事務所が、契約の新規の締結及び更新の後に、契約の新規の締結及び更新の前に知っていれば辞退する原因となっていた可能性のある情報を知り得た場合、この状況に対処することを監査事務所に要求する。



以下に、業務の実施に関して ISQM 1 が現行の基準からどのように変更されたかを要約する。



- 業務の実施に対処する品質目標を設定するために原則主義に基づく要求事項に修正する。原則主義に基づく要求事項には、コンサルテーション、判断の相違、監査調書の整理、維持及び保存への対処も含まれる。
- 業務品質を管理及び達成し、また業務全体にわたり十分かつ適切に関与するという業務執行責任者の全体的な責任を含め、業務に関連して、業務チームの責任を述べた新たな要求事項
- 業務チームの指示及び監督、並びに遂行された作業の査閲について述べた要求事項の強化。ここでは、業務の性質と状況、及び業務チームに付与された、又は業務チームが利用できるリソースを前提に、何が適切であるかに重点が置かれている。
- 適切な職業的専門家としての判断を行い、また業務の種類に応じて、職業的専門家としての懐疑心を発揮する業務チームに対処する新たな要求事項。
- 審査について論じた要求事項は、ISQM1 及び ISQM 2 に移動された（詳細については、特定の対応について扱ったセクションを参照）

現行の ISQC 1 にある以下の要求事項は、ISQM 1 では次のように捉えられている。

- ISQC 1 には、監査事務所による実現にはリソースが必要となるようなコンサルテーションの要求事項が具体的に記載されている。監査事務所の SOQM は、リソースの構成単位を通じてコンサルテーションを支援するためにリソースを保有することにも対処する必要がある。
- ISQC 1 には、コンサルテーションの要求事項とこのような事項の文書化に関連する判断の相違が具体的に記載されている。文書化への対処は、SOQM 関連の事項の文書化に関する原則主義に基づく要求事項を通じて行われる。



小規模で複雑でない監査事務所では、

- 業務チームに業務執行責任者以外のメンバーがいないこともある（業務実施者等）。このような場合、指示、監督及び査閲に対処する品質目標は関連性のない可能性がある。同様に、業務の品質マネジメント及び達成、並びに業務全体を通じて十分かつ適切に関与することに対する業務執行責任者の責任に関連した監査事務所の品質リスクも極めて低く評価される可能性がある。
- 監査事務所が、コンサルテーションを提供する適性と能力を持つ専門要員を内部に擁していないことがある。監査事務所が、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項についてのコンサルテーションの目的で、サービス・プロバイダーを使用することが適切であると判断することがある。

- 判断の相違への対処に責任を持つ人物を監査事務所の内部に置くのは困難かもしれない。これにより、監査事務所内に対立が起こる可能性があり、報復を恐れた専門要員がこのような相違が生まれないようにするかもしれないからである。監査事務所が、判断の相違を受け入れ、解決する目的で、サービス・プロバイダーを使用することが適切であると判断することがある。

監査事務所が、適切な職業的専門家としての判断を行い、また業務の種類に応じて、職業的専門家としての懐疑心を発揮する業務チームに対処するには

監査事務所が、職業的専門家としての判断及び懐疑心への数々の対応を整備及び実施することがある。このような対応は、指示、監督及び査閲、コンサルテーション、判断の相違への対応を含め、「業務の実施」セクションにある品質目標に関連する。さらに、審査の実施は、職業的専門家としての判断及び懐疑心に対処するために、監査事務所により整備及び実施される対応に含まれる。

監査事務所の SOQM には、適切な職業的専門家としての判断及び懐疑心の行使において業務チームを支援するその他の側面もある。

SOQMで、適切な職業的専門家としての判断及び懐疑心の行使において業務チームを支援するその他の側面の例

- 監査事務所の品質へのコミットメントを示す文化を根付かせるために断固たる措置をとる。
- リーダーシップが品質に対する責任及び説明責任を負い、行動と姿勢を通じて、品質へのコミットメントを示す。
- 人的資源、テクノロジー資源、財務的資源を含め、業務に適切なリソースを付与する（例えば、専門家を招聘する、又はある場所を実際に訪問する等のために財務的資源が必要になることがある）。
- 適切な知的資源を開発する。例えば、職業的専門家としての判断及び懐疑心の必要性を引き起こす状況に対するアラートを業務チーム向けに作成したり、このような状況で業務チームにアドバイスを与えたりする。
- 業務への専門要員の割り当てを管理する。例えば作業を実施し、責任を果たすために十分な時間を専門要員に保証する。
- 業務の新規の締結及び更新について適切な判断を行う。例えば、監査事務所には、業務の遂行に適したリソースがあるかどうか、既存のコミットメントを考慮したときに、業務を請け負う余裕があるかどうかを検討する。
- 適切な研修を実施する。



ISQM 1 第 16 項(f)、第 16 項(m)、第 16 項(n)、第 16 項(v)、第 16 項(w)、第 32 項、A13 項、A20 項から A21 項、A28 項及び A86 項から A108 項

リソース

以下に、リソースに関して ISQM 1 が現行の基準からどのように変更されたかを要約する。



- SOQM の運用及び業務の実施を可能にするテクノロジー資源及び知的資源の必要性に対処した新たな要求事項。
- 人的資源に対する要求事項の拡大。特に、
 - SOQM の運用に関連して、活動を遂行する又は責任を負うことができる有能で適格な人的資源を有すること、及び SOQM のための活動に従事する人員を割り当てるという新たな要求事項
 - 監査事務所に SOQM を運用、又は業務を実施する専門要員がいない場合には、外部リソース（すなわち、ネットワーク、別のネットワーク・ファーム、又はサービス・プロバイダー）から調達する必要があることを示した新たな要求事項
 - 専門要員の品質へのコミットメントと説明責任、又は適時な評価、報酬、昇進等のインセンティブを通じた認識に対処する新たな要求事項
- サービス・プロバイダーから提供されるリソースは、SOQM での利用及び業務の実施に適していなければならないという新たな要求事項

ISQC 1 には、業務執行責任者について述べたさらに具体的な要求事項が含まれている。これは、業務執行責任者の責任を定義及び伝達すること、並びに業務執行責任者の身元と役割を統治責任者に伝えることに対処するというものである。これらは ISQM 1 では、次のように記録されている。

- 統治責任者とのコミュニケーションは、ISQM 1 では、以下を通じて対処される。
 - 上場企業の監査の統治責任者との SOQM に関するコミュニケーションに対する要求事項
 - 必要に応じて外部とのコミュニケーションに対処する原則主義に基づく要求事項
- 業務実施の構成単位は、業務チームの責任に対処すると共に、特に業務執行責任者の責任に着目する。



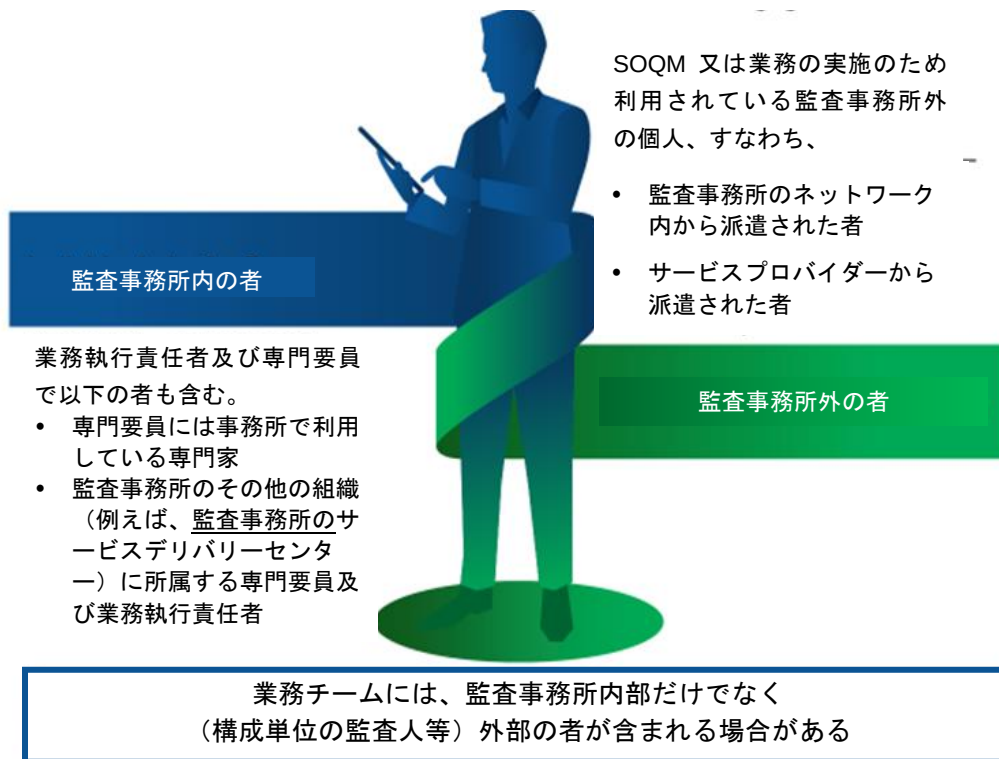
リソースの構成単位は、SOQMの整備、適用及び運用を可能にする。したがって、リソースの構成単位の多くの側面は他の構成単位と重り合う可能性がある。

財務的資源も SOQM の重要な側面であり、テクノロジー資源、知的資源、及び人的資源を入手するうえで必要である。財務的資源の管理と配分はリーダーシップの影響を強く受けるということを前提に、ISQM 1 では、ガバナンスとリーダーシップを通じて、財務的資源に対処している。

人的資源：専門要員は、監査事務所外の者との対比において、ISQM 1 のどの側面が適用されるか

ISQM 1 の「人的資源」という用語は、SOQM 又は業務の実施において、監査事務所が利用する可能性のあるさまざまな個人を表す言葉である。

SOQM 又は業務の実施で利用されている全ての個人



ISQM 1 で使われる「専門要員」という用語は、監査事務所に属する個人を表す。

ISQM 1 で「個人」という用語が使われているときには、使用されている文脈に応じて解釈されることを意図している。特定の個人を表していることもあれば、複数の個人が集まったグループを指すこともある。また、監査事務所の SOQM 又は業務の実施に関与しているあらゆる人的資源（すなわち、監査事務所内外の個人）を指す場合もある。

次の要求事項は、ISQM 1 が、ある場合には SOQM 又は業務の実施で使用されている全ての個人に適用され、別の場合にはその一部にのみ適用される様子を示している。

SOQM 又は業務の実施で利用されている全ての個人	監査事務所に所属している個人（専門要員）のみ	SOQM 又は業務の実施で利用されている監査事務所外の個人のみ
適用される要求事項の例 - 第 31 項：業務チームの責任、指示及び監督、並びに業務チーム及びその業績のレビュー、職業的専門家としての判断の行使、及び判断の相違 - 第 32 項(d)：SOQM 内での措置の実施に対する業務チームのメンバー及び個人の割り当て。 - 第 33 項(c)：監査事務所と業務チームの間での情報の交換。 - 第 39 項：監視活動を実施する個人。 - 第 47 項：監視及び改善に関連する事項を、業務チーム及び SOQM 担当のその他の個人に伝達	適用される要求事項の例 - 第 28 項(a)(iii)：業務又は SOQM における活動の実施に関する品質に対する専門要員の責任並びに期待される行動。 - 第 29 項(a)：監査事務所及びその専門要員という文脈における職業倫理に関する規定 - 第 32 項(a)：専門要員の採用、教育、及び組織への定着 - 第 32 項(b)：専門要員による品質へのコミットメント - 第 33 項(b)：情報交換に対する専門要員の責任 - 第 34 項(b)：独立性に関する要求事項への準拠の確認	適用される要求事項の例 - 第 29 項(b)：監査事務所及びその業務が対象となる職業倫理に関する規定に準拠するその他の者という文脈における職業倫理に関する規定 - 第 32 項(c)：外部資源から個人を獲得。

人的資源：監査事務所は、監査事務所外の者をどのように SOQM の一部として取り扱うか

ISQM 1 A27 項に、監査事務所は、SOQM において又は業務の実施において、監査事務所外の者を利用する場合には、その者の行動に対処するために異なった方針又は手続を整備する必要があるかもしれないとある。

監査事務所の専門要員に適用される方針又は手続は、監査事務所外の者に適用されるものとどのように異なるのかについての例

第 32 項(d)は、適切な適性と能力を有する監査チームのメンバーは、高品質な業務を一貫して実施するための十分な時間を与えられ、各業務に割り当てられることを示している。これには、業務についての手続を実施する、監査事務所外の者も含まれる。

専門要員	監査事務所外の者
監査事務所が専門要員を対象に整備及び実施する方針又は手続は、主に以下に対処したものである。 - 追跡を必要とするプロセスやシステム - 業務及びそのタイミング - 専門要員（レベル、トレーニング、経験、休日等） - 専門要員に割り当てられた業務。並びに、 - パートナー及び上級職員の顧客ポートフォリオ - 業務執行責任者、又は業務チームの上級メンバーは、その業務に割り当てられる専門要員のリクエスト、又は業務で必要な専門要員の変更をどのように送信するか。	監査事務所が、監査事務所外の者を対象に整備及び実施する方針又は手続は、主に以下に対処したものである。 - 業務に割り当てられている個人について、他のネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーから必要な情報（レベル、トレーニング、経験等） - 他のネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーにより割り当てられた個人が、割り当てられた作業を遂行する適性と能力（及び時間）を持っているかどうかを判断するために考慮する要因 - 業務チームメンバーの適性と能力に関する懸念事項をどのように解決するか。 他のネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーとの話し合いが業務レベルで行われがちであることを前提に、監査事務所は、前述の方針又は手続が業務執行責任者により実施されると規定できる。

人的資源：構成単位の監査人

構成単位の監査人は、次のような形で従事させることができる。

- 顧客又は構成単位の経営者が構成単位の監査人を選任する（例えば、構成単位の監査人は、法令や規制上の理由等により構成単位の監査を実行するために選任される）。
- 監査事務所、又は監査事務所を代表する業務執行責任者が、構成単位の監査人を選定ことがある。つまり、
 - 監査事務所は、契約を新規に締結するか更新するかを決めるときに、構成単位の監査人が必要と考えることがある。又は、
 - 業務執行責任者は、グループ業務を計画及び実施するときに、構成単位の監査人の必要性を考えることがある。さらに、監査事務所の方針又は手続で、業務執行責任者が監査事務所を代表して構成単位の監査人を選定するものと規定することがある。

構成単位の監査人がどのように選定又は関与させられたかにかかわらず、監査事務所は、以下を決定する責任を負う。

- 構成単位の監査人から提供されたリソース（すなわち、個人）が使用に適していること。
- 構成単位に割り当てられた個人は、十分な時間を含め、高品質な業務を、一貫性をもって遂行できる適性と能力を持つこと。

ISQM 1 は、以下の要求事項を通じて、構成単位の監査人の適切性、及びその適性と能力に対処する。

監査事務所と同じネットワークに属する構成単位の監査人	監査事務所の属するネットワーク外からの構成単位の監査人、又はネットワークに属していない監査事務所
• ISQM 1 第 32 項(d) • ISQM 1 第 48 項から第 52 項（ネットワークの要求事項、又はネットワークサービス） 例：要求事項は実務上、どのようにして同じネットワークからの構成単位の監査人に適用されるのか ネットワークの要求事項は次のとおり。 • ネットワーク・ファームの SOQM 全体において高度な共通性を推進する要求事項。 • 別のネットワーク・ファームがグループ監査人であるときに、ある構成単位で作業を実施する個人を割り当てるために満たさなければならない規準を規定する要求事項。この規準には構成単位で作業する個人を割り当てるために満たさなければならない適性と能力が含まれる。 監査事務所は、 • 上述のネットワークの要求事項を理解する。 • 構成単位において業務を割り当てられた者がネットワークの要求事項に規定された具体的な規準を満たすことを、構成単位の監査人（すなわち、別のネットワーク・ファーム）に確認するための、業務チームの方針又は手続を定める。 • 構成単位において業務を割り当てられた個人が、業務での使用に適切であり、それにふさわしい適性と能力を持つためには、任意の補足的な要求事項を満たす必要があるかどうかを検討するための、業務チームの方針又は手続を定める。 • ネットワーク・ファーム全体にわたるネットワーク監視活動の総合的な結果に関する	• ISQM 1 第 32 項(d) • ISQM 1 第 32 項(h)（サービス・プロバイダー） 例：要求事項は実務上、どのようにして監査事務所外のネットワークからの構成単位の監査人に適用されるのか 監査事務所は、以下の方針又は手続を定める。 • 業務執行責任者が入手する必要がある以下についての情報を提示する。 ○ 構成単位の監査人として選任された別の監査事務所について。例えば、業界での経験、市場での評判、当該監査事務所との過去の経験、規制当局による検査の結果に関する公開情報等 ○ 別の監査事務所により割り当てられた個人が、構成単位で作業を遂行するための適性と能力。 この方針又は手続が、情報の入手方法を指定することもある（例えば、個人の適性と能力に関する情報は、グループ監査の指示を通じて要求できることがある）。 • 以下の判断において、業務執行責任者が検討する必要がある規準を提示する。 ○ 別の監査事務所は、構成単位における作業の遂行での使用に適しているかどうか。 ○ 別の監査事務所により構成単位での作業遂行に割り当てられた個人は、十分な時間を含め、高品質な作業を遂行できる適性と能力を持つかどうか。 • 別の監査事務所が起用に適していないか、又は割り当てられた個人が、十分な時間を含め、ふさわしい適性と能力を持っていない場

ネットワークからの情報、及びこの情報が他のネットワーク・ファームにより割り当てられた者たちが、当該監査事務所のグループ業務で起用するには適格ではない可能性があることを示しているかどうかを検討する。

- ネットワーク・ファーム全体でのネットワークの監視活動の総合的な結果に関する情報をネットワークから業務チームへ伝達する。
- 業務執行責任者が、構成単位で作業を遂行している別のネットワーク・ファームや作業の遂行を割り当てられた者たちの適性と能力を懸念しているという状況に対処するための方針又は手続を定める。これには、以下が含まれる
 - 業務執行責任者に、問題を監査事務所、他のネットワーク・ファーム、企業の統治責任者、又は構成単位の経営者へ伝達することを要求する。
 - 問題を解決できない場合は、追加のリソースを提供するか、又は業務執行責任者に構成単位で実施されている作業の指示、監督及び査閲を増やすように要求する。

合に、業務執行責任者はどのように状況に対処すべきかに言及する。これには以下が含まれる。

- 業務執行責任者に、問題を監査事務所、他の監査事務所、企業の統治責任者、又は構成単位の経営者へ伝達することを要求する。
- 問題を解決できない場合は、業務執行責任者に追加のリソースを要求するか、又は業務執行責任者に構成単位で実施されている作業の指示、監督及び査閲を増やすように要求する。



ISA 220（改訂）は、業務を実施するための十分かつ適切なリソースが適時に業務チームに割り当てられている又は提供されているかを判断する業務執行責任者の責任を扱う。グループ監査の場合、構成単位の監査人は業務チームの一員であるため、ISA 220（改訂）の条項は構成単位の監査人にも適用される。

グループ監査に対する特別な考慮事項に対処する ISA 600⁸には、構成単位の監査人が関与している場合のグループ監査人の責任に対処する要求事項及び適用指針が含まれる。

⁸ ISA600「特別な考慮事項—グループ財務諸表の監査（構成単位の監査人の作業を含む）」

テクノロジー資源：ISQM 1におけるテクノロジー資源の範囲

監査事務所が使用するテクノロジー資源の全てが、ISQM 1 の範囲に含まれるわけではない。テクノロジー資源は、監査事務所の中で複数の役割を果たすが、中には SOQM と関連性がないものもある。ISQM 1 A99 項は、次のテクノロジー資源が ISQM 1 の目的と関連性があることを示している。

SOQM の整備、適用及び運用に 使用されるテクノロジー資源	業務の実施において、業務 チームにより使用される テクノロジー資源	IT アプリケーションの効果的 な運用の実現に不可欠な テクノロジー資源
設例： • 独立性の監視及び顧客との業務契約の新規の締結及び更新に使用される IT アプリケーション • SOQM の監視に使用される IT アプリケーション • 時間の記録、及び専門要員の休憩時間の追跡に使用される IT アプリケーション • トレーニングのサポート、及び専門要員の業績評価に使用される IT アプリケーション • 予算管理（財務的資源の計画及び配分）用 IT アプリケーション • 文書化の維持管理用 IT アプリケーション • コンサルテーションの記録追跡用 IT アプリケーション	設例： • 文書化の準備及び作成に使用される IT アプリケーション • 知的資源として使用される IT アプリケーション（例：方針マニュアル及び方法論を伴う IT アプリケーション） • 自動化ツール及び技法として使用される IT アプリケーション。Excel や Excel マクロの使用を含む。	設例： • SOQM の運用や業務の実施に使用される IT アプリケーションをサポートするオペレーティングシステム及びデータベース • IT アプリケーションの運用をサポートするハードウェア（例：ネットワークシステム、ラップトップ等のユーザーハードウェア） • オペレーティングシステム及び IT アプリケーション（すなわち、パスワードアプリケーション）へのアクセスを管理する IT システム

i ISQM 1 A99 項にある適用指針には、複雑でない監査事務所と、より複雑な監査事務所と、関連性のあるテクノロジー資源がどのように異なるかを示した例が記載されている。



リソースが、品質リスクを引き起こす可能性のある状況、事象、環境又は行動の有無を生み出すことがある。その結果、ISQM 1第25項(a)に従った品質リスクの識別と評価に当たっては、監査事務所が自らのリソースを理解する必要がある。

以下に、他の構成単位で品質リスクを引き起こす可能性のあるテクノロジー資源に関連した状況、事象、環境又は行動の有無の例を示す。

- 業務チームがITアプリケーションに過度に依存するあまり、このITアプリケーションがデータを不正確に処理する若しくは不正確なデータを処理する、又はこの両方の可能性がある。これにより、業務の実施に関連する品質リスク、特に職業的専門家としての適切な懐疑心の行使に関する品質リスクが引き起こされる可能性がある。
- セキュリティ侵害が、顧客データへの不正アクセスにつながる可能性がある。これが、職業倫理に関する規定に関連する品質リスク、つまり情報の守秘義務の不履行につながる可能性がある。

テクノロジー資源：業務チームによる自動化ツール及び技法（ATT）の使用

業務チームは、業務における監査手続の実施において、ATTを使用することがある。監査事務所がATTを提供又は承認することもある。業務チームがATTを入手することもある。どちらの状況でも、監査事務所のSOQMが、業務チームが入手したものを含め、使用するATTの適切性に対処する必要がある。例えば、ISQM 1 A101項は次のように説明している。

- 監査事務所は、ITアプリケーションが適切に動作すると判断され、監査事務所がその利用を承認するまで、ATT又はATTの機能の利用を明確に禁止する場合がある。
- 監査事務所は、監査事務所に承認されていないATTを監査チームが使用する状況について方針又は手続を定める場合がある。例えば、業務で実際に使用する前に、具体的な事項（例：データ入力、ATTが動作する仕組み、ATTのアウトプットで意図された目的は達成されるか）を検討し、ATTが使用に適しているかどうか判断することを業務チームに要求する。



IAASBは、「[Non-Authoritative Support Material for Auditors Regarding Documentation When Using ATT](#)（ATT使用時の文書化に関する監査人向けの規範性のない補足資料）」を作成した。

このガイドには、監査事務所がATTを承認した場合と、ATTが監査事務所の承認プロセスの対象にならなかった場合を比較して、それらが監査調書にどのような影響を与える可能性があるかが記載されている。

またIAASBは、「[Non-Authoritative Support Material Related to the Risk of Overreliance on Technology when Using ATT and Information Produced by the Entity's Systems](#)（ATT及び企業システムにより作成された情報使用時のテクノロジーへの過剰依存のリスクに関する規範性のない補足資料）」も作成した。

このガイドには、監査事務所に向けて、ATT使用時の自動化バイアスや過剰依存のリスクに対処する業務チームの支援方法が記載されている。

サービス・プロバイダー：ISQM 1 におけるサービス・プロバイダーの範囲

ISQM 1 は、監査事務所は、必要なリソース全てを所内に所有しているわけではなく、従って、サービス・プロバイダーを使用する可能性があることを認識している。サービス・プロバイダーからのリソースには、定義のとおり、監査事務所による SOQM 又は業務の実施で使用されるテクノロジー資源、知的資源、又は人的資源が含まれる。これには、監査事務所のネットワーク外の他の監査事務所の人的資源（構成単位の監査人等）が含まれる。

i ISQM 11 A105 項には、サービス・プロバイダーからのリソースの例が記載されている。

監査事務所は、SOQM、又は SOQM に対する責任を外注することはできないが、サービス・プロバイダーからの資源が、ISQM 1 の要求事項の履行において監査事務所の助けとなる。こうしたことから、サービス・プロバイダーからのリソースを使用するときに、監査事務所は、そのリソースが、SOQM 又は業務の実施での使用にふさわしいものであることを保証する責任がある。

サービス・プロバイダーは、監査事務所又は業務チームにより利用されることがある。また、サービス・プロバイダーがその他の当事者により利用される状況もありうる（例：当該監査事務所のネットワーク外の監査事務所に属する構成単位の監査人が、構成単位の経営者により利用された場合）。業務チーム又はその他の当事者により利用された場合でも、全てのケースにおいて、監査事務所の SOQM が、サービス・プロバイダーの適切性に対処する必要がある。例えば、サービス・プロバイダーを利用したのが業務チームである場合、監査事務所は、サービス・プロバイダーの利用について、業務チームが検討すべき事項を示した方針又は手続を定めることができる。



監査事務所が、監査事務所のネットワーク（すなわち、監査事務所のネットワーク、その他のネットワーク・ファーム又はネットワーク内の他の構造若しくは組織）内のリソース（テクノロジー資源、知的資源又は人的資源）を使用している場合、このようなリソースは、サービス・プロバイダーのリソースとはみなされない。このようなリソースは、ISQM 1 第 48 項から第 52 項（すなわち、ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスを使用する監査事務所の責任）への準拠の一部として対処される。

サービス・プロバイダー：さまざまな品質リスク及び適用の柔軟性に関する考慮事項

監査事務所は、SOQM 又は業務の実施において、サービス・プロバイダーのリソースを多数使用する場合があります。サービス・プロバイダーのリソースに関連する品質リスクの性質や、品質リスクの評価の理由は場合によって異なる。その結果、サービス・プロバイダーのリソースが使用に適しているかどうかに関連する品質リスクに対処するための、監査事務所の対応の性質、時期及び範囲も場合によって異なる。ただし、場合によっては、監査事務所が、サービス・プロバイダーの特定のリソースに関連する品質リスクはないと判断することもある。この場合、監査事務所は、このようなリソースに関連する対応を整備及び実施する必要はないだろう。

サービス・プロバイダーのリソースに関連する品質リスクに影響を与えうる要因で、監査事務所の対応の性質、時期、及び範囲に影響を与えるものの例

要因の例	この要因が品質リスクに与える影響の例
リソースの性質	サービス・プロバイダーのテクノロジー資源を使用する場合。以下のような品質リスクが考えられる。 - IT アプリケーションが適切にアップデートされない。その結果、アプリケーションの信頼性が低下、又は使用が不可能になり、監査事務所の SOQM 又は業務の実施での使用に適さなくなる。 - 顧客データへのアクセスが、特にデータがサービス・プロバイダーにより管理及び運用されているデータベースに保存されている場合に、守秘義務違反になる可能性がある。 サービス・プロバイダーの人的資源を使用する場合、以下のような品質リスクが考えられる。 - 利用する人的資源が、目的の活動を実行するにふさわしい適性と能力を備えていない。つまりこのリソースは、監査事務所の SOQM 又は業務の実施での利用には適していない。 - ある活動のためにサービス・プロバイダーにより割り当てられた個人が、その活動の途中で（例えば、配置転換により）異動となったため新たに割り当てられた個人は、その活動に関連する継続性又は経験を欠いているため、不適切である。
リソースの使用において、監査事務所がさらなる措置をとる責任	- 監査事務所は、サービス・プロバイダーから提供された市販の IT アプリケーションパッケージを使用している。この IT アプリケーションの保守は、サービス・プロバイダーが行う。サービス・プロバイダーは、更新プログラムを自動配信し、監査事務所は自動アラートを受信して、更新プログラムを受け取る。この場合、監査事務所の IT アプリケーションに関する責任はほとんどないので、品質リスクは以下に関連すると考えられる。 - この IT アプリケーションが使用目的に適しているかどうか。 - サービス・プロバイダーが必要な更新プログラムを提供するかどうか。 - 監査事務所が自動更新プログラムを受け取らないリスク - 監査事務所は、サービス・プロバイダーから提供された IT アプリケーションを使用している。この IT アプリケー

ションは市販のパッケージで、保守はサービス・プロバイダーが行っているが、監査事務所は、この IT アプリケーションと他の IT アプリケーションの統合を可能にするアプリケーションをカスタム開発し、その上に構築している。さらに、監査事務所には、この IT アプリケーションの使用において、多数の責任がある。例えば、

- 監査事務所固有のデータを基礎となるデータベースに保存し、このデータを保持する。
- IT アプリケーションの機能に関連するさまざまなオプションを選択する。これにより、サービス・プロバイダーが IT アプリケーションを更新したときに、機能が変更される可能性があるため、定期的なレビューが必要になる。

この場合、先ほどの例で説明した、IT アプリケーションが使用目的に適しているかどうかに関する品質リスク、及び更新に関連する品質リスクに加えて、監査事務所が以下に関連する品質リスクを識別することもある。

- カスタム開発されたアプリケーションが正しく動作しない。
- 監査事務所固有のデータが不正確に収集されている、又は適切に維持されていない。
- 選択された機能オプションが不適切である。

サービス・プロバイダー：サービス・プロバイダーから情報を入手する

ISQM 1 A107 項では、監査事務所は、サービス・プロバイダーのリソースが SOQM 又は業務の実施での利用に適しているかを判断する際には、サービス・プロバイダー及びサービス・プロバイダーが提供するリソースに関する情報を多数の情報源から入手する可能性があると説明している。このような情報は、サービス・プロバイダーから直接入手されることが多い。

監査事務所が必要とする情報がサービス・プロバイダーから提供されず、このサービス・プロバイダーを SOQM 又は業務の実施で使用するに監査事務所が満足できるような代替情報を得られない状況では、監査事務所は別のサービス・プロバイダーを使用する必要があるかもしれない。場合によっては、このサービス・プロバイダーの使用が必須である可能性もあるが、監査事務所がリソースの適切性に満足できない場合、監査事務所は、状況に適切な対応をするための他の措置を講じる必要があるだろう。

監査事務所がサービス・プロバイダーの使用を要求される状況、及び使用するリソースの適切性に満足できない場合に監査事務所がとり得る措置の例

状況の例

ネットワークは、監査事務所にある外部 IT アプリケーションの使用を要求している。これはあるソフトウェアプロバイダーが開発したものである。このソフトウェアプロバイダーは、地域の販売代理店経由でこの IT アプリケーションを販売しているため、地域の販売代理店から直接この IT アプリケーションを入手し、契約条項の交渉を行う責任は監査事務所にある。従って、監査事務所との関係においては、このソフトウェアプロバイダーはサービス・プロバイダーで、監査事務所は、この IT アプリケーションが使用に適しているかどうかを表明する必要がある。

監査事務所は、地域の販売代理店に、IT アプリケーションが使用に適しているかどうかの検討材料となる情報の提供を要求したが、この代理店は監査事務所の要求に応じなかった。

監査事務所がとり得る措置の例

監査事務所は、この件について、ネットワークとさらに話し合い、ソフトウェアプロバイダーのグローバル本部から必要な情報を入手するようネットワークに依頼することができる。加えて、監査事務所がこの IT アプリケーションの使用に関連したより具体的な品質リスクを識別し、その品質リスクにより直接的に対応する可能性がある。例えば、監査事務所が、この IT アプリケーションにおいてある計算が正しく行われないリスクがあることを指摘し、このアプリケーションにより行われた計算を再実行するように、業務チームに要求する方針又は手続を実施する可能性がある。



サービス・プロバイダーが監査事務所に対して、リソースの統制の説明と整備に関する保証報告書を提供することがあり、状況によっては、これに統制の運用状況の有効性に対する保証が含まれることもある。しかし、ISQM 1 の目的では、サービス・プロバイダーからの保証報告書は必須ではない。

情報とコミュニケーション



ISQM 1 第 33 項、
A109 項から A115 項

以下に、情報とコミュニケーションに関して ISQM 1 が現行の基準からどのように変更されたかについて要約する。



- ISQM 1 の新たな構成要素
- SOQM の整備、適用及び運用を可能にするために、情報を取得、作成、利用し、また発信するための新たな強化された要求事項。新たな要求事項は、以下に対処する。
 - 監査事務所の情報システム
 - 情報とコミュニケーションの観点からの監査事務所の文化（すなわち、監査事務所と情報交換する専門要員の責任を認識し、強化する）。
 - 監査事務所と監査チームの間での情報の交換（注：これは、監査事務所にその方針及び手続を専門要員に伝達することを義務付けた ISQC 1 から改善された）。
 - 監査事務所のネットワーク内の、及びサービス・プロバイダーに対する情報の伝達
 - その他の SOQM に関連した外部への伝達。すなわち、法令又は職業的専門家としての基準によって要求された場合、又は外部当事者による SOQM の理解を支援するために必要な場合

ISQC 1 は、独立性に関する事項の伝達や業務執行責任者の責任の伝達等、基準の一部の要素においてコミュニケーションに関連した要求事項を含んでいた。ISQM 1 における情報とコミュニケーションに関する構成要素は、情報とコミュニケーションの構成要素に導入された、原則に基づく要求事項を通じて、このコミュニケーションに対する必要性に対処している。



情報とコミュニケーションの構成要素は、SOQM の整備、適用及び運用を可能にする。したがって、情報とコミュニケーションの構成要素の多くの側面は他の構成要素と重なっている可能性がある。

ISQM 1 の他の側面には、ISQM 1 第 22 項、第 34 項(e)、第 46 項及び第 47 項、第 51 項等、特定の情報とコミュニケーションの要求事項が含まれている。

情報システム

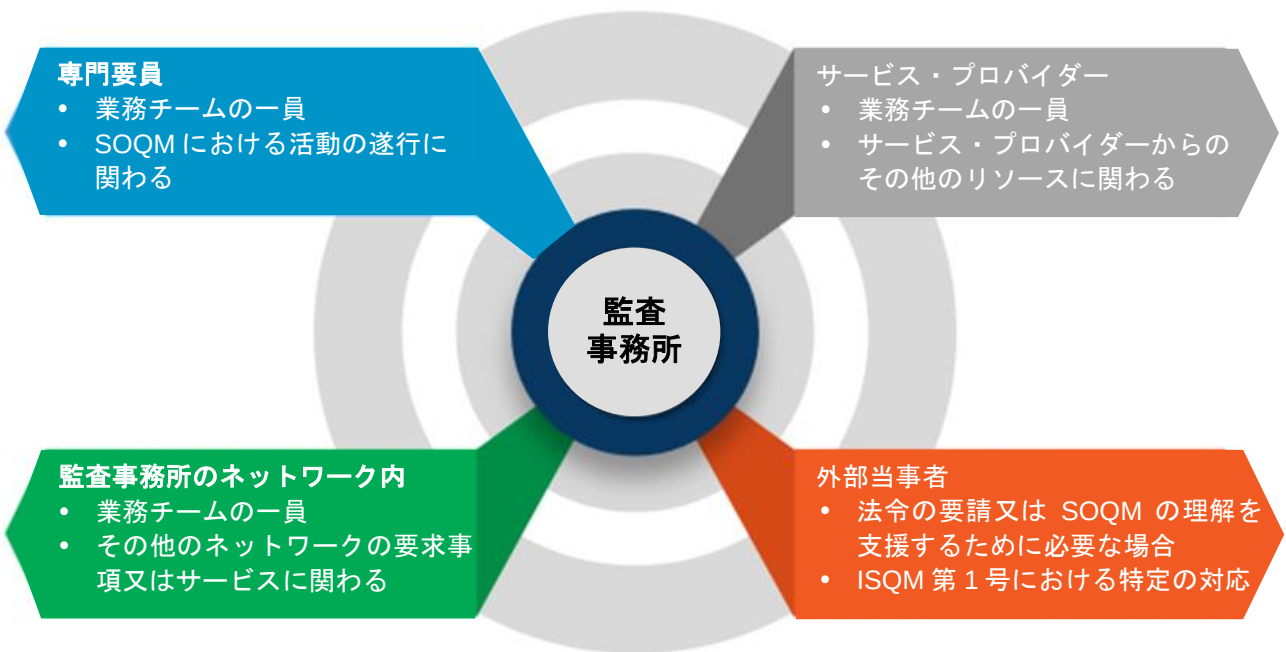
ISQM 1 は、監査事務所の情報システムに関連する品質目標を定めるよう監査事務所に要求している。ISQM 1 は、情報システムには手作業又は IT の要素の使用が含まれる場合があると説明する。

これは ISQM 1 において新たな要求事項であるが、監査事務所は、その既存の品質マネジメントシステムの一環としてすでに情報システムを実施している可能性が高い。ISQM 1 を適用するに当たり、監査事務所は、既存の情報システムがどのように情報を識別、捕捉、処理及び維持するかについて検討する可能性がある。

i ISQM 1 A111 項には、複雑でない監査事務所で情報システムがどのように整備されるかを示す適用の柔軟性の例が記載されている。

監査事務所が情報を伝達し交換する様々な当事者

効果的な双方向のコミュニケーションは、SOQM の運用及び業務の実施に不可欠である。ISQM1 は、監査事務所が情報を伝達し交換する様々な当事者がいることを認識している。伝達される情報及び伝達する者の責任は、監査事務所の SOQM 又は業務の実施の観点から個々人が引き受ける役割によって異なる。



ISQM 1 では以下を扱う。

- 専門要員が負うコミュニケーションに対する一般的な責任
- 監査事務所と業務チームの間での情報の交換。これに関して、監査チームには、監査事務所のネットワーク内、又は監査チームの一員であるサービス・プロバイダーからの専門要員及び個人が含まれる。監査事務所と監査事務所のネットワーク内の者又はサービス・プロバイダーとの情報交換の方法は、監査事務所とその専門要員との情報交換の方法とは異なる場合がある。例えば、監査事務所からの、監査事務所のネットワーク内の構成要素の監査人又はサービス・プロバイダーへのコミュニケーションは、グループ監査人を通して行われる場合がある。

- 監査事務所と、SOQM 内で活動を実施する専門要員との間の情報交換
- ネットワークの要求事項若しくはネットワークのサービス又はサービス・プロバイダーからのリソースに関して、監査事務所のネットワーク内での、又はサービス・プロバイダーへの情報の伝達。
- 他の外部当事者とのコミュニケーション

i ISQM 1 A112 項には、監査事務所、専門要員及び監査チームの間でのコミュニケーションの例が記載されている。A113 項には、監査事務所が監査事務所のネットワーク内から入手する情報の例が記載されている。

例えば、直接の口頭のコミュニケーション、方針又は手続のマニュアル、ニュースレター、アラート、電子メール、イントラネット若しくはその他のウェブベースのアプリケーション、研修、プレゼンテーション、ソーシャルメディア又はウェブキャスト等、監査事務所が情報を伝達するために使用する数多くの方法がある。コミュニケーションの最も適切な方法及び頻度を決定する際、監査事務所は、以下を含む多様な要因を考慮する可能性がある。

- そのコミュニケーションの対象となるオーディエンス、及び
- 伝達される情報の内容及び緊急性

状況によっては、監査事務所は、コミュニケーションの目的を達成するために同じ情報を複数の方法によって伝達する必要があると判断する場合がある。その場合は、伝達される情報の一貫性が重要である。



小規模な、又は複雑でない監査事務所の場合、コミュニケーションは略式で、専門要員及び監査チームとの直接の話し合いを通じて行われる場合がある。ISQM 1 には、全てのコミュニケーションが正式に文書化される必要があるとの要求事項はなく、またこのようにするのは実際的ではないことが多い。監査事務所は、ISQM 1 第 57 項から第 59 項に記載される文書化の要求事項に対処するために必要な範囲でコミュニケーションを文書化する必要があるだろう。



**ISQM 1 第 34 項(e)、
A124 項から A132 項**

外部とのコミュニケーション

監査事務所は、様々な外部の者とコミュニケーションをとる可能性がある。監査事務所の SOQM に関連した外部とのコミュニケーションには、透明性報告書や監査品質報告書、外部者との直接の会話（規制当局、監査監督当局、顧客の経営者及び監査役等との直接の会話を含む）、監査事務所のウェブサイト上の情報、又はソーシャルメディアを通じて提供される情報が含まれる場合がある。

ISQM 1 は、以下を通じて外部の者とのコミュニケーションに対処する。

- 第 33 項(d)(ii)の外部の者とのコミュニケーションに関連する品質目標、及び
- ISQM 1 第 34 項(e)の特定の対応

i ISQM 1 A125 項には、監査事務所の品質マネジメントシステムに関する情報を利用する可能性のある外部の者の例が記載されている。

注：監査事務所のネットワーク内の、又はサービス・プロバイダーに対するコミュニケーションは、ISQM 1 第 33 項(d)(i)で扱っている。

外部の者（ネットワーク及びサービス・プロバイダー以外）とコミュニケーションをとる ISQM 1 の要求事項は、以下の通り要約される。

外部の者とのコミュニケーションが要求される又は適切であるのはいつか	コミュニケーションの相手は誰か	コミュニケーションの内容は何か	どのようにコミュニケーションされるか
法令又は職業的専門家としての基準が外部とのコミュニケーションを要求する。	法令又は職業的専門家としての基準により定められた外部の者とコミュニケーションをとる	法令又は職業的専門家としての基準により定められた情報を伝達する	法令又は職業的専門家としての基準により定められた内容、時期及び範囲
監査事務所は上場企業の財務諸表を監査する	企業の監査役等とコミュニケーションをとる	SOQM がどのように高品質な監査業務の一貫した実施を支援しているか伝達する (第 34 項(e)(iii)に従って定められた方針又は手続)	監査事務所が決定した内容、時期及び範囲 (第 34 項(e)(iii)に従って定められた方針又は手続)
その他、外部の者の SOQM の理解を支援するためにコミュニケーションが必要とされる	監査事務所が決定した外部の者とコミュニケーションをとる (第 34 項(e)(ii)に従って定められた方針又は手続)	監査事務所が決定した情報を伝達する (第 34 項(e)(iii)に従って定められた方針又は手続)	監査事務所が決定した内容、時期及び範囲 (第 34 項(e)(iii)に従って定められた方針又は手続)

ISQM 1 の要求事項は、監査事務所の利害関係者との、SOQM に関する価値のある洞察に満ちた情報の交換を最も適切な方法で推進することを目指している。したがって、法令又は職業的専門家としての基準に外部とのコミュニケーションの規定がない、又は監査事務所が上場企業の財務諸表の監査を実施しない場合であっても、監査事務所は、少なくとも、SOQM に関して外部の者とコミュニケーションをとることが適切かどうかを決定することが期待される。



小規模な監査事務所の場合、方針又は手続を策定するに当たり、監査事務所は、外部の者とのコミュニケーションが適切であるケースをわずかであるが識別する可能性がある。例えば、特定の業務に関して発見事項がある場合、監査事務所は、企業の監査役等とコミュニケーションをとる場合がある。

 ISQM 1 は、外部とのコミュニケーションに関連した広範な指針及び事例を記載している。

- A126 項は、外部の者に伝達される事項を説明する。
- A130 項は、いつ外部とコミュニケーションをとるのが適切かについての監査事務所の判断に影響を与える可能性のある事項を説明する。
- A131 項は、外部に報告される情報を作成する際、監査事務所が考慮することができる属性を説明する。
- A132 項は、外部の者とのコミュニケーションの様式の例を記載する。



国又は地域の法令又は職業的専門家としての基準は、監査事務所に、透明性報告書又は監査品質報告書を作成するよう義務付ける場合があり、その場合、監査事務所は、かかる要求事項を遵守する必要があるだろう。ISQM 1 は、監査事務所に透明性報告書又は監査品質報告書を作成するよう要求していない。ISQM 1 A132 項は、透明性報告書又は監査品質報告書は、外部の者とのコミュニケーションの様式の一例であると記載している。

特定の対応



ISQM 1 第 16 項(d)、第 16 項(e)、
第 34 項、A116 項から A137 項

監査事務所のリスク評価プロセスで説明されている通り、ISQM 1 には、監査事務所が整備、実施することを求められる特定の対応が記載されている。特定の対応は、網羅的ではなく、全ての品質リスクに完全に対処しているわけではない。特定の対応の一部は、現行の ISQC 1 で対処されている事項に関連している。

以下は、ISQM 1 の新規の要求事項、及び現行の基準における事項に関連する要求事項を要約している。



- 外部の者とのコミュニケーションに対処する新規の要求事項（詳細は、情報とコミュニケーションの項目を参照）
- 強化された要求事項
 - どの業務が審査の対象となる必要があるかを扱った方針又は手続
 - 関連する職業倫理に関する規定の遵守に対する阻害要因及び関連する職業倫理に関する規定の違反に対処する方針又は手続は、関連する全ての職業倫理に関する規定を扱う（現行の ISQC 1 は独立性に焦点を当てている）。さらに、要求事項は、特に、セーフガードに関する IESBA 倫理規程の更新に関連して、IESBA 倫理規程に沿ったものとなっている。
 - 独立性に関する要求事項の遵守の確認書を入手する要求事項は、調整され、監査事務所の独立性に関する方針又は手続に代わり、独立性に関する要求事項を指す。
 - 不服と疑義の申立てに対処する方針又は手続は、現行の ISQC 1 と類似しており、不服と疑義の申立ての受理、調査及び解決への重点を強化したものとなっている。
 - 契約の新規の締結及び更新に関連する特定の事項に対処する方針又は手続は明確に説明され、拡張されて、監査事務所が法令により顧客との関係又は特定の業務を受嘱するよう義務付けられた場合にも対処するよう監査事務所に要求している

現行の ISQC 1 にある以下の要求事項は、ISQM 1 では次のように捉えられている。

- ISQC 1 には、審査担当者の適格性、審査の実施及び文書化に対処する要求事項が含まれていた。これらは、現在、ISQM 2 で対処されている。
- ISQC 1 には、不服と疑義の申立ての結果識別された不備に対処する特定の要求事項が含まれていた。これは、監視及び改善プロセスの一環として対処されている。

職業倫理に関する規定に関する構成要素並びに契約の新規の締結及び更新に関する構成要素に関する本書の項目は、また ISQM 1 で扱われている ISQC 1 における要求事項も説明している。

審査

審査は、監査事務所レベルの品質リスクへの対応である。審査は、監査事務所に代わって審査担当者が業務レベルで実施する。審査を扱った要求事項は、ISQM 1 及び ISQM 2 で以下の通り記載されている。

→ IAASB の「[初度適用ガイド：『審査』](#)」を参照

ISQM 1 は、以下のような方針又は手続を定めるよう監査事務所に要求している。

- ISQM 2 に従った審査に対処する方針又は手続
- 特定の業務に対して審査が実施されるよう要求する方針又は手続

ISQM 2 は、以下を扱っている。

- 審査を実施する個人の適格性の規準及び審査担当者の選任
- 審査の実施及び文書化

これは何を意味するか。

監査事務所は、以下を扱った方針又は手続を定めることが期待されている。

- どの業務が審査の対象となる必要があるか。方針又は手続は、ISQM 1 に定められた業務の範囲を含む必要がある。
- 個人が審査を実施する適格性の規準、及び審査担当者の選任。方針又は手続は、ISQM 2 の適格性に関する要求事項及び審査担当者の選任に対処する要求事項も遵守する必要がある。
- 審査の実施及び文書化。方針又は手続は、ISQM 2 の実施及び文書化の要求事項も遵守する必要がある。



ISQM 1 A136 項は、場合によっては、監査事務所は、審査が必要な監査又は他の業務が存在しないと判断することがあると述べている。審査に対処する方針又は手続を定める ISQM 1 の要求事項がやはり監査事務所に適用されることには留意すべきである。しかしながら、監査事務所が実施する業務の内容及び状況は、監査事務所の方針又は手続に従った審査を必要としないものである可能性がある。



監査事務所は、品質リスクに対する対応として、審査ではない他の種類の業務のレビューを整備し、実施する場合がある。例えば、監査業務を適格なものとするために、監査事務所は、特別な検討を必要とするリスクに対処するための監査チームによるリスク対応手続のレビュー、又は特別な専門技能を有する監査事務所内の者による特定の事項のレビューを要求する場合がある。場合によっては、これらのレビューは、審査に追加して行うことがある。

不服と疑義申し立て

ISQM 1 は、不服と疑義の申し立てを受理、調査及び解決すべき者を指定していない。しかしながら、第 32 項(c)及び(e)のリソースに対処する要求事項が適用される。これは、不服と疑義の申し立てを受理し、調査し、解決するために割り当てられた者が、その役割を遂行するために十分な時間を含む適切な適性と能力を有している必要があるということである。監査事務所にこの役割を遂行するために適切な適性と能力を有する専門要員がいない場合、監査事務所は、外部のソースから人員を確保する必要があるだろう。

不服と疑義の申し立てを受理し、調査し、解決する役割を遂行する適切な適性及び能力には、以下を有することが含まれる場合がある。

- 経験、知識及び監査事務所内での適切な権限
- SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者への直接の報告

監視及び改善プロセス



ISQM 1 第 16 項(a)、第 16 項(h)、
第 35 項から第 47 項、A10 項から A12 項、A15
項から A17 項及び A138 項から A174 項

監視及び改善プロセスの目的：

- SOQM の整備、適用及び運用に関して監査事務所が関連性のある、信頼できる、かつ適時の情報を得られるように SOQM を監視すること。
- 不備の再発を防止するために、不備が適時に改善されるよう、識別された不備に対応するために適切な措置を講じること。適切な措置を講じることには、継続している若しくは完了した業務に関して手続が省略されている、又は発行された報告書が不適切であると思われる場合、必要に応じて、業務に関連する発見事項を改善することも含まれる。

監視及び改善は、業務の品質及び SOQM の主体的かつ継続的な改善を促進する。不備の識別及び改善は、建設的であり、効果的な SOQM の不可欠な一部である。



監視及び改善プロセスは、以下を含め、現行の ISQC 1 から広範囲にわたって改善された。

- SOQM 全体の監視に対する新たなフォーカス
- 発見事項の評価と不備の識別、及び識別された不備の評価に対する新たなフレームワーク及び
- より着実な改善

監視及び改善に関連する事項のコミュニケーションに対処する要求事項は、現行の ISQC 1 に類似している。

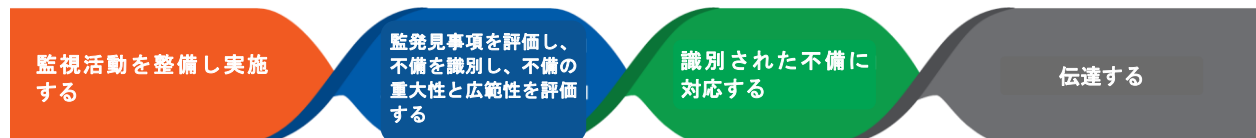
SOQM の整備、適用及び運用、並びに不備に関する情報はどのように使用されるか

不備及び改善措置を含む監査事務所の SOQM の整備、適用及び運用に関する情報は、以下によって使用される場合がある。

- SOQM の年次評価を行う際に監査事務所のリーダーシップによって。
- 業務の品質及び SOQM を主体的かつ継続的に改善するために、監査事務所、又は SOQM において活動を割り当てられた者によって。この者には、審査を実施するための基礎としてその情報を利用する可能性のある審査担当者が含まれる。
- 業務の質を管理し達成する業務執行責任者によって。

監視及び改善プロセスの様々な側面

監視及び改善プロセスは以下の四つの側面に分割できる。



以下の項目でさらに説明するが、監視及び改善プロセスの整備は、SOQM の他の側面がどのように整備されているか、及び監査事務所の性質と状況を含む、多くの要因に基づき変わる。

監視及び改善プロセスは、ダイナミックかつ反復的に運用される非画一的なプロセスとされている。

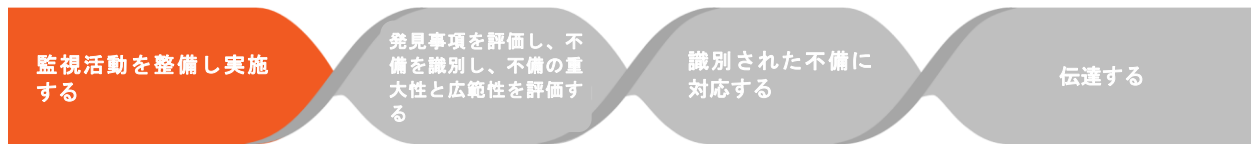
監視及び改善プロセスがどのようにダイナミックで反復的であるかの例

監査事務所の独立性に関するITアプリケーションに利害関係を記録している専門要員に関連する発見事項を評価するに当たり、監視活動が独立性に関するITアプリケーション自体の機能（ITアプリケーションのアクセス制御、ITアプリケーションのプログラムの方法、プログラミングの変更の管理方法、又はITアプリケーションに収集されたデータの保存及び維持方法等）に対処していなかったことが判明している。したがって、監査事務所は、独立性に対処するための監査事務所の対応の有効性について全体像を把握するために、独立性に関するITアプリケーションのさらなる監視活動が必要であると判断する。

監視活動を整備し実施する



ISQM 1 第 36 項から第 39 項、
A139 項から A156 項



監査事務所は何を監視するか

監査事務所はSOQM全体を監視する。これには、以下の監視が含まれる。

- 責任はリーダーシップにどのように割り当てられているか、及び ISQM 1 の要求事項が満たされているかどうか。
- 監査事務所のリスク評価プロセスの整備及び運用。すなわち、監査事務所は、どのように、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、対応の整備及び実施、品質目標、品質リスク又は対応に影響を与える可能性のある監査事務所及び監査事務所が実施する業務の内容及び状況における変更に関連する情報の識別に取り組むか。
- 対応の実施及び運用で、対応が整備された方法に従ってそれらが適切に機能しているかどうか、及び対応に関連する品質リスクに効果的に対処しているかどうかを含む。
- 監査事務所の監視及び改善プロセスは、その意図した目的を達成しているかどうか。
- 監査事務所がどのようにネットワークの要求事項又はネットワークのサービスに対処したか、及び ISQM 1 の要求事項を遵守しているかどうか。
- リーダーシップのSOQMの評価及びそれがISQM 1 の要求事項を満たしたかどうか。

監査事務所はどのように SOQM を監視するか

監査事務所は、監査事務所のために調整された監視活動を整備し、実施する。監視活動の内容、時期及び範囲は、ISQM 1に定める多数の要因を考慮して調整される。ISQM 1が監査事務所に考慮することを要求する要因を、その要因がどのように監視活動の内容、時期及び範囲に影響を与えるかを示す設例とともに、以下に記載する。

品質リスクに対する評価の理由

設例

監査事務所は、不十分な指示、監督及び査閲を行う業務執行責任者に関連する品質リスクを有している。品質リスクの評価は、グループ監査や上場企業の監査等いくつかの業務のカテゴリーで高くなっている。監査事務所がこの品質リスクに対して整備する対応の一つは、業務の過程を通じて業務に費やした業務執行責任者の時間を追跡し、予想平均値と比較する自動化ツールである。このツールは、業務のいつであれ、費やされている時間が少なすぎると検知した場合、業務執行責任者にアラートを送る。

ツールを監視する際、監査事務所はアラートの報告書を受け取り、業務執行責任者がどのようにアラートに対応したかを判断するために、選択した業務を追跡調査する。監査事務所の選択（すなわち、監視活動の範囲）は、品質リスクの評価が高くなっている業務（グループ監査や上場企業の監査）に集中する。

対応の整備

設例

上記と同様の設例を用いて、監査事務所の監視活動には、ツールが使用する予想平均値が適切であるかの判断を含む。これを行う際、監査事務所は、タイムシートのデータが正確にツールに移されているか、予想平均値を決定するツールのアルゴリズムは適切であるかを確認するために IT 専門家を使用する（監視活動の内容）。IT 専門家は、この評価を毎年実施する（監視活動の時期）。

監査事務所のリスク評価プロセスと監視及び改善プロセスの整備

設例

- 監査事務所のリスク評価プロセスの監視：監査事務所のリスク評価プロセスの一環として、監査事務所は、監査事務所とその環境の変化、それらは SOQM にどのように影響を与えるか、特に、新たな品質リスクは存在するか、これらのリスクに対応するために対応は必要か、ということを検討するために四半期ごとに会合する委員会を設置している。監査事務所の監視活動の内容には、委員会の会合の見学、及び監査事務所とその環境の変化を識別するために監査委員会が使用する情報の理解が含まれる場合がある。
- 監視及び改善プロセスの監視：監査事務所は小規模で、そのため、監査事務所の監視活動を実施するためにサービス・プロバイダーを雇っている。サービス・プロバイダーは、四半期ごとに監視活動を実施し、監視及び改善プロセスを運用する責任を付与された者に結果を提供する。監査事務所による監視活動の整備、実施及び運用の監視の内容には、監査事務所が以下を行うことが含まれる場合がある。
 - サービス・プロバイダーが実施を指示された監視活動が SOQM について適切な情報を提供するかを検討する。

- サービス・プロバイダーの適切性を検討する。
- サービス・プロバイダーが監査事務所の指示に従って監視活動を実施したかを判断するために、サービス・プロバイダーが提供した情報をレビューする。
- 監査事務所の監視活動の整備の有効性を高める洞察又は提言があるか、サービス・プロバイダーに質問する。

品質マネジメントシステムにおける変更

設例

監査事務所は、契約の新規の締結及び更新を管理するために新たな IT アプリケーションを適用する。監査事務所は、新たな IT アプリケーションの開始から 3 か月以内に、IT アプリケーションが意図したとおり機能しているか及びその意図した目的を達成しているかを判断するために、監視活動を実施する必要があると判断する（監視活動の時期）。

以前の監視活動

設例

以前の監視活動が重点分野を明らかにする：完了した業務について監査事務所が行った以前の年次検査の結果は、監査チームが業務を実施するための十分な時間を有していなかったことを明らかにし、それが重大かつ広範とみなされる識別された不備であった。監査事務所は、追加の職員を雇う、上級職員及び社員にプロジェクトマネジメント研修を義務付ける等、不備を改善するために複数の措置を講じた。不備の重大性及び広範性から、監査事務所は、継続的に（監視活動の時期）職員の業務への配置を注意深く監視し、プロジェクトマネジメント研修の成果がどのように実施されているかを話し合うために上級職員及び社員と定期的に会合を持つ（監視活動の内容及び時期）。

監視活動は長期間にわたり行われなかった。監査事務所には、長年にわたり使用してきた、変更されていないタイムシート用の IT アプリケーションがある。当該 IT アプリケーションを取得した最初の年は、監査事務所の監視活動は、それが意図された通り機能しているかを確認した。当該 IT アプリケーションが最後に監視されてから何年も経ち、したがって、監査事務所は当該 IT アプリケーションに対して新たな監視活動を実施する必要性を識別している（監視活動の時期）。

他の関連する情報—不服／疑義、外部検査、サービス・プロバイダー

設例

監査事務所は、顧客の経営者による法令の不遵守が識別されたときに、業務執行責任者が法令の不遵守に関する監査事務所の方針又は手続を遵守していないという匿名の苦情を内部で受理する。監査事務所は、苦情を追跡調査し、関連する職業倫理に関する規定に従って不遵守に対応するための措置を講じる。それでもなお、業務執行責任者が方針又は手続を遵守しなかったことから、完了した業務の検査について業務執行責任者を選定する際に、監査事務所は苦情の対象となった業務執行責任者を選択する（監視活動の範囲）。

監視活動の内容、時期及び範囲に影響を与える可能性のあるその他の事項の例

監査事務所の規模、構造及び組織	監査事務所のネットワークの監視活動への関与	監視活動を可能にする監査事務所が利用しようとしているリソース
設例 監査事務所は、複数の拠点で活動する大規模な事務所である。したがって、監査事務所は、監査事務所の監視活動を実施する専任のチームを設置している。チームが監視に専念して以来、多くの活動は、年度を通して定期的に実施される継続的な監視活動として整備されている。	設例 監査事務所のネットワークは、毎年、業務及び SOQM の様々な側面の監視を実施する。当年のレビューでは、ネットワークは、独立性に対処する監査事務所の対応に注目した。監査事務所は、独立性に関する監査事務所自らの監視活動の内容、時期及び範囲を決定するに当たり、独立性に関するネットワークの監視活動の内容及び範囲を検討する。	設例 監査事務所は、監査事務所が指示した監視活動を実施するサービス・プロバイダーを雇う。監査事務所がサービス・プロバイダーをフルタイムでは利用していないことから、監視活動の多くは、四半期に一度実施されるよう監査事務所によって整備されている（すなわち、定期的な活動）。

継続的かつ定期的な監視活動

継続的な監視活動がより適している状況もあれば、定期的な活動がより適している状況もある。継続的な活動と定期的な活動の組合せが、全体として、効果的な監視を実現する場合がある。

継続的な監視活動	定期的な監視活動
監査事務所のプロセスに組み込まれ、変化する状況に対応してリアルタイムで実施される日常的な活動 設例 毎月、独立性に関する監査事務所の IT アプリケーションから様々な報告書が生成され、独立性に関する要求事項の遵守に対し運用責任を付与された者によりレビューされる。当該者は、独立性に関する監査事務所の方針又は手続に関して異常や不遵守を識別するために報告書を使用する。	一定の間隔で実施される活動 設例 完了した業務の検査、又は専門要員が必要な研修を完了したかを判断するための研修記録の検査

完了した業務の検査を含む、監視活動の種類

完了した業務の検査は、監査事務所が実施している監視活動の一つである。それらは、ISQM 1 によって実施が要求されている。完了した業務の検査は、業務を中心としているが、SOQM に関して監査事務所に情報を提供する。例えば、検査の結果は、以下に関する情報を提供する場合がある。

- 監査事務所によって識別されていない品質リスクがあるか、又は品質リスクの評価は修正される必要があるかどうか。
- 監査チームは、監査事務所の方針又は手続を整備された通りに実施しているか、品質リスクへの対処において対応が効果的であるかどうか。
- 監査チームによる監査事務所の方針又は手続の実施に基づき、監査事務所の方針又は手続（すなわち、対応）の整備に修正を行う必要があるか。
- 業務の品質、並びに品質に対する文化及び姿勢
- 業務執行責任者は、割り当てられた業務に対する品質を管理及び達成する全体的な責任を果たしているかどうか。
- 好ましい結果を生み出した監査チームの行動で、SOQM をどのようにさらに改善又は改良していけるかについて監査事務所にアイデアを提供するもの

完了した業務の検査を実施するだけでは、SOQM の整備、適用及び運用に関する十分かつ適時の情報が監査事務所に提供される可能性は低い。すなわち、監査事務所は、監視及び改善プロセスの目的を達成するために、監視活動の組合せを必要とする可能性が高い。

その他の種類の監視活動の例

- 進行中の業務の検査
- 専門要員が監査事務所の文化をどのように認識しているかを理解するために、監査事務所の専門要員と面談し、又は正式な調査を行う。
- リーダーシップのコミュニケーションとメッセージの一貫性、それらは監査事務所の価値観を反映し、適切に品質を重視しているかどうかを検討する。
- 独立性に関するシステム又は監査で使用する自動化ツール等、SOQMに関連した機能に対して使用されるITアプリケーションを確認し評価する。
- 例えば自動化アラート等、方針が適用されていない場合の自動通知
- サービス・プロバイダーが使用に適しているかということについて適切な検討がされたかを判断するために、サービス・プロバイダーの利用の裏付けとなる文書や契約を検査する。
- 研修の出席者の記録を確認する。
- 監査責任者及び他の上級専門要員が費やした時間の記録を検査し、かかる時間が十分であるかを評価する。



場合によっては、品質リスクに対処する対応は、監視活動と混同され、又は監視活動と類似しているように思われる。例えば、進行中の業務の検査（監視活動）は、品質リスクの発生を防止するための業務のレビュー（対応）と混同される場合がある。

業務の検査は、なぜ監視活動か

業務の検査は、方針若しくは手続（すなわち、対応）又は SOQM の他の側面が意図された方法で整備され、適用され、運用されているかを評価するために実施される。

業務のレビューはいつ対応となるか

対応は、品質リスクを防止し、品質リスクの発生につながる SOQM の障害や欠陥を発見し、修正するために整備される。例えば、審査は、業務報告書が発行される前に監査チームの判断を評価するためのものであり、又は、監査事務所は、財務諸表が適切かを判断するために財務諸表及び業務の文書を発行前にレビューする場合がある。

監査事務所はどのように区別するか

SOQM を整備する際、監査事務所は、どのような活動を達成することを意図しているかに基づき、活動の内容（対応か監視活動か）を決定する。例えば、

- 監査事務所が、品質リスクの発生を防止するために業務が特定の手続を適用する、又は業務が特定の手続の対象となることを要求する方針を策定する場合、それは対応である可能性が高い（例えば、監査事務所の手法は、業務報告書の適切性をその発行前に決定することを支援する目的で、特定の規準を満たす業務を、発行前レビューの対象とすることを要求する）。
- 監査事務所が、方針又は手続の有効性を決定するために方針又は手続の実行に関する情報を蓄積する活動を整備する場合、それは監視活動である可能性が高い（例えば、発行前レビューの規準を満たす業務が適切に発行前レビューの対象となったかどうか、及び発行された報告書は状況に応じて適切であったかを決定することを含む業務の検査）。

完了した業務の検査：検査対象として完了した業務を選択する

完了した業務の検査では、業務と業務執行責任者の組合せを選択することに重点を置く。

- **業務**は、かかる業務に関連するリスクに基づいて選択される可能性がある。例えば、監査事務所は、上場企業の財務諸表の監査又は特定の業界で実施された業務は他の業務よりも頻繁に検査を行う必要があると判断する可能性がある。
- **業務執行責任者**は、当該社員に関連する理由で検査の対象となる場合がある。例えば、監査事務所は、業務執行責任者が最後に検査対象となってからどれくらいの時間が経過したか、業務執行責任者の以前の検査の結果、又は業務執行責任者の経験に基づき、業務執行責任者を選択する可能性がある。

i ISQM 1 A151項は、監視活動の整備に影響する要因が検査対象として完了した業務又は業務執行責任者を選択する際にどのように影響を与える可能性があるかを示す例を記載している。



ISQM 1 A153項は、監査事務所が、監査責任者を選択する周期をどのように決定し、適用するかを示す例を記載している。例には、監査事務所がより主体的かつ頻繁に監査責任者を選択する必要がある場合、また、監査責任者の選任を延期することが適切な場合を記載している。

本基準の意図は、監査事務所が、以下の三つの相互に関連する考慮事項を検討し、どの業務又は業務執行責任者を選択するかを決定することである。

全ての監視活動の整備 に影響する要因

要因には、以下の項目が含まれる。

- 品質リスクに対する評価の理由
- SOQMの変更
- 以前の監視活動の結果、及び以前に識別された不備に対処する改善措置が有効であったかどうか
- 不服と疑義の申立て、外部検査の情報、サービス・プロバイダーからの情報を含む他の関連する情報

監査事務所が実施する 他の監視活動

他の監視活動の内容及び範囲、並びに活動の結果に応じて、以下に影響を与える可能性がある。

- 検査対象としてどの完了した業務を選択するか。
- 検査対象としてどの業務執行責任者を選任するか。
- 検査対象としてどのくらいの頻度で業務執行責任者を選択するか。
- 検査を実施する際、業務のどの側面を検討するか。

業務執行責任者の 選任の周期

業務執行責任者の選任の周期は、監査事務所によって決定され、以下を含む多数の要因により変化する可能性がある。

- 監査事務所が実施する業務の種類
- 監査事務所の規模と業務執行責任者の数
- 監査事務所が実施する他の監視活動

監査事務所は、財務諸表の監査を実施する業務執行責任者に対し、そうでない業務執行責任者とは異なる周期を設定することが適切と判断する可能性がある。

完了した業務の検査がどのように他の監視活動に関連するか

完了した業務の検査からの情報、及び他の監視活動からの情報は、以下に示す通り相互に影響する場合がある。

完了した業務の検査からの情報は、更なる監視活動が必要な領域を示す可能性がある。

設例

完了した業務の検査を通じて、監査事務所は、特定の業界で実施された業務について、監査チームのメンバーは業界についての適切な知識を欠いていると指摘している。この不備の根本原因を調査した監査事務所は、監査チームメンバーがこの業界について研修を受けていないと指摘している。そのため、監査事務所は、研修プログラムが業界に特化した研修に注力しているか、またどの専門要員が研修に参加しているかを理解するために、研修プログラムをさらに監視する。

他の監視活動からの情報は、完了した業務の監査事務所の検査に影響を与える可能性がある。

設例

監査事務所の文化の有効性に関連する事項について専門要員との面談を通じて、監査事務所は、専門要員が適切な指示及び監督を受けていないと感じた業務について専門要員からの複数のコメントを識別する。監査事務所はこの情報を使用して、検査対象としてどの業務を選択するかを決定する。

監視及び改善プロセスはその意図した目的を達成しているかどうかを決定するための、監視及び改善プロセスの監視

効果的な監視及び改善プロセスなく、監査事務所は、不備が存在すると決定し、それらを改善することはできない。したがって、監視及び改善プロセスはその意図した目的を達成しているかどうかを決定するために、監査事務所が監視及び改善プロセスを監視することが重要である。すなわち、

- SOQM の整備、適用及び運用に関して関連性のある、信頼できる、かつ適時の情報を提供する。
- 不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応すべく適切な措置を講じる。

監視及び改善プロセスの監視は、周期的なプロセスを意図されたものではない。監査事務所がどのように監視及び改善プロセスの監視に取り組むか（すなわち、監査事務所の活動の内容、時期及び範囲）は、以下を含む多くの要因により影響を受ける可能性がある。

- 監査事務所の監視及び改善プロセスがどのように整備されているか
- 監査事務所の性質及び状況

場合によっては、特に小規模で複雑でない監査事務所では、監査事務所は、監視及び改善プロセスがその意図した目的を達成しているかについて、リーダーシップの知識を通じて（小規模な監査事務所ではリーダーシップはSOQMと頻繁にインタラクションを行う可能性が高い）容易に情報を取得できる可能性がある。その場合は、監視及び改善プロセスの監視は容易である可能性がある。



ISQM 1 A144項には、監視及び改善プロセスのための監視活動を示す例を記載している。

監視及び改善プロセスに対する監査事務所の監視活動に影響を与える要因の例

- 監査事務所の規模及び複雑さ
- 監視活動の内容、時期及び範囲
- 誰が監視活動を実施したか（サービス・プロバイダー、ネットワーク、監視活動を実施するよう指定された監査事務所内の別のグループ、又は対応に責任を負う専門要員等）
- 過去の監視活動の結果
- 監査事務所の監視及び改善プロセスの有効性についての他の情報源から得られた情報（例：外部の検査、ネットワーク又はサービス・プロバイダー）（監査事務所の監視活動が不備を識別できなかったことを示す情報を含む）
- 識別された不備の根本原因の分析を実施したことから得られた情報
- 以前は実施されていなかった新たな監視活動、又は監視活動の整備に対する変更

監視及び改善プロセス

ISQM 1 第43項は、監視及び改善プロセスに対して運用責任を付与された者が、以下を評価することを要求している。

- 改善措置は、識別された不備及びそれらの関連する根本原因に対処するために適切に整備されており、それらの改善措置が実施されていると判断する。また、
- 過去に識別された不備に対処するために実施された改善措置は有効である。

この評価は、改善プロセスの監視のために監査事務所が使用する情報の一部となる可能性がある。それでもなお、監査事務所は、監視及び改善プロセスに対して運用責任を付与された者がISQM 1 第43項及び第44項で要求されている彼らの責任を果たしているかを監視する必要がある可能性がある。

誰が監視活動を実施するか

ISQM 1 は誰が改善活動を実施しなければならないかを指定していない。しかしながら、監査事務所は活動を実施する者の適性及び能力（十分な時間を含む）、並びに当該者の客観性を扱った方針又は手続を備える必要があると定めている。さらに、業務の検査において担当者が当該業務の監査チームのメンバー又は審査担当者となることはできないと定めている。

その者が監視活動を実施するための適正、能力及び客観性を有しているかどうかは、多数の要因に左右される。

監視活動を実施する者の適性、能力及び客観性に影響を与える要因の例：

- 実施されている監視活動の内容
- 専門的であり、複雑であり、特定の技能を要するかどうかを含む、監視対象となる事項の性質
- 対象となる事項の性質及び必要な判断の水準に鑑みた、対象となる事項を適切に監視するために必要な客観性の程度
- 対象となる事項に対して実施されている他の監視活動
- 対象となる事項を適切に監視するために必要とされる権限（リーダーシップの活動と行動を監視する者の権限は、研修の出席者を監視する者の権限より大きい必要がある可能性がある）

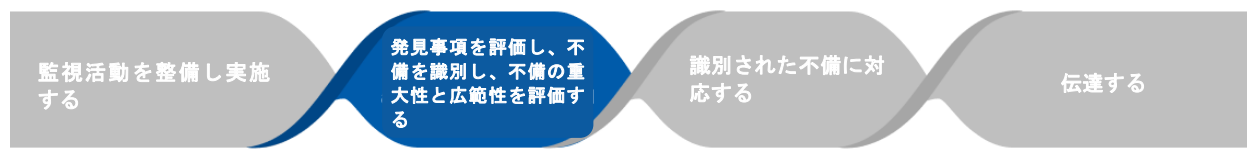
ISQM 1 は、監査事務所の外部の者が監視活動又は監視活動の側面を実施できることを明確に確認している（すなわち、当該者はサービス・プロバイダー又は監査事務所のネットワークの者であろう）。



監視活動を実施するために監査事務所の外部の者を使用することにより、SOQM について監査事務所により客観的な情報が提供され、監査事務所が SOQM について改善の余地のある領域を識別できるようになるため、外部者の使用は有益である可能性がある。

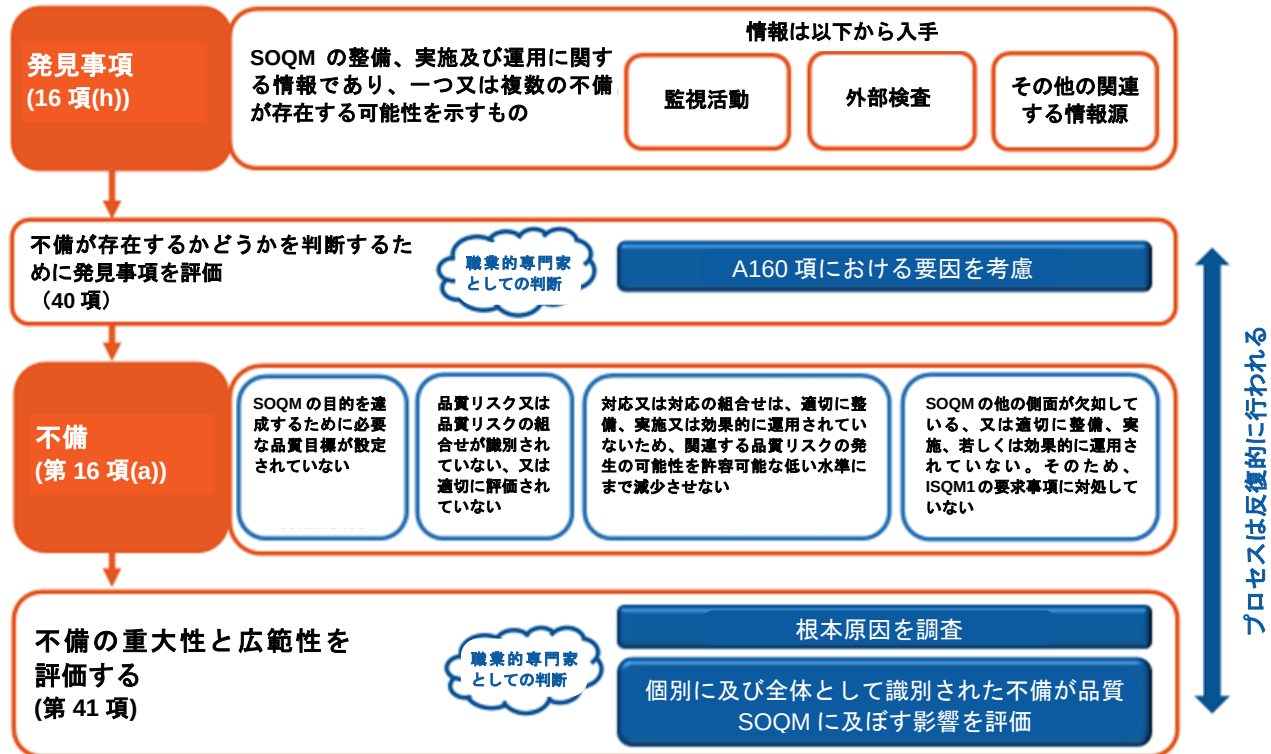
発見事項を評価し、不備を識別し、不備の重大性と広範性を評価する。

ISQM 1 第 16 項(a)、第 16 項(h)、第 40 項から第 41 項、A10 項から A12 項、A15 項から A17 項及び A157 項から A169 項



監視及び改善の主要な目的は、それが有効であるかどうかを決定するために適時にSOQMについて情報を得て、当該情報に対応するために適切な措置を講じることである。したがって、監査事務所が、不備を識別するために適時に有している情報を評価することが、不備を改善できるようにするために、不可欠である。不備が存在する場合、監査事務所はそれらがどの程度重大又は広範であるかを理解する必要がある。

ISQM 1 は、不備を識別するために、そして、更に不備の重大性と広範性を評価するために、下図の発見事項を評価するためのフレームワークを含んでいる。



不備が存在するかどうかを判断するために発見事項を評価する

不備が存在するかどうかを判断するに当たり、監査事務所は、発見事項又は合わさった場合の発見事項の組合せが、以下の不備の定義に該当するかどうかを検討する。

品質目標	- ISQM 1 により要求される品質目標が確立していない、又は部分的にのみ確立している。 - SOQM の目的を達成するために必要な追加の品質目標が確立していない。
品質リスク	- 品質リスクが識別されていない。 - 識別された品質リスクが適切に評価されていない。 品質リスクが存在しない、又は品質リスクが適切に評価されていないことにより、対応が存在しない、対応が不適切に整備される、又は不適切に実施される可能性がある。
対応	対応又は対応の組合せは、対応が適切に整備、実施又は効果的に運用されていないため、関連する品質リスクが発生する可能性を許容可能な低い水準にまで下げない。 存在しない、不適切に整備される、又は不適切に実施される全ての対応が不備というわけではない。 事実上、品質リスクを許容可能な低い水準まで減少させない対応又は対応の組合せは、監査事務所が品質目標を達成できない原因となり得る。

その他の側面

- SOQM の他の側面が存在しない、適切に整備されていない、又は効果的に運用されていないため、ISQM 1 の要求事項が対処されていない。

ISQM 1 A12 項は、SOQM の他の側面に関連する不備が存在する可能性がある場合の例を記載している。

全ての発見事項が不備というわけではない。発見事項が不備かどうかを検討するに当たり、監査事務所は、職業的専門家としての判断を行使し、以下を考慮する可能性がある。

- 品質目標、品質リスク、対応又はそれらが関連するSOQMのその他の側面の観点からの発見事項（又は発見事項の組合せ）の相対的な重要性
- 発見事項に関連する定量的及び定性的な要因

i ISQM 1 A160 項は、発見事項が不備であるかどうかを判断する際に監査事務所が考慮する可能性のある定量的及び定性的な要因の例を記載している。



発見事項は、一つ又は複数の不備が存在する可能性があることを示す情報である。しかしながら、監視活動、外部検査、又はその他の関連する情報源は、以下のようなSOQM についての他の所見を明らかにする情報を提供する可能性がある。

- 品質又は SOQM の有効性の観点から、好ましい結果を生じさせた行動、姿勢又は状況
- 発見事項がなかった場合と類似の状況（例えば、発見事項がなかった業務、及び発見事項があった業務と類似した性質を持つ業務）

これはなぜ重要か

監査事務所は、以下のために、他の所見を使用する場合がある。

- 物事がうまくいった理由とうまくいかずに不備につながった理由とを対比すること等を通じて識別された不備の根本原因の調査に役立てる。
- 監査事務所がより広範囲にわたって（例：全ての業務を横断して）支援や適用ができる実務を識別する。
- 監査事務所が SOQM を改善する機会を明らかにする。

不備の重大性と広範性を評価する

監査事務所は、以下の理由により、識別された不備の重大性と広範性を評価しなければならない。

- SOQM に対して最も大きなリスクを呈示する不備に集中することにより、識別された不備に対応するための改善活動の内容、時期及び範囲を絞り込む。
- リーダーシップの SOQM の評価に影響を与える。

さらに、識別された不備の重大性と広範性は、監査チームがISA220（改訂）⁹に準拠するに当たり監査事務所の方針又は手続に依拠するか、又はどの程度依拠するかに影響を与える可能性がある。

不備の重大性と広範性をどのように評価するか

不備の重大性と広範性を評価するために、監査事務所は以下を行う。

- 識別された不備の根本原因を調査する。
- 個別に、また全体として、識別された不備の SOQM に対する影響を評価する。

識別された不備の重大性と広範性を評価する際に問われる可能性のある質問の例

- 識別された不備の内容は何か。また、業務に関連していた場合は、どの内容の業務に関連していたか。
- 根本原因は何か。
- それは SOQM のどの側面に関連しているか。当該側面は SOQM 全体にとってどれくらい重要か。
- 不備は、整備上の不備か、又は SOQM の適用若しくは運用におけるものであったか。
- 対応に不具合があった場合、効果的に運用された補完する対応はあったか。
- 対象となる問題はどれくらいの頻度で発生したか（例：業務に関連していた場合、いくつかの業務が影響を受けたか）。
- 対象となる問題が SOQM に影響を与えるのにどれくらいの時間を要したか、また、どれくらい継続したか。現在もまだ続いているか。
- 監査事務所の監視活動を通じて監査事務所が対象となる問題を発見するのにどれくらい時間を要したか。

i ISQM 1 A192 項は、識別された不備が広範であると考えられる場合を説明する。

ISQM 1 A192 項及び A193 項も、以下を対比させるための例を記載している。

- 重大ではあるが広範ではない不備
- 重大かつ広範である不備

識別された不備の根本原因を調査する

識別された不備の根本原因の調査では、不備の発生源となる状況の理解に主眼を置く。不備の重大性と広範性の評価を助けるために監査事務所に洞察を与えることに加えて、何が不備を生み出したかを知るとは、監査事務所が適切にそれを改善するのに役立つ。

⁹ ISA220（改訂）A10 項は、通常、監査チームは、以下の場合を除き、ISA220（改訂）の要求事項を遵守するに当たり、監査事務所の方針又は手続に依拠できると述べている。

- 監査チームの理解及び実務上の経験が、監査事務所の方針又は手続では業務の内容及び状況に効果的に対処できないことを示している。
- 監査事務所又は他の者から提供された当該方針又は手続の有効性に関する情報が、監査事務所の方針又は手続に依拠できないことを示している（例えば、監査事務所の監視活動、外部の検査又は他の関連する情報源から提供された情報が、監査事務所の方針又は手続が効果的に機能しないことを示している。）

根本原因の手續の内容、並びにそれらの時期及び範囲は、以下を含む多くの要因により様々である。

- 識別された不備の内容及びそれらの潜在的な重要性
- 監査事務所の性質及び状況

ISQM 1 は、実施される必要のある手續の種類、又は誰が実施するかについて説明しておらず、全ての根本原因の調査が集中的又は厳格である必要はない - 場合によっては、手續は非常に簡単である。したがって、根本原因の調査を実施する者は、不備の発生源となった状況を適切に理解するために必要な手續の内容、時期及び範囲を決定するに当たり、職業的専門家としての判断を行使する。

不備の根本原因を調査するに当たり、監査事務所は、以下を識別する可能性がある。

- 複数の根本原因のある不備で、複数の構成単位又はSOQMの側にわたって存在する可能性がある。
- 同一の根本原因によって影響された複数の不備

i ISQM 1 A166項は、根本原因を調査するための手續の内容、時期及び範囲に影響を与える可能性のある要因を説明し、それらの要因が特定の例にどのように適用されるかを示す。

ISQM1 A168項も、適切に識別された根本原因をどのように識別するかを示している。



監査事務所は、監査事務所が SOQM を改善し、更に強化する機会を明らかにする可能性があるため、好ましい結果の根本原因も調査することを決定する可能性がある。

評価プロセスは反復的かつ非画一的である

SOQMの統合された性質から、発見事項の評価、不備の識別、識別された不備の重大性及び広範性の評価（評価プロセス）は、反復的かつ非画一的である。さらに、発見事項に関する全ての情報を監査事務所は同時に利用できるわけではない - すなわち、監視活動は継続しており、発見事項、不備、根本原因に関連して監査事務所が過去に行った判断に疑問を投げかける新たな情報が利用できるようになる可能性がある。したがって、ダイナミックで対応の速い評価プロセスの確立は、不備の主体的かつ適時の改善を促進する。

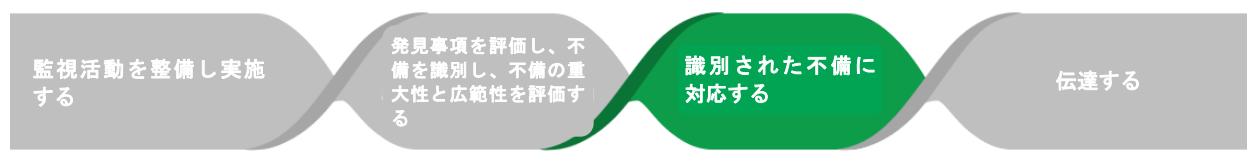
評価フレームワークが反復的かつ非画一的である例

- 業務に関する不適切な判断に関連する識別された不備の根本原因を調査するに当たり、監査事務所は、根本原因が、基礎となる会計基準に関する監査チームの不適切な知識に関連していると決定する。監査事務所は、専門要員の学習及び開発に関する監査事務所の対応に関連する発見事項を有していたが、それらを不備とみなしていなかった。監査事務所は、監査チームが適切な知識を欠いていることを識別したため、専門要員の学習及び開発に関連する発見事項の評価を調整し、それらを不備に分類する。
- 不備の重大性及び広範性を評価するに当たり、監査事務所は、不備を発見するための監査事務所の監視活動に時間を要したため、不備の多くが数ヶ月継続したと判断する。監査事務所は、監視活動に関連する発見事項を有していたが、当該発見事項を不備に分類していなかった。監査事務所は、監視活動が他の不備を発見するのに時間を要したと識別したため、監視活動に関連する発見事項の評価を調整し、それらを不備に分類する。

識別された不備に対応する



ISQM 1 第 42 項から 45, 項、A170 項から A173 項



監査事務所は、識別された不備に対応するために適切な措置を講じる必要がある。これは、以下を通じて達成される。

- 識別された不備を、それらが再発しないように、適時に改善する。
- 改善措置の有効性を評価し、有効でない場合は更なる措置を講じる。

このプロセスの一環として、監査事務所は、業務の実施中に要求された手続が省略された、又は発行された報告書が不適切である業務がある場合に、業務に関連する発見事項にも対処する（本書の「必要に応じて、業務に関連する発見事項に対処する」を参照）。



監査事務所のリーダーシップは、SOQM の評価時に、識別された不備に対応するために講じられた措置を考慮する。

改善措置の有効性は、SOQM の全体的な評価、及び SOQM がその目的を達成しているかどうかについてのリーダーシップの結論に影響を与える可能性がある。

改善措置の整備及び実施

監査事務所によって整備及び実施された改善措置は、根本原因に対応するものであることが要求される。さらに、不備が重大かつ広範になるにつれて、改善措置を整備し実施するための緊急性が一層要求される。

場合によっては、不備に対処するために適切に改善措置を整備し実施するのに時間がかかる、又は改善措置が期待される効果を発揮するのに時間がかかることがある。また、期待される改善措置が完全に整備され実施されるまで、監査事務所は、不備に対処するための暫定的な改善措置を講じる場合がある。

暫定的な改善措置の例

監査事務所は、サービス・プロバイダーが提供した監査ツールを使用し、監査ツールに関連した不備を識別する。当該不備によって特定の業界について不適切な監査プログラムが生成される。不備を改善するために、監査事務所はサービス・プロバイダーに監査ツールを修正するよう要請するが、それには時間がかかる。したがって、暫定措置として、監査事務所は、適切な監査プログラムを監査チームに電子メールで送信し、監査チームに、監査ツールのプログラムではなく電子メールで送信された監査プログラムを使用するよう要請する。



改善措置には追加の品質目標を設定することが含まれる場合がある。又は、品質リスクや対応が適切でないと判断されたため、品質リスクや対応が追加若しくは修正される場合がある。監視及び改善プロセスからの品質目標、品質リスク及び対応についての情報は、監査事務所のリスク評価プロセスにおいて考慮されるべきである。

改善措置を評価し、必要な場合は更なる措置を講じる

ISQM 1は、監視及び改善プロセスに対して運用責任を付与された者が、改善措置を評価し、当該評価に対応するために適切な措置を講じるよう要求している。

改善措置は、識別された不備及びそれらの関連する根本原因に対処するために適切に整備されており、それらは実施されたか。

改善措置が実施されたならば、識別された不備に対処するためにそれらは有効であったか。

監視及び改善プロセスの運用責任を付与された者は、改善措置が整備され実施され次第、評価のこの部分を実施する可能性がある。

監視及び改善プロセスの運用責任を付与された者は、改善措置が有効であったかどうかを判断できるように、改善措置がSOQMを通して十分に機能して十分な時間運用された場合にのみ、評価のこの部分を実施する可能性がある。時間を要しない場合もあれば、改善措置の有効性が検討される前にしばらくの間改善措置が機能することが必要な場合がある。



評価によって、これらが満足のいくものではない（改善措置が適切に整備されていない、適用されていない、又は有効ではない）と示された場合、上記の者は、改善措置が適切に修正されるようにさらなる適切な措置を講じなければならない。

必要に応じて、業務に関連する発見事項に対処する

不備を示す可能性のある発見事項は、基礎となる業務に影響を与えている可能性がある。監査事務所は、不備の再発を防止するために改善措置の整備と実施に注力するため、全ての発見事項を改善する必要はない。しかしながら、発見事項が、業務の実施中に必要な手続が省かれている、又は発行された報告書が不適切である業務が存在することを示した場合、監査事務所は以下のさらなる措置を講じることが期待される。

- 関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等の要求事項を遵守するために適切な措置を講じる。例えば、省略された手続が実施され、経営者や監査役等と問題が討議され、又は監査事務所内でコンサルテーションが行われる。
- 報告書が不適切であるとみなされた場合、監査事務所は、その影響を考慮し、法的助言を得ることの検討を含め、適切な措置を講じる可能性がある。

監視及び改善に関連する継続的なコミュニケーション

ISQM 1 第 46 項から第 47 項、
A174 項

監視及び改善プロセスからの情報は SOQM 全体で使用され、監査チームによっても使用される。

例えば、

- リーダーシップは、専門要員に伝達すべき内容を判断し、各自の責任について説明責任を負わせ、又は主要な懸念を適時に識別するために、SOQM の年次評価の土台として、当該情報を使用する。
- SOQM において活動を割り当てられた者は、SOQM に関連する自身の機能を実施するために当該情報を使用する。
- 審査担当者は、特にその情報が監査チームによる重要な判断を伴う領域に関連している場合、審査を実施する際の土台として当該情報を使用する。
- 業務執行責任者は、監査チームが業務を実施する際に監査事務所の方針や手続に依拠できるかどうか、又は業務レベルでさらなる対応を必要とする領域を特定するために当該情報を使用する。

ISQM 1 は、誰によって、また誰に対してかを含め、以下の通り、監視及び改善に関連して報告される必要のある内容について最低限の要求事項を含む。

監視及び改善プロセスに対して運用責任を付与された者は、以下に報告する。

- SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者
- SOQM に対して運用責任を付与された者

監査事務所は、監査チーム及び SOQM において活動を割り当てられた者に報告する。

報告は、監査チーム及びその他の者が彼らの責任に応じて速やかに適切な措置が講じられるようにするために必要な範囲で行う

報告事項

- 実施した監視活動の内容
- その重大性と広範性を含む識別された不備
- 改善措置

監査チーム及び専門要員に報告される事項の例（すなわち、彼らが速やかにかつ適切な措置を講じられるようにするために必要な範囲で）

- 監査チーム - 報告される情報は、業務レベルで識別された不備及び監査事務所の改善措置に集中している場合がある。
- 専門要員 - 監査事務所全体で全ての専門要員に報告される情報は、独立性に関連する不備及び監査事務所の改善措置に関連する場合がある。



小規模な監査事務所の場合、個人は、SOQM の全側面に対して責任（すなわち、SOQM に対する最終責任及び説明責任、SOQM に対する運用責任並びに監視及び改善に対する運用責任）を負う可能性がある。そのような場合、ISQM 1 第 46 項の報告の要求事項は関連がないだろう。



監査事務所は、なぜ不備が生じたのかについての認識と理解を高めるために、識別された不備の根本原因を報告するが、それは監査チーム及び SOQM において活動を割り当てられた者の行動に影響を与える可能性がある。

監査事務所は、監査チームがより広範に適用することのできる実務を示す好ましい結果も報告することがある



監査事務所は、監視及び改善プロセスからの情報を以下の外部に対して報告する場合がある。

- 監査事務所のネットワーク
- サービス・プロバイダー
- 上場企業の財務諸表の監査を実施する場合は監査役等、又は
- その他の外部の利害関係者



ISQM 1第33項、第34項 (e)、A109項からA115項及びA124項からA132項は、外部の者とコミュニケーションをするかについての監査事務所の検討とコミュニケーションする場合に提供される情報について扱っている。

ネットワークの要求事項又はネットワークのサービス



ISQM 1 第 16 項(k)、第 16 項(l)、
第 48 項から第 52 項、A19 項及び
A175 項から A186 項

ネットワークは、監査事務所の SOQM に関して要求事項を設定する場合があります。それは「ネットワークの要求事項」と述べられる。ネットワークは、また監査事務所が SOQM において適用又は使用することを選択するサービスやリソースを提供する場合があります。それは「ネットワークのサービス」と述べられる。

i ISQM 1 A175 項には、ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスの例が記載されている。



ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスに対処する要求事項は、ISQM 1 では大部分が新規である。

現行の ISQC 1 は、監査事務所がネットワークの共通の監視方針及び手続に依拠している場合の、ネットワークのコミュニケーションを扱う要求事項のみを含む。

ISQM 1 の要求事項が他のネットワーク・ファーム、ネットワークの構造又は組織の要求事項及びサービスに適用される程度

「ネットワーク」及び「ネットワーク・ファーム」という用語は、各々、ISQM 1 第 16 項(k)及び第 16 項(l)で定義されている。ネットワーク・ファームとは、監査事務所のネットワークに属する監査事務所又は事業体である。ISQM 1 A19 項は、ネットワーク及びネットワーク・ファームは様々な方法で構成されることがあると説明している。

ネットワーク、他のネットワーク・ファーム又はネットワーク内の別の構造や組織から得られたネットワークの要求事項又はネットワークのサービスは、「ネットワークの要求事項又はネットワークのサービス」であると考えられる。したがって、それらは ISQM 1 第 48 項から第 52 項の要求事項に従う。



ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスには、グループ監査業務に携わった他のネットワーク・ファームからの構成単位の監査人が含まれる。リソースの項目は、ISQM 1 の要求事項が同一ネットワーク内の構成要素の監査人に実際どのように適用することができるかを説明している。

ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスに関連する監査事務所の責任

監査事務所は、その独自の SOQM に対し責任を負う。したがって、SOQM で使用するネットワークの要求事項又はネットワークのサービスに対し信頼を置くために、監査事務所がネットワークの要求事項又はネットワークのサービス及びそれらが監査事務所の SOQM に与える影響を理解していることが重要である。監査事務所は、またネットワークの要求事項を実施する又はネットワークのサービスを利用するために必要な全ての措置に対する監査事務所の責任を理解している必要がある。



ISQM 1 A176 項は、ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスを実施する際の監査事務所の責任の例を記載している。

ネットワークは、監査事務所の責任を指定する場合がある

設例

ネットワークは、特定の IT アプリケーションを利用するために、IT アプリケーションがノート型パソコンで適切に機能するために監査事務所が最低限の仕様のノート型パソコンを備えている必要があると指定する場合がある。

監査事務所は、自身の責任を判断する場合がある

設例

監査事務所は、ネットワークが提供する研修コースを利用することができる。監査事務所は、自身の責任に、研修を行う進行役の指定と、研修コースを適切に提供する方法についての進行役の研修が含まれると判断する場合がある。

ISQM 1 は監査事務所に以下を要求する。

- ネットワークの要求事項又はサービスが、どのように実施されるかを含め、監査事務所の SOQM にどのように関連し、またどのように考慮されるかを決定する。
- ネットワークの要求事項又はサービスが、その SOQM での利用が適切となるために、監査事務所により適応又は補完される必要があるかどうか、また必要がある場合その方法を評価する。ネットワークは、ネットワーク全体で一貫した品質を推進するためにネットワークの要求事項を推進する場合があるが、監査事務所は、ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスが、監査事務所及び監査事務所が実施する業務の内容及び状況に応じて適切となるように、それらを適応させ補完することが必要となる場合がある。



ISQM 1 A179 項は、ネットワークの要求事項やサービスがどのように適応又は補完される必要があるかに関する例を記載する。

ISQM 1 は、また監査事務所がネットワークの要求事項又はネットワークのサービスにおいて不備を識別した場合の監査事務所の要求事項も記載する。これには、ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスに関して識別された不備の影響に対処するための改善措置の整備及び実施が含まれる。

ネットワークのサービス、ネットワークのサービスが監査事務所の SOQM にどのように関連し、またどのように考慮されるかを決定する監査事務所、及びネットワークのサービスが適応又は補完される必要があるかどうかについての例

ネットワークのサービス

ネットワークは全世界のパンデミックに対処するために広範な指針を発行する。指針は以下に対処する。

- 国際財務報告基準に従って作成された財務諸表に対して全世界のパンデミックが及ぼすと考えられる影響
- 以下を含む、監査業務に対して全世界のパンデミックが及ぼすと考えられる影響
 - 業務がどのように指揮、監督され、またその作業が査閲されるかについての影響、及び業務の実施を支援するためにテクノロジーを利用する際の考慮事項
 - 実施することができる監査手続の種類への適応及びこれらの手続を使用する際の監査チームの考慮事項

	○ 世界的な事象の結果としての重要な虚偽表示のリスク、後発事象がどのように検討、考慮される必要があるか、及び継続企業の前提に関連した考慮事項 ○ 監査報告書における報告への影響
ネットワークのサービスが、どのように実施されるかを含め、監査事務所の SOQM にどのように関連し、またどのように考慮されるか	監査事務所は、世界的なパンデミックにより影響を受けており、したがって、ネットワークのサービスが監査事務所及び監査事務所が実施する業務に関連していると判断する。監査事務所が世界的なパンデミックに対応するための自らの指針をまだ発行していないことから、監査事務所は、ネットワークが発行する指針を使用することを決定する。監査事務所は、監査チームに指針を配布する最善の方法を決定し、以下を行うことを決定する。 ● 指針の内容を協議するために複数回のウェビナーを開催する。 ● 指針を監査事務所のイントラネットに掲載し、監査事務所の監査 IT アプリケーションに指針を組み込む。
ネットワークのサービスは適応又は補完される必要があるか	監査事務所は、以下の通り、指針を適応させ、補完することの必要性を特定している。 ● 監査事務所は、監査事務所が監査業務を実施する特定の業界の財務諸表に世界的な事象がどのように影響を与えるかについて詳述することによって会計基準を改善する。 ● 監査事務所は、以下を詳述することにより、監査基準を改善する。 ○ 監査チームは、どのようにコミュニケーションを取り、また交流することができるか、特に対面の集会に関する地域の規則を考慮した、チームが対面で集まる際に満たされるべき要求事項 ○ 監査チームは、どのように顧客と交流することができるか、またどの監査手続を対面で実施することが期待できるか ○ 世界的なパンデミックにより国又は地域に関連する重要な虚偽表示の識別のリスク、国又は地域全体に影響を及ぼした重要な事象にどのように対処するか、国又は地域の経済状況、及びそれがどのように継続企業の前提に影響を与えるか ○ 監査チームは、監査事務所内でどのようにコンサルテーションを開始することができるか、及びコンサルテーションが必要な事項の種類

ネットワークが監視活動を実施する状況

ネットワークは、ネットワーク・ファーム全体で監視活動を実施する可能性がある。そのような監視活動の内容、時期及び範囲は、ネットワーク全体で様々であり、またネットワーク内で年度ごとに異なる可能性がある。

ISQM 1 は、監視及び改善を扱う ISQM 1 第 35 項から第 47 項を遵守するよう監査事務所に要求する。したがって、ネットワークが監査事務所の SOQM の監視活動を実施する場合、監査事務所は、以下を行うことが期待される。

監査事務所の監視活動の内容、時期及び範囲に対してネットワークが実施した監視活動の影響を決定する。

設例

ネットワークの監視活動には、選択された完了した業務の年次検査が含まれる。監査事務所は、以下を考慮する場合がある。

- 選択された業務に関連して、それらの業務は、監査事務所が自身の検査プログラムを実施するために選択した業務を代表しているか。
- 業務執行責任者の選任に関して、
 - 選択された業務執行責任者は、監査事務所が監査事務所の方針又は手続に従って選択していたであろう業務執行責任者と同じか（監査事務所の周期に基づき選択されていたであろう社員を含む）
 - 各業務執行責任者に対して選択された業務は、監査事務所が当該業務執行責任者に対して選択していたであろう業務を代表しているか
- 業務の検査を実施する際に考慮される事項、及び監査事務所が検査を実施していたならば考慮していたであろう事項とそれらは類似しているか。

監査事務所による関連する措置を含む、監視活動に関する監査事務所の責任を判断する。

設例

上記の例を踏まえ、監査事務所は、以下の提供を含め、ネットワークによる完了した業務の検査を支援するための多くの責任を有している。

- 業務及び業務執行責任者の選任を支援するための、監査事務所の業務及び業務執行責任者についての情報
- 監査事務所が実施した他の監視活動からの情報、又はネットワークが業務及び業務執行責任者を選択するために使用する可能性がある、関連する他の情報
- 業務ファイルへのアクセス
- 完了した業務の検査を支援するための支援リソース（人的資源等）

第 40 項における発見事項の評価及び不備の識別の一環として、ネットワークから監視活動の結果を適時入手する。

監査事務所がどのように監視活動の結果を使用するか例

不備が存在するかどうかを決定するために発見事項を評価する際、監査事務所は、ネットワークの監視活動の結果を使用し、その情報を、監査事務所による完了した業務の検査の結果と比較する。監査事務所は、その監視活動が多数の業務にわたり不備を識別していないことに気付く。したがって、ネットワークの監視活動からの情報によって、以下の二つの不備が識別された。

- 業務に関連する不備
- 監査事務所の監視活動に関連する不備（完了した業務の検査における不備）

ISQM 1 は、また他のネットワーク・ファーム全体におけるネットワークの監視活動、及びネットワーク・ファーム全体におけるネットワークの監視活動の総合的な結果について監査事務所にネットワークから情報を得る必要性にも対処している。ISQM 1 A182 項は、この情報が監査事務所によってどのように使用されるかを説明している。



監査事務所は、監査事務所の監視活動の内容、時期及び範囲を決定するに当たり、監査事務所の SOQM に関連するネットワークの監視活動の結果、及び他のネットワーク・ファーム全体における結果も使用する可能性がある（ISQM 1 第 37 項(f)参照）。

SOQM の評価



ISQM 1 第 53 項から第 56 項、A187 項から A201 項

ISQM 1 には、SOQM に対し最終的な責任及び説明責任を付与された者が SOQM を評価する要求事項が含まれる。評価に基づき、上記の者は、SOQM の目的が達成されつつあるかどうかを結論付けなければならない。



SOQM を評価し、SOQM の目的を達成するに当たっての SOQM の有効性について結論付ける要求事項は、ISQM 1 では新規である。

評価はある時点で行い、結論は、SOQM が以下の合理的な保証を提供しているかどうかの主眼を置く。

- 監査事務所及びその専門要員は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の要求事項に従って責任を履行されつつあり、またかかる基準及び要求事項に従って業務が実施されつつある。並びに
- 監査事務所及び業務執行責任者により発行されつつある報告書は、状況に応じて適切である。

評価は現在に主眼を置くものであるが、SOQM の目的が達成されているという合理的な保証を提供しているかどうかを判断する際の根拠として、一定期間の SOQM の成果についての情報を使用する。

評価は監査事務所の内部で行われる。監査事務所は、SOQM の有効性について独立した保証を得ることは求められていない。

SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者がなぜ SOQM を評価するのか

SOQM の評価は実質的に自己評価であるが、SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者の責任及び説明責任を強化することは重要である。SOQM の評価の結果は、リーダーシップがどのように自らの責任を果たしたかを示している可能性があり、したがって、リーダーシップの業績評価を実施するうえで不可欠な考慮事項である。

SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者が評価を実施する場合でも、監査事務所は付与された役割について各担当者に責任及び説明責任を負わせることによって、評価に対して責任を負い続ける。すなわち、監査事務所は、各担当者に評価を行う説明責任を負わせることによって、評価が実施されることを確実にしなければならない。



ISQM 1 A33 項には、監査事務所が SOQM に対する評価及び結論に責任を負うが、SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者に評価及び結論を割り当てる例を記載している。



監査事務所の監視活動の一環として、監査事務所は、リーダーシップによる SOQM の評価、及びそれが ISQM 1 の要求事項を満たしたかどうかを監視する場合がある。

評価が実施されていない又は適切に整備、実施若しくは運用されていないために、ISQM 1 第 53 項及び第 54 項の要求事項が対処されていない場合に不備が生じる可能性がある。

どのような情報が考慮されるかを含み、評価はどのように行われるか

ISQM 1 は、SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者が評価を実施する際に他の者によって支援されることがあるが、各担当者が評価に対して責任及び説明責任を負い続けることを確認する。

SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者に伝達される監査事務所の改善及び監視に関する情報は、概して、評価の実施に必要な情報を提供する。

SOQM の評価に基づき、最終的な責任及び説明責任を付与された者は、SOQM の目的が達成されているかについて結論を下さなければならない。ISQM 1 A190 によると、各担当者は、SOQM について結論を下すに当たり、以下を考慮することができる。



ISQM 1 A189 項には、SOQM の評価の土台となる情報がどのように得られるかについて、複雑でない監査事務所とより複雑な監査事務所を対比した例を記載している。

ISQM 1 A192 項及び A193 項には、以下の説明及び例を記載している。

- 識別された不備が重大であるが広範でない。
- 識別された不備が重大かつ広範である。

識別された不備の重大性及び広範性、並びに SOQM の目標達成への影響

改善措置が監査事務所によって整備及び実施されているか、また評価時点までに講じられた改善措置が効果的であるか

SOQM に対する識別された不備の影響が適切に改善されたか

(例：業務の実施において手続が省略された又は発行された報告書が不適切な場合における適切な措置の実施)

改善措置が整備及び実施されると、その有効性がすぐに明らかになるか、又はその有効性が明らかになる前に改善措置がしばらくの間機能する必要があるかもしれない（上記の 79 ページの「改善措置を評価し、必要な場合は更なる措置を講じる」を参照）。ISQM1 の第 43 項は、改善措置が以下であるかどうかを監視及び改善プロセスの運用責任を割り当てられた者が評価することが要求されるため、改善措置が運用されるのに時間がかかる可能性があるという考えを認識している。

- 識別された不備及び関連する根本原因に対処するように適切に整備され、また実施されていることを判断する。また、
- 以前に識別された不備に対処するために実施された措置は有効である。

SOQM の評価の基礎を提供する情報には、ISQM 1 第 46 項に従って監視及び改善プロセスの運用責任を割り当てられた者によって伝達された情報が含まれると ISQM 1 A189 項は説明している。このような情報には、ISQM 1 第 43 項に従って実施された改善措置の評価に関する情報が含まれる場合がある。したがって、評価時点までに講じられた改善措置が有効であるかどうかを検討する際に、品質管理システムの最終的な責任と説明責任を割り当てられた者は、例えば以下を行うかもしれない。

- ISQM1 第 43 項に従って実施された改善措置の評価からの情報を使用する。

- 短期間で運用されるものを含め、運用されている改善措置の有効性について入手できる可能性のあるその他の情報を検討する。又は、
- 運用にまだ時間がかかる可能性のある改善措置に関しては、次のような様々な事項を考慮する。
 - 改善措置が関連する識別された不備の性質及び根本原因
 - 識別された不備の重大性及び広範性
 - 改善措置の実施の適時性及び改善措置の実施の計画時期、並びに当該時期が、識別された不備及び関連する根本原因に対処する必要の緊急性に合っているかどうか。
 - 有効性に関する予定又は予想される中間目標が達成されたかどうか。
 - 望ましい改善措置が完全に整備され実施されるまでの間に講じられた、一時的又は暫定的措置の効果
 - 会社が実施した類似した改善措置が有効であったかどうか。



改善措置が整備され適用されたが、SQQM の評価時点においてまだ運用されていない場合、その改善措置の有効性は ISQM 1 第 43 項 (b) に従ってその後の期間において評価される。改善措置が有効ではなかったと判断された可能性がある。監査事務所が有効ではない改善措置にどのように対応したか、及び関連する不備の重大性と広範性等の多くの要因によっては、翌年の SQQM の結論に影響を与える可能性がある。

ISQM 1 第 54 項によると、ISQM 1 は考えられる三つの結論を認めている。監査事務所は、いずれの結論に達したかに応じて、ISQM 1 第 55 項に従って、更なる措置を講じなければならない。

以下の表は、考えられる三つの結論に達する際の上記の考慮事項の適用方法を記載している。以下の表は、適切な結論に達するために職業的専門家としての判断が必要とされることから、例示的である。例えば、

- 不備の重大性と広範性を評価するために、職業的専門家としての判断が必要とされる。
- 改善措置が監査事務所によって整備及び実施されているかどうか、並びに評価時点までに講じられた改善措置が有効であるかどうかを評価するには、職業的専門家としての判断が必要である（これがどのように考慮されるか及び関連する職業的専門家としての判断については、上記のブロックの説明を参照）。

- SOQM における識別された不備の影響が適切に改善されたかを評価するために、職業的専門家としての判断が必要とされる。例えば、不備の影響が、部分的に改善される状況があるかもしれない（例として、一部の業務のみが改善されており、他の業務の改善は進行中である）。その場合、例えば、不備の内容と影響及びその不備の影響を改善するために監査事務所に講じる措置の内容と時期を考慮することにより、識別された不備の影響がどの程度改善されているか、及びこれが SOQM の有効性についての結論にどのように影響を与えるかを考慮する際に職業的専門家としての判断が必要とされる。例えば、不備の内容と影響、及びその不備の影響を改善するために監査事務所が講じる措置の内容と時期を考慮する。

（注：以下の表、この表の前の補足的な記述（当該記述の上のブロックを含む。）、及び表の下において参照されている注は、2021 年 9 月に発行されたガイドの限定的な改訂の一部として更新された。）

#	不備 (注1)		改善措置が整備され、実施され、また評価時点までに講じられたものが有効である	不備の影響は適切に改善された (注2)	注	結論	ISQM1の第55項により、更なる措置が必要か
	重大	広範					
1	いいえ	いいえ	SOQMに関して結論付ける際にこれらの要因は関連しない可能性がある		注3	SOQMは、SOQMの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供する。 (ISQM1第54項(a))	いいえ
2	はい	いいえ	はい	はい			
3	いいえ	はい	SOQMに関して結論付ける際にこれらの要因は関連しない可能性がある				
4	はい	はい	はい	はい			
5	はい	いいえ	いいえ	いいえ		SOQMの整備、適用及び運用に対し重大ではあるが広範ではない影響を及ぼす識別された不備に関する事項を	はい
6	はい	いいえ	いいえ	はい			

#	不備 (注1)		改善措置が整備され、実施され、また評価時点までに講じられたものが有効である	不備の影響は適切に改善された (注2)	注	結論	ISQM1 の第 55 項により、更なる措置が必要か
	重大	広範					
7	はい	いいえ	はい	いいえ	注4	除き、SOQM は SOQM の目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供する。(ISQM 1 第 54 項 (b))	
8	はい	はい	いいえ	いいえ	注5	SOQM は、SOQM の目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しない。(ISQM1 第 54 項(c))	はい
9	はい	はい	はい	いいえ	注4 注5		
10	はい	はい	いいえ	はい	注5		

注1： ISQM 1 第 41 項は、監査事務所に識別された不備の根本原因を調査し、SOQM に対するその影響を個別に及び全体として評価することにより、識別された不備の重大性と広範性を評価することを要求している。識別された各不備の影響を個別に検討した後に、監査事務所は不備の重大性と広範性を総合的に評価することも要求されている。この表は、ISQM 1 第 41 項において検討されているように、監査事務所が評価を実行した後に起こりうる結果を示している。例えば：

- 5、6、7 行目は、個別には重大であるが広範ではない識別された不備、又は全体として重大であるが広範ではない識別された不備が、評価により示されている場合に関連する可能性がある。
- 8、9、10 行目は、個別に重大で広範な識別された不備、又は全体として重大で広範な識別された不備が、評価により示されている場合に関連する可能性がある。

注2： 業務の実施中に必要な手続が省略された、又は発行された報告書が適切ではない業務があると発見事項が示している場合には、当該状況に対応することを監査事務所に要求する ISQM 1 第 45 項への対処が含まれている。表の前の文章において強調されているように、識別された不備の影響がどの程度修正されたか、及びこれが SOQM の有効性に関する結論にどのように影響するかを検討する際には職業的専門家としての判断が必要である。

注3： 3 行目は、個別に広範であるが重大ではない識別された不備、又は全体として広範であるが重大ではない複数の不備に関連しているかもしれない（注1も参照）。不備の影響は重大ではないため残りの列は SOQM に関する結論をだす上で関連する要因ではない可能性がある（すなわち、ISQM 1 第 54 項(i)に従った結論）。しかしながら、企業が個別に広範であるが重大ではないと評価しているが、全体としては重大で広範であると評価する複数の不備が存在する場合がある。不備が全体として重大で広範な場合、4、8、9 又は 10 行目が適用される可能性がある（すなわち、ISQM 1 第 54 項(a)又は(c)に従った結論）。

注4：事実や状況に基づいて適切な結論を検討するには、職業的専門家としての判断が必要である。この場合の適切な結論は、不備の影響が適切に修正された程度に大きく依存する（不備の影響が適切に修正された程度、及びその判断に影響を与える可能性のある要因を検討する際の職業的専門家としての判断を説明する、表の前の説明を参照。）。評価時点までに整備及び適用された、講じられた改善措置が有効であり、また監査事務所がまだ不備の影響を修正している途中である場合に、SQQM の目的が達成されているという合理的な保証を、SQQM が監査事務所に提供していると監査事務所が判断する場合がある（すなわち、表の2行目又は4行目が代わりに適用される場合がある）。

注5：ISQM 1 A194 項は、企業が重大で広範な識別された不備を改善するのに時間がかかる可能性があることを示している。監査事務所が識別された不備を改善するための行動を継続するにつれて、識別された不備の広範性は減少し、識別された不備は依然として重大であるが、もはや重大かつ広範ではないと判断される可能性がある。そのような場合、SQQM の最終的な責任と説明責任を割り当てられた者は、SQQM の整備、適用及び運用に対して、重大ではあるが広範には影響を及ぼさない識別された不備に関連する事項を除いて、SQQM の目的が達成されているとの合理的な保証を SQQM が監査事務所に提供していると結論付けることができる（すなわち、表の5、6又は7行目が SQQM のその後の評価に適用される場合がある）。

SOQM の評価の時期及び評価をより頻繁に実施する

ISQM 1 は、評価がある時点で行われ、また少なくとも年に一度実施されることを要求している。評価が行われる時点は、監査事務所の状況によるが、監査事務所の会計年度末又は年次監視サイクルの完了時と重なることがある。

状況によっては、監査事務所又は SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者は、年に一度より頻繁に評価を実施することが適切であると決定する可能性がある。例えば、これは、評価が実施される時点が変更される必要がある（例として、監査事務所の会計年度末の変更と合わせるため、又は、監査事務所が別の監査事務所との合併を検討している）場合である。

ISQM 1 の初回の適用後、SOQM の初回の評価を実施する

適用日の項で説明されている通り、ISQM 1 の適用後の SOQM の初回の評価は、2022 年 12 月 15 日から 1 年以内に実施されなければならない。

適用初年度は、ISA220（改訂）及び ISQM 2 が発効し、業務に影響を与える時期を考えると、現行の ISA220、並びに ISQC 1 及び ISA220 の審査に対する現行の要求事項に基づき、いまだに実施されている多数の業務がある可能性がある。例えば、会計年度末が 2023 年 6 月 30 日である財務諸表の監査は、現行の ISA220 に基づき実施されることとなり、該当する場合、審査は、現行の要求事項に基づき実施される。

ISQM 1 は、2022 年 12 月 15 日から、監視活動の業務を開始することを監査事務所に要求している。業務の検査を含む監視活動は、したがって、まだ現行の ISA220 及び審査の要求事項に基づき実施されている業務を含む可能性がある。したがって、適用後の初年度（そしておそらく 2 年目）は、監視活動からの情報には、以下から発生する情報の組合せが含まれる場合がある。

- 現行の基準に基づき、又は現行の ISQC 1 に準拠した監査事務所の方針及び手続に従って実施される業務
- 新たな基準に基づき、又は監査事務所の新たな SOQM に従って実施される業務

SOQM を評価する際、監査事務所は、以下を考慮する可能性がある。

- SOQM 全体を監視するための監視活動（すなわち、業務レベルを対象としていない活動）からの情報
- 業務の検査に関連する監視活動からの情報。監査事務所は、不備を識別し、SOQM を評価するに当たり、現行の基準に基づき又は監査事務所の以前の方針及び手続に従って実施された業務から生じる情報を使用する可能性がある。例えば、そのような情報は、監査事務所に以下を考慮するよう促す。
 - 監査事務所は新たな SOQM に関する事項にどのように対処したか。
 - 新たな SOQM に関する事項に対処する監査事務所の方法は適切か。

リーダーシップの業績評価

ISQM 1は、以下について定期的な業績評価を実施するよう監査事務所に要求する。

- SOQM に対して最終的な責任及び説明責任を付与された者、及び
 - SOQM に対して運用責任を付与された者
- すでに取り上げたように、リーダーシップの評価では、SOQM の評価を考慮しなければならない。



ISQM 1第32項(b)は、専門要員が適時の評価を通じて説明責任を問われ、評価されることを含め、専門要員が品質へのコミットメントを示すことについて扱っている。この品質目標は、監視及び改善プロセスに対する運用責任を付与された者等、SOQMに関連してその他の役割及び責任を付与された者を含む、全ての専門要員に対処している。



小規模な監査事務所では、リーダーシップの定期的な業績評価を実施するために監査事務所が使用する情報には、監査事務所の監視活動の結果、及び SOQM の評価が含まれる場合がある。大規模な監査事務所では、監査事務所の監視活動の結果に加えて、リーダーシップの定期的な業績評価を実施する際に監査事務所が使用する情報がある場合がある。



ISQM 1 A199項は、監査事務所が、複雑でない監査事務所、及びより複雑な監査事務所でのリーダーシップの業績評価をどのように行うかを示す例を記載している。

文書化



ISQM 1 第 57 項から第 60 項、A202 項から A206 項

以下は、文書化に関する ISQM 1 の現行の基準からの変更を要約する。



- 現行の ISQC 1 からの新たな強化された要求事項で、以下から構成される。
 - 文書化に関する包括的な原則に基づく要求事項（この要求事項は、ISA230¹⁰の文書化の原則に類似している）。
 - SOQM に関して一定の事項を文書化する特定の要求事項
- SOQM の文書の保存に対処する要求事項は、現行の ISQC 1 に沿っている。

ISQC 1 には、監査事務所が不服と疑義の申立ての文書化を要求する方針及び手続を定める具体的な要求事項が含まれていた。これは、文書化に関する原則に基づく要求事項により対処されている。

文書化がなぜ重要か

文書化は、以下の理由で重要である。

- 専門要員が SOQM 及び彼らに期待されていることを理解するのに役立ち、それによって専門要員は業務を実施し、監査事務所の SOQM に関して彼らの役割と責任を果たすことができる。
- 文書化により、監査事務所が意図する方法で対応を実施し、運用することができる。
- 監査事務所が組織的知識を保持し、SOQM に関連する決定が行われた理由の根拠を有することができる。
- 監査事務所が SOQM を監視し、情報を提供するのを助け、それによってリーダーシップが SOQM を評価し、SOQM について結論を下すことができる。
- 監査事務所が ISQM 1 及び適用される法令等の要求事項に従って SOQM を整備し、適用し、運用したことを証明することによって、監査事務所の説明責任を確立する。
- 外部の監督当局が監査事務所の SOQM の検査においてその責務を果たすのを助けるが、これは、財務報告のエコシステムにとって重要な要素である。

監査事務所の SOQM は時の経過とともに変化し、進化する可能性がある。SOQM とそれがどのように整備されているかの文書を保持することは、SOQM がある時点においてどのように整備されているかを説明するために重要となる可能性がある。例えば、ある時点での SOQM の文書は、監査の失敗に起因して監査事務所に調査が入る場合に重要となる可能性がある。

¹⁰ ISA 230 「監査調書」

文書化の内容及び範囲

文書化の内容及び範囲は、監査事務所の規模と複雑さ及び監査事務所が実施する業務の種類を含む多くの要因によって変わるため、ISQM 1 は、監査事務所によって文書化が必要な全ての事項を定めているわけではない。

ISQM 1 は、以下の三つの原則を達成するために文書を作成するよう監査事務所に要求している。

SOQM 及び業務の実施に関連した役割と責任の理解を含む、SOQM についての専門要員の一貫した理解を支援する

対応の一貫した適用及び運用を支援する

SOQM に対する最終的な責任及び説明責任を付与された者による SOQM の評価を支援するために、対応の整備、実施及び運用の証拠を提供する

これらの原則の適用に加えて、ISQM 1 は、特定の事項に対処する文書を作成するよう監査事務所に要求している。これには、監査事務所のリスク評価プロセスに関連する以下の文書化の要求が含まれる。

- 品質目標
- 品質リスク
- 対応の内容及び監査事務所の対応が品質リスクにどのように対処するか。ISQM 1 A205 項は、監査事務所の対応がどのように品質リスクに対処するかを文書化するに当たり、監査事務所は当該品質リスクの評価の理由（すなわち、発生の可能性及び一つ又は複数の品質目標の達成に対する影響）を文書化することができると提案している。



複雑でない監査事務所は、品質目標、関連する品質リスク、及びこれらの品質リスクに対処するための関連する対応を示すマトリックス等の詳細な文書を必要としない可能性がある。これは、品質リスクがどのように品質目標に関連するか、又は対応がどのように品質リスクに対処するかが明白であるからである。このような状況では、監査事務所の文書には、品質目標及び品質リスクの一覧、並びに対応及び対応がどのように品質リスクに対処するかを説明するメモを記載するかもしれない。

SOQM の複雑性が増すにつれて、品質目標、関連する品質リスク、及びこれらの品質リスクに対処するための関連する対応を示すより詳細な文書が必要となる可能性がある。これは、どの品質リスクがどの品質目標に関連するか、及びどの対応がどの品質リスクに対処するかを識別する際に、品質リスクと対応の数量が困難を生じさせる場合に重要となる可能性がある。



品質目標、品質リスク及び対応の詳細さと文書の形式は、不備の根本原因の調査を含む不備の識別及び評価の際に監査事務所を支援する可能性がある。特に、文書が明快に記載されている場合、監査事務所は、不備がどこで生じたか、それらが関連する品質目標の達成にどのように影響するか、不備の重大性と広範性、及び不備に対処するために必要な改善措置を識別することができる可能性がある。

監査事務所が品質目標、品質リスク及び対応をどのように文書化できるかの例を以下に記載している。しかしながら、上記で取り上げたように、文書化の内容及び範囲は多数の要因に左右される。

ISQM 1 で要求される 文書化	文書化の方法の例
品質目標 文書の作成において監査事務所の品質目標を記載する（第 58 項 (b)）	定められた品質目標：監査事務所は、以下を認識し強化する、事務所全体に浸透する文化を通じて、品質へのコミットメントを示している。 (i) 高品質な業務を一貫して行うことにより、公共の利益に資する監査事務所の役割 (ii) 職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢の重要性 (iii) 業務の実施及び SOQM における活動に関する品質に対する全ての専門要員の責任並びに期待される行動 (iv) 監査事務所の財務上及び業務上の優先事項を含む、監査事務所の戦略的意思決定及び行動における品質の重要性
品質リスク 文書の作成において監査事務所の品質リスクを記載する（第 58 項 (b)）	品質リスク 1：リーダーシップの日頃の行動と姿勢が品質に対するコミットメントを反映していない可能性があり、それは、監査事務所の文化に負の影響を及ぼす可能性がある。 評価の理由（ISQM 1 A205 項の適用指針は、この文書化 - 形式、文言及び詳細さの程度は監査事務所の判断に従う - が有用である可能性があることを提案している。） 監査事務所が小規模であることから、リーダーシップは、監査事務所全体で専門要員と定期的に交流する。リーダーシップの直接の行動と姿勢は、非常に見えやすく、監査事務所の文化に強力な影響を及ぼす。監査事務所の文化を反映していないリーダーシップの行動と姿勢は、品質に対するコミットメントを表す文化を浸透させるという目標を達成する監査事務所の能力に重大な影響を及ぼす可能性がある。リーダーシップの行動と姿勢が監査事務所の文化に重大な影響を与える可能性が高い。

ISQM 1 で要求される 文書化	文書化の方法の例
対応 対応、及びそれらがどのように品質リスクに対処するかを説明する（第 58 項(c)）	回答 1.1 : 監査事務所は、専門要員が監査事務所の文化及び価値観並びにリーダーシップをどのように体験しているかについて情報を求める質問を含む、専門要員に対する匿名の調査を毎年実施する。 回答 1.2 : リーダーシップは独立した指導を受けなければならない。
対応 対応の整備、実施及び運用の証拠を文書化する（第 57 項(c)）	回答 1.1 : 調査の結果は、文書形式である可能性が高い（例：調査を実施するために使用されたウェブベースのアプリケーションからの報告書） 回答 1.2 : 監査事務所は、指導者とリーダーシップの間で会議が持たれた証拠となる日程表、及びリーダーシップの個人の開発計画を通じて、リーダーシップが指導を受け、年次のフィードバックを受けているという証拠を有する可能性がある。



監査事務所が SOQM でネットワークの要求事項又はネットワークのサービスを利用する状況において、ISQM 1 には、特定の文書化の要求事項が含まれる。

ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスに関連する文書化は、以下を含む多くの要因に基づき、様々である。

- ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスの内容
- ネットワークの要求事項又はネットワークのサービスに関連してネットワークが提供する文書、並びに第58項及び第59項の要求事項を満たす十分に詳細な水準であるかどうか。ただし、監査事務所は、自らのSOQMIに責任を負い、したがって文書化にも責任を負う。

ネットワークの要求事項に関連した文書化の例

監査事務所は、ネットワークによって、方針又は手続（対応）を備えるよう要求されている。ネットワークの要求事項に関連した文書化には、以下が含まれる。

- ネットワークの方針又は手続に関する監査事務所の評価、及び監査事務所のSOQMでの使用が適切となるように、国又は地域の要求事項又は状況に対処する目的でそれは適応又は補完される必要があるか（ISQM 1第59項を満たすか）
 - 監査事務所は、方針又は手続が監査事務所に適しているかどうかについて慎重な検討を促すために、ネットワークが提供する全ての方針又は手続、国又は地

域の状況についての質問、法令を含む表形式でこの評価を文書化することが適切と判断する。

- 方針又は手続の説明（ISQM 1第58項(c)）
 - 監査事務所は、監査事務所の方針又は手続のマニュアルにこれを含めることが適切と判断する。
- 方針又は手続がどのように品質リスクに対処しているか（ISQM 1第58項(c)）
 - 監査事務所は、最初の項目に記載した監査事務所の評価の一部としてこれを文書化することが適切と判断する。

IAASB の目的は、高品質の監査、保証及びその他の関連する基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証の専門家に対する信頼を強化することにある。

IAASB は、IAASB の活動を監視する公益監視委員会、及び基準及びガイダンスの策定に公益の助言を提供する IAASB 諮問助言グループが関与する共通の基準設定プロセスの下で、全ての会計専門家が使用する監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。

IAASB の運営をサポートする構造とプロセスは、国際会計士連盟（IFAC）によって支援されている。

IAASB 及び IFAC は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ、他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

著作権© 2021 年 9 月 IFAC 無断複写複製を禁ずる。

「International Auditing and Assurance Standards Board」、「International Standards on Auditing」、「International Standards on Assurance Engagements」、「International Standards on Review Engagements」、「International Standards on Related Services」、「International Standards on Quality Control」、「International Auditing Practice Notes」、「IAASB」、「ISA」、「ISAE」、「ISRE」、「ISRS」、「ISQC」、「IAPN」、及び IAASB ロゴは、米国及びその他の国において、IFAC の商標、IFAC の登録商標及びサービスマークである。

著作権、商標及び許可情報については、許可申請ページにアクセスするか、permissions@ifac.org まで問い合わせること。

2021年9月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された初度適用ガイド「国際品質マネジメント基準1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」」は、2021年12月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。初度適用ガイド「国際品質マネジメント基準「審査」」の翻訳のための手続は、IFAC により検討されており、当該翻訳は、IFAC のポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

FIRST-TIME IMPLEMENTATION GUIDE: INTERNATIONAL STANDARD ON QUALITY MANAGEMENT (ISQM) 1, QUALITY MANAGEMENT FOR FIRMS THAT PERFORM AUDITS OR REVIEWS OF FINANCIAL STATEMENTS, OR OTHER ASSURANCE OR RELATED SERVICES

ENGAGEMENTS の英語文 © 2021 年 9 月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

初度適用ガイド「国際品質マネジメント基準1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」」の日本語文 © 2021 年 12 月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原 題 : ***FIRST-TIME IMPLEMENTATION GUIDE: INTERNATIONAL STANDARD ON QUALITY MANAGEMENT (ISQM) 1, QUALITY MANAGEMENT FOR FIRMS THAT PERFORM AUDITS OR REVIEWS OF FINANCIAL STATEMENTS, OR OTHER ASSURANCE OR RELATED SERVICES*** ISBN: -